## 第五十七卷 第三号 2020年12月



日本大学法学会

<ul> <li>一第4章と第5章 (翻刻) ――</li> <li>デ 井 祐 介</li> <li>一第4章と第5章 (翻刻) ――</li> <li>一 荒 井 祐 介</li> <li>川 又 祐</li> <li>加 又 祐</li> </ul>	――「九八〇年代におけるテレビの「バ月ジャーナリズム」―― ::米 倉 律	政経研究 第五十七巻第一号 目次 論 説
向けた SDGs の実践における課題 … 鈴 木 貴 大企業の「経済性」と「社会性」の両立に … 鈴 木 貴 大	<ul> <li>一第6章と第7章 (翻刻) ―</li> <li>一第6章と第7章 (翻刻) ―</li> <li>一 荒井祐介</li> <li>一 二 荒 野 篤</li> <li>川 又 祐</li> </ul>	<b>政経研究 第五十七巻第二号 目次</b> 濱 料 輝題『D > D - R O M 選挙制度調査会議事速記録/ … 安 野 修 右 選挙制度資料 昭和二四~三四年」

## アダム・スミスにおける富と幸福

山

П

Æ

春

六 真の幸福とうわべの幸福 三 スミスの宗教観 三 スミスの宗教観 ー はじめに

七

むすびにかえて

アダム・スミスにおける富と幸福(山口)

1 (111)

一 はじめに
アダム・スミスは一七二三年にスコットランドのカーコーディに誕生し、一七九〇年に他界している。だから彼は
完全に一八世紀の人であり、一八世紀の最も核心部を生きた人物であったことが分かる。彼の生涯は概して静かなも
のだったと言われている。グラスゴウ大学卒業後の数年をオックスフォードのベリオル・カレッジに学び、対仏七年
戦争終結直後の一七六四年初めにバックルー侯の家庭教師として共にフランスに渡ったスミスは、数年の間ケネーや
百科全書派の人々と交わりを結び様々なことを学んだが、ほとんど生涯をスコットランドで一学究として過ごした、
いわば生粋のスコットランド人である。彼の一生は比較的静かであったかも知れないが、しかし彼が生存し活躍した
時代は、きわめて大きな変動の時代であった。
まず経済史的視点から見れば、一八世紀という時代は重商主義的政策の破綻が、政治的・社会的混乱を引き起こし
た時代であった。とりわけイギリスとフランスについて記せば世界の二大強国として君臨し、搾取、強制、略奪をほ
しいままにする植民地争奪をめぐって、六〇年もの間戦争に明け暮れ、一七六〇年代にイギリスに産業革命が起こっ
たとはいえ、一七七五年には北米植民地の独立戦争が始まり、一七八九年にはフランス革命が頂点に達するという、
まさに騒然とした時代であった。このように彼の時代は目を内外に向ければ、まさに激動の時代であったのである。
いに思想史的視点から見れば、一八世紀は啓蒙思想の時代であり、封建的諸
た。だから啓蒙の時代はまた、超自然的なものに対する信仰やキリストの復活や奇跡に対する疑心と反発の時代であ
り、総じて中世を支配してきた教会権力に対する人間的反抗であり、また国家公認の、政治と癒着した教会に対する

1 (1 1 1 1)

かにしてみたい。
富と幸福との関係をどのように考えていたか、こうした点を中心にスミスの著作に即して、紙幅の許すかぎり、明ら
人間にとって真の幸福とは如何なる状態だと考えていたか、また人間にとって富とはどんな意味をもつのか、そして
ランド教会と対立していた恩師フランシス・ハチスンの啓蒙思想などを踏まえつつ、スミスが自らの宗教観に基づき
小論では、スミスが学んだ当時のグラスゴウ大学そのものの知的雰囲気、スミスに最も強い影響を与え、スコット
あったことは、想起されてよいだろう。
教理という目隠しから、ヨーロッパの精神を解放したことであった」と。スミスはまさに近代化のための闘士で
流通についても法的な特権を享受してきた。それが変ったのである。つまり啓蒙の時代とは、このように教会の
では何世紀にもわたって、聖職者集団が最良の情報伝播のメディア(教会や説教壇)を支配し、指導的な教育情報の
しかも有力な世俗型インテリゲンチャが初めて勃興し、聖職者に挑戦できるようになった時代のことである。それま
ロイ・ポーターは啓蒙時代の特徴を簡潔にまとめて次のように記している。すなわち「啓蒙の時代とは、多くの、
コットランドの長老派の啓示信仰に伴う宗教的迷妄から人々を解放しようと尽力したのである。
いる状況が続いていた。啓蒙思想家スミスは、こうした教会の非人間的抑圧を黙視できず打破しようとし、加えてス
ドにおいても、知識人も含めて社会の大勢の民衆が宗教的抑圧の下にあり、人間の真の意味での幸福が犠牲になって
く痛烈なものであった。政治権力と癒着したスコットランドの教会も、厳しい批判の的となる。さらにスコットラン
スミスも時代の子である。啓蒙の洗礼を受けたスミスは、『国富論』において教会権力への批判は鋭く、本質を衝
批判の時代であった。 (9)(12)

11 (1 1 11)

政
経
研
究
第五十七巻第三号
<u>-</u> 0
-
〇年十二月)

- (-) Gavin Kennedy, Adam Smith's Lost Legacy, 2005, p. 3
- (2) 高島善哉『アダム・スミス』、岩波新書、二〇〇四年、二一頁。
- 3 4 ニコラス・フィリップソン『アダム・スミスとその時代』(永井大輔訳)、白水社、二〇一四年、 J・プルースト『百科全書』(平岡昇・市川慎一訳)、岩波書店、 一九八〇年、第三章を参照。 第 章、 第二章を参照。
- (5) 内田義彦『経済学史講義』、未来社、一九九五年、九五頁。
- $\widehat{\mathcal{I}}$ 6 照。 命は、 による。彼は、 鈴木亮「アダム・スミスの時代と学問」『経済』、一四六号、新日本出版社、一九七六年、二一七頁 産業革命という用語が使われるようになったのは、一九世紀初頭のフランス人経済学者ジェローム・アドルフ・ブランキ フランス革命とのアナロジーによって発明された。(長谷川貴彦『産業革命』、山川出版社、二〇一二年、七―八頁を参 同時代人が経験する巨大なる社会経済的転換を産業革命という用語によって表現しようとした。そして産業革
- 8 たとえば以下の文献を参照されたい。モーリス・クランストン『啓蒙の政治哲学者たち』(富沢克・山本周次訳)、 昭和堂
- 9 大河内一男『アダム・スミス』(『人類の知的遺産⑫』、講談社、一九七九年、四一三頁。)

九八九年。

- 10 **つのコスモスの思潮として考えなければならない。(弓削尚子『啓蒙の世紀と文明観』、山川出版社、二〇〇四年、** 新しい知と科学の冒険へと繰り出した一八世紀ヨーロッパの啓蒙主義は、一国の歴史の中ではなく、ヨーロッパという一 四頁。)
- (11) 田中正司『アダム・スミスと現代』、御茶の水書房、二〇〇七年、一五頁。
- (12) 同上、一四頁。
- $\widehat{13}$ ロイ・ポーター『啓蒙主義』 (見市雅俊訳)、岩波書店、二〇〇四年、一〇六一八頁。
- (11) 高島善哉、前掲書、一六頁。

四 (二 四)

五(二五)	アダム・スミスにおける富と幸福(山口)
グラスゴウ大学はスコットランドの、否、	近代化が進行しつつあった新興都市グラスゴウの知的中核の場としてのグラ
	を譲った都市」であったと述べている。
n貴族社会の優勢に基づいている秩序に道	スキナーは「グラスゴウは古い秩序が新しい秩序に、それも主として商業的貴族社会の優勢に基づいている秩序に道
うつあった。この辺の状況をキャンベルと	ゴウは自由な雰囲気をもつ商業的且つ革新的な新興都市へと次第に変貌しつつあった。この辺の状況をキャンベルと
いタバコを輸入するようになった。 グラス	始めたところであった。主にバージニアとメリーランドから嗅ぎタバコ用のタ
人	さてスミスがグラスゴウ大学に入学した一七三七年には、グラスゴウの商
た	とつであり、封建制度が残っていて多くの民衆は極貧といえるほど貧しかった。
んば、ヨーロッパでもとくに遅れた国のひ	用されるなどのために前途が開けていた。だがスコットランドの現実といえば
アメリカに最も近い港として、グラスゴウがアメリカ貿易に利	したが、次第に近代化が進み、亜麻産業が育成され、アメリカに最も近い港
織物工業はイングランドから大きな打撃を受けたりも	は遅れ、
	かりをつかみつつある時代を反映していたからである。
5発展と、それに伴う文化運動高揚の手掛	れは、一七〇七年にイングランドに合邦されたスコットランドが急激な経済発展と、それに伴う文化運動高揚の手掛
宗教的偏見からは比較的自由で活気に満ちていた。そ	何人かの教師の影響を受けて、強烈な宗派主義が薄れはじめ、宗教的偏見か
田主義の立場をとるハチスンを中心とする	国最高の大学の一つであったし、一七三〇年代には宗教と政治の両面で自由主義の立場をとるハチスンを中心とする
uであった。当時のグラスゴウ大学は、王	スミスがグラスゴウ大学に入学したのは、一七三七年で彼が一四歳のときで
	二 進歩的なグラスゴウ大学

政 経 研 究 第五十七巻第三号(二〇二〇年十二月)	オ(ニー・オ)
イギリス全体の新しい学問と思想の中心であり、この大学には学問研究の分野で高い評価を得ていた教師たちが相当	評価を得ていた教師たちが相当
活躍していたことは記憶されてよいだろう。とりわけ次の教師たちは高い評価を受け	を受け、学生たちの尊敬の的であった。
すなわちギリシャ語・ギリシャ文学教師アレグザンダー・ダンロップ、古代幾何学	古代幾何学(エウクレイデス=ユークリッド)
の再興者として有名な数学教師ロバート・シムスン、それに前に述べたハチスンであ	ンである。しかしスミスに最も影響を
	そして学生たちの心をしっかりつかむ、
その真摯な態度を合わせ持っている力強い魅力ある指導者ハチスンであった。	
ハチスンは当時、道徳哲学の講座を担当していたが、自由潑剌たる雄弁と創造性を	自由潑剌たる雄弁と創造性をもって大学内に知的自由を横溢
させ、スミスの学問への関心を高め、晩年スミスに「忘れえぬハチスン」と言わしめたほどである。スコットランド	たほどである。スコットランド
、啓蒙の時代にあって、まさにスコットランド	の学問と思想を代表する学問であった
ことは注目されてよいだろう。そしてスミスは、後に道徳哲学の講座担当者に選ばれ引き継ぐことになる。ハチスン	引き継ぐことになる。ハチスン
の理由は、当時としては大学で初めて旧習を破	って母国語(英語)で講義したのみな
らず、加えて先に触れた同僚のギリシャ語教師ダンロップと共に、古典研究を復活させたことであろう。	せたことであろう。 (E)
勿論それだけではない。ハチスンは三代目シャフツベリ伯を創始者とする道徳感学派の代表者であり、「スコット	「派の代表者であり、「スコット
ランド哲学の父」と呼ばれ、さらに「イギリス功利主義という強力な学派の創始者の一人」でもあったので、ハチス	一人」でもあったので、ハチス
ンは大学外の長老派の聖職者たちからは危険な新しい思想を教えていると思われた。	れた。具体的にいえば、人間には本来
何が善かを探究させ、それを明らかにさせうる「道徳感」という感情が与えられており、また「最大多数の最大幸福	り、また「最大多数の最大幸福
をもたらす行為が最善のもの」という、当時の神こそ神聖にして最善のものという思	いう思想を真っ向から否定する思想を

呈示したのである。すなわち神秘的な神の奇跡を信じることより、人類の幸福のために生きることこそ神の意志だと
いう新しい思想つまり啓蒙思想を主張したのである。そして神は、神秘的な奇跡によって知られるのではなく、人類
の幸福のために存在するのだと考えていたハチスンのこの宗教的楽観主義は、彼の先輩ガーショム・カーマイケルの
厳格なピューリタニズムとは対照的であった。こうしたことは、一方で進取の気性をもった学生たちに深い感銘を与
えたが、他方で当時のスコットランド教会の長老派聖職者たちにとっては許すことのできないことであったことは、
既に述べたところである。
前述のようにハチスンは道徳哲学の講座担当者であったが、その講義内容は一言でいえば、神のための人間という
思想から人間のための神という思想へ、つまり人間中心の自由思想への脱皮であったと言えよう。大道安次郎は「人
間の地位が侍女から主人になったのである。世界観の中心が変わったのである。中世の世界観とはまさに百八十度の
転換であった」と述べている。そして人間中心の社会、人間のための神という思想は、当時のフランス啓蒙知識人た
ちの間にも共通して見出すことができる。例をいくつか挙げてみよう。「硬直した教会の権威や、国王政府と教会が
一体となって民衆を支配する社会体制を転覆させ、人民や民衆が主体になり自らの幸福を追求し、幸福を感じる社会
を実現する」。「世の中の権威、教義、通説、伝統、因習、それらすべてを疑うことから出発して真理を探究し、人間(四)
を中心に、人間の幸福を基軸にして物事を捉え直す」。「あの干からびたような、人を騙し続ける古くさい考えを一掃
し、無知と迷信から人びとを解放したい。」
こうした神中心の社会から人間中心の社会への転換の思想に対して、学生たちはハチスンを支持し、大学もまた学
問の自由のために教会と戦ったのである。若きスミスが、このような新旧思想の対立抗争のあり様を自ら体験するこ

七 (二)七)

政 経 研 究 第五十七巻第三号(二〇二〇年十二月)                     八(二一 n	八(二二八)
とによって、どのような刺激を受けたか、容易に想像できるところである。では自由で進歩的な活気に満ちたグラス	気に満ちたグラス
ゴウ大学において、啓蒙思想の指導者ハチスンから啓蒙の洗礼を受けたスミスにあっては、どのような宗教観が生ま	うな宗教観が生ま
れてくるであろうか。	
(1) 水田洋『アダム・スミス研究』、未来社、二〇〇〇年、四六頁。	
(2) James Buchan, The Authentic Adam Smith — His Life and Ideas — , 2006, p. 18. ジェイムズ・バカン『真説アダム・ス	ン『真説アダム・ス
(3) 小柳公洋『スコットランド啓蒙研究』、九州大学出版会、一九九九年、序章を参照。ミス―その生涯と思想をたどる―』(山岡洋一訳)、日経BP社、二〇〇九年、二九頁。	
(4) James Buchan, op. cit, p.14 邦訳、二四頁。	
(5) <i>Ibid</i> , p. 17. 邦訳、二八頁。	
(6) R. H. Campbell and A. S. Skinner, <i>Adam Smith</i> , 1982, p. 62. キャンベル・スキナー『アダム・スミス伝』(久保芳和訳)、	〈伝』 (久保芳和訳)、
東洋経済新報社、一九八四年、七二頁。	
(7) 水田洋『アダム・スミス』、講談社学術文庫、二〇一二年、二二頁。	
( $\infty$ ) W. L. Taylor, Francis Hutcheson and David Hume as Predecessors of Adam Smith, 1965, p. 14. $ B \cdot \sqcup \cdot $ トートー	・L・テーラー『ハ
チスン・ヒューム・スミス―経済学の源流―』 (山口正春・川又祐訳)、三恵社、二〇〇七年、一二頁。	
(9) 彼は形而上学の些末な問題には、ほとんど時間を使わず、講義の大部分を当てて、道徳哲学の幅広い体系を論じた。	広い体系を論じた。
(James Buchan, op. cit, pp. 18-9. 邦訳、三〇頁。)	
(1) 内田義彦、前掲書、一一二頁。	
(11) 田中秀夫『啓蒙の射程と思想家の旅』、未来社、二〇一三年、九二―三頁。	
(12) 水田洋『アダム・スミス研究』(前出)、八九頁。	

九(二九)	アダム・スミスにおける富と幸福(山口)
たが、当局はこの要求を許さなかった」とか、	講義のはじめにお祈りをするのをやめさせてもらいたいと当局に願い出たが、
<b>らか、「彼はグラスゴウ大学に就任したとき、</b>	であったことを示す章句は、ほとんどないようである」と。それどころか、
一層積極的な確固たる信念を有する有神論者	その他の著作中には、スミスがヒュームやアリストテレスの著述よりは一層積極的な確固たる信念を有する有神論者
ハーストはこのことに関して、次のように述べている。すなわち「『道徳感情論』や	言葉は、ほとんど見当らない。ハーストはこのことに関して、次のよう
キリスト教の説く神について彼自らの信仰を示す	ハチスンの宗教的楽観主義の立場を継承したスミスにあっては、キリコ
	三 スミスの宗教観
	(21) 高島善哉、前掲書、三二頁。
	(20) 同上、一五〇頁。
	(19) 同上、二一二頁。
悠書館、二〇一三年、一七八頁。	(18) 風真木剣『ドゥニ・ディドロの回想 ―『百科全書』をつくった男―』、悠書館
	一九九〇年、第五部を参照。
・ルソ―』(市川慎一・遠藤真人訳)、大修館書店、	(17) ダニエル・モルネ『十八世紀フランス思想―ヴォルテール・ディドロ・ルソ―』(市川慎一・遠藤真人訳)、大修館書店、
八一頁。	(16) 大道安次郎『スミス経済学の生成と発展』、日本評論社、一九八八年、八一頁。
<b>(書店、一九七二年、二四二頁。</b> )	p. 196. ジョン・レー『アダム・スミス伝』(大内兵衛・大内節子訳)、岩波書店、
ae's Life of Adam Smith" by Jacob Vinner, 1977,	(笻) John Rae, Life of Adam Smith, with an introduction "Guide to John Rae's Life of Adam Smith" by Jacob Vinner, 1977,
	(14) James Buchan, op. cit, p. 19. 邦訳、三〇頁。
	(13) 同上、四七頁。

政 経 研 究 第五十七巻第三号(二〇二〇年十二月)	10 (1110)
「彼の開講の祈りは非常に自然宗教のにおいが強い」とかいう噂話があったくらいである。また「大学の礼拝堂で神	である。また「大学の礼拝堂で神
の儀式が行われている間、彼が自席で公然と微笑しているのが見られたと言うこと	ことである。」こうした記述からスミ
スは、既存のキリスト教に反抗的態度を取っていることは明らかである。	
だが彼は、神による宇宙の創造を信じていた。このスミスの神観は一般に理神な(③  (	このスミスの神観は一般に理神論とか自然宗教とか言われている
が、理神論は神による天地創造と最後の審判を認め、神そのものを否定しないが、	神そのものを否定しないが、それ以外の日常生活においては神
や教会を必要としない、いわば冷ややかな理性的宗教である。大河内一男は「理神(5)	理神論ないし自然宗教は、一八世紀の
啓蒙期に固有の信仰というよりは、神の理解の仕方だったと言ってよかった」と述べている。またスミスの神観につ	べている。またスミスの神観につ
いて、ラファエルは次のように言及している。「スミスは恐らく理神論者であったであろう。彼は他の多くの啓蒙思	であろう。彼は他の多くの啓蒙思
想家と同じく、観察しうる自然こそ神の存在を信じるに足る理由を提供するものであると考えた。自然の過程につい	あると考えた。自然の過程につい
てのスミスの説明は、神学からの何らの支援も必要としない、自称の科学的企てと	自称の科学的企てとして読むことができる。」
スミスにあっては、『道徳感情論』や『国富論』に見られる「神聖な設計者」「偉	「偉大な技師」「宇宙の管理者」「全知
の存在」「自然の創造者」などの用語は、すべてこのような創造主としての神を意味していた。一例を挙げよう。「宇	いしていた。一例を挙げよう。「宇
咩大なものと同様に最もつまらぬものも、	あの偉大で慈愛深く、全知の存在の、直接の配
慮と保護のもとにある」と。スミスはこう書いている。このスミスの理神論的立場 (®)	このスミスの理神論的立場は、勿論ハチスンからの影響もあ
るが、加えて当時もてはやされていたアイザック・ニュートンの天文学(新宇宙観)	1)から影響を受けたと思われる。
天文学で一世を風靡したニュートンから当時の啓蒙知識人たちは、多大の恩恵を受	恩恵を受けたのである。ニュートンを讃え
るため、アレキサンダー・ポープは、そのニュートンに捧げる碑文として次のように書いている。	に書いている。

なった。  「自然と自然の法則は、夜の闇に隠されていた。神は言い給うた、ニュートンよ来たれと、するとすべては明るく「自然と自然の法則は、夜の闇に隠されていた。神は言い給うた、ニュートンよ来たれと、するとすべては明るく
ニュートンの出現は、それほどまでに高く評価されたのである。スミスがニュートンの天文学に着目したのは「天
文学が、近代諸科学のなかでも最も光彩を放つ学問分野であったこと」が挙げられるであろう。そして「ニュートン
の業績、とりわけ天文物理学上の業績はスミスおよび同時代の多くの知識人に類推の豊かな源泉を提供したとい・・・・
う理由で重要であった。スミスも含めて多くの知識人にとっては、ニュートンは自然という大宇宙を一つの首尾一貫
した体系として提示したように思われたのであり、スミス自身はこれを宇宙という巨大な機械と呼んだのである。」
スミスは、このニュートンの体系を人間社会に類推し、適用したと想像できる。まさにスミスにとっては「人間社会
は、われわれがそれを一定の抽象的で哲学的な見方で眺めるときは、その規則的で調和ある運動が無数の快適な効果
さらに重要なことはスミスにあってよ、伸よ単に宇宙を創造しただけでよないと言うことである。宇宙に主かもの
に対して限りない仁愛を注いでいるのである。彼はこれを普遍的仁愛と名づけているが、恩師ハチスンからの影響が
窺われるのである。スミスは次のように主張している。「宇宙という偉大な体系の管理運営、すなわち、すべての理
性的で感受性のある存在の普遍的な幸福についての配慮は神の業務であって、人間の業務ではない。人間に割り当て
られているのは、ずっとつまらない部門であるが、しかし彼の諸能力と彼の理解の狭さには、はるかに適切なもの、
すなわち彼自身の幸福について、彼の家族、彼の友人たち、彼の国の幸福についての配慮である。」このようにして
被造物たる人間は、神の広大な仁愛を信じて、彼はただ自らの幸福や周囲の幸福だけを考えて、これを追求すればよ

| | (| || | )

政 経 研 究 第五十七巻第三号(二〇二〇年十二月)	
いのであって、そのことがまた、創造主である神の意志に叶うことなのである。こ	こうして、ここには神と人間との自
然的分業が説かれるのであるが、これこそは分業論の経済学者スミスにとって、真	真に相応しい起点をなすものである。
スミスはいう。	
「人類の幸福は、他のすべての理性的被造物の幸福と同様に、自然の創造者が彼	自然の創造者が彼らを存在させるようになったとき・・・・・
に意図した、本来的な目的であったと思われる。創造者の無限の諸完成につい	ついての抽象的な考察に導かれて、わ
れわれが到達するこの意見は、自然の諸作用の検討によって、なお一層確認される	一層確認される。それらの作用はすべて、幸福を
促進し、悲惨に対して防衛することを意図されているように思われるのである。わ	われわれの道徳諸能力のさしずに応
レビジョー・コークローム、 apple またまま リー・ビスリー・ まっ 中国 こう ロックロック リー・ マンジョン・ マンジョン ひょう	<b>)」)などいで)、おく聞いっ)</b> 効果的な手段を追求するのであり
だと言っていいのである。」	
こうしてスミスの理神論は結局、人間の自己中心的幸福の追求が神慮によって、人類全体の普遍的幸福に結びつく	人類全体の普遍的幸福に結びつく
という、極めて楽観的な調和感へと導かれていくのである。このスミスの宗教的楽	このスミスの宗教的楽観主義は、先述のようにハチスン
からの継承であることは言うまでもない。スミスのこうした楽観的態度が、『国富	『国富論』全体を貫いている「見えざる
手」や「予定調和の思想」の根幹に据えられていることが分かるのである。ジェイ	ジェイコブ・ヴァイナは「スミスの見え
ざる手に象徴される自然的自由の観点の根底には、理神論があったことを無視して	理神論があったことを無視してはならない」と当を得た言葉を述
べている。	

1 F・W・ハースト『アダム・スミス』(遊部久蔵訳)、弘文堂、一九六七年、三九頁。

- $\widehat{2}$ 同上、四〇頁
- 3 田中正司『アダム・スミスの自然神学―啓蒙の社会科学の形成母体―』、御茶の水書房、一九九三年を参照。
- 4 (野沢協訳)、法政大学出版局、一九七八年、三一二頁。) 理神論はイタリアに生まれ、フランスへ移り、とくにイギリスで栄えた。(ポール・アザール『ヨーロッパ精神の危機
- 5 Cf. A. L. Macfie, The Individual in Society : Paper on Adam Smith, 1967, ch. 3.
- 6 大河内一男、前掲書、四一三頁。
- $\widehat{\underline{7}}$ D・D・ラファエル『アダム・スミスの哲学思考』 (久保芳和訳)、雄松堂出版、一九八六年、四一―二頁
- 8 (以下、TMSと略記)アダム・スミス『道徳感情論』(水田洋訳)、筑摩書房、一九八一年、四七〇頁。 Adam Smith, The Theory of Moral Sentiments, edited by D. D. Raphael and A. L. Macfie, Glasgow Edition, 1976, p. 235.
- 9 David A. Reisman, Adam Smith's Sociological Economics, 1976, pp. 42-3
- $\widehat{10}$ *Ibid*, p. 42.
- <u>11</u> 只腰親和『『天文学史』とアダム・スミスの道徳哲学』、多賀出版、一九九五年、二二頁。
- $\widehat{12}$ R. H. Campbell and A. S. Skinner, op. cit, p. 94. 邦訳、一一三頁。
- <u>1</u>3 TMS, p. 316. 邦訳、三九九頁
- 14 TMS, p. 237. 邦訳、四七二頁。
- $\widehat{15}$ *TMS*, p. 166. 邦訳、二一四―五頁。
- $\widehat{16}$ ジェイコブ・ヴァイナー『キリスト教と経済思想』 (根岸隆・根岸愛子共訳)、有斐閣、一九八〇年、一〇八頁。

アダム・スミスにおける富と幸福 (山口)

四自然の欺瞞
の幸福ではなかった。このことはスミスが『国富論』の中で、神学の婢となって現世での人間生活を否定した中世哲ハチスンの影響を強く受けているスミスにあっては、人間の幸福とは現世の幸福であって、キリスト教が説く来世
学に対して、古代哲学が人間の現世における幸福を追求したことを、高く評価していることからも明らかである。ス
ミスはいう。
「個人としてだけでなく、家族の、国家の、さらには人類という一大社会の一員としてみる場合に、人間の幸福と
完成とはそもそも何かということが、古代の道徳哲学の探究しようと企てた目標であった。その哲学では、人生の義
務は、人生の幸福と完成の単なる手段として扱われていた。ところが、自然哲学ばかりか道徳哲学も神学に従属する
ものとしてしか教えられなくなると、人生の義務は、主として来世の幸福の単なる手段として扱われるようになった。
古代の哲学は、徳の完成はそれを身につけた人に現世において最も完全な幸福を必然的にもたらすものだ、と主張し
た。近代の哲学は、徳の完成は、大体、いやむしろほとんどいつでも、たとえそれがどんなにささやかなものであっ
ても、現世の幸福とは相容れないものだと主張したのであって、天国は懺悔と禁欲、修道院の耐乏と神に対する卑下
によってのみ、勝ち得られるものであり、人間の自由で寛大な活力に満ちた行動によってではなかった。」
引用文から分かるように、スミスは道徳哲学が人間にとって何であるかを、このように説明したのである。つまり
道徳は本来、人間の現世での幸福に役立つものであり、古代の道徳哲学はそのことを教えていたのであるが、中世に
なってキリスト教神学が、すべての学問の召使いにしたために、神学上でいう幸福、すなわち来世での幸福が、人間

政 経 研 究 第五十七巻第三号(二〇二〇年十二月)

一回 (二二回)

ないのだが、人間は自然の欺瞞の中で野心と虚栄にとらわれて、「富と地位の快楽が何か偉大で美しく高貴なもの」このように現世の素権といっても、ささやかな量の生活物資かあれに十分で、歴史な量の富を必要とするれいてに
14
うべきであろう」と述べているように、スミスは心の平静のためには「健康で、負債がなく、良心にやましいところ
(@) 「(@)
幸福とは心が平静なことである。加えて「健康で、負債がなく、良心にやましいところのない人の、幸福に対して、
では、どんな物事でも、ほとんどの場合、それを楽しむことができる」と述べている。このようにスミスにとって、
は『道徳感情論』の中で、「幸福は平静と享楽にある。平静なしには享楽はありえないし、完全な平静があるところ
ければならない。だから生活物資が豊富に得られるという物質的な幸福を無視することができないのである。スミス
きていく必要があるから、スミスのいう生活の必需品と便益品つまり生活物資の調達という物質的な条件を確保しな
ずであった。現世での幸福は確かに精神的なものを含むけれども、その精神的幸福を享受するためにさえ、人間は生
道徳哲学が、人間の現世での幸福についての学問であるとすれば、それから分化してきた経済学も、そうであるは
であることは言うまでもない。
は、人間の現世の幸福を望んでいる恵み深い神なのだということを、スミスは直接には恩師ハチスンから学んだもの
あって、スミスはそれらの思想史的変革を受け継いで、再び、現世の幸福を優先させようとする。世界を創造した神
は、まずルネサンスのヒューマニズムによって崩され、ついで宗教改革の内面的信仰の重視によって崩されるので
にとって最高の価値であるかのように、道徳哲学が教えるようになったのである。言うまでもなく、この神学の支配

一五(二五)

政 経 研 究 第五十七巻第三号(二〇二〇年十二月)	1 +< (1 11 1+<)
だと思い込み、直接には幸福にとって必要でない富と地位を追求するとスミスはいうのである。このことは次の有名	?。このことは次の有名
なスミスの文章から明らかであろう。	
「自然がこのようにしてわれわれを欺すのは、いいことである。人類の勤勉をかきたて、継续	継続的に運動させておく
のは、この欺瞞である。最初に彼らを促して土地を耕作させ、家屋を建築させ、都市と公共社会	都市と公共社会を建設させ、人間生
活を高貴で美しいものとするすべての科学と技術を発明改良させたのはこれなのであって、地	のであって、地球の全表面をまったく
変化させ、自然のままの荒れた森を快適で肥沃な平原に転化させ、人跡未踏で不毛の大洋を、生活資料の新しい資源	生活資料の新しい資源
とし、地上のさまざまな国民への交通の大きな公道にしたのは、これなのである。」	
人間にとって真の幸福は、ささやかな量の生活物資があれば達成されるのだが、目的(幸福)	目的(幸福)と手段(生活物資)の
関係が、自然の欺瞞によって転倒されると、手段の蓄積が無限に追求される。手段が手段として、すなわち目的の達	こて、すなわち目的の達
成に必要な限りで求められる場合には、限度があるけれども、手段の蓄積自体が目的になれば、蓄積の量は無限にな	は、蓄積の量は無限にな
るだろう。他人との競争が、それに拍車をかける。スミスの主張を要約すれば、次のようにな	次のようになるだろう。道徳哲学
が、人間の現世の幸福を追求するものであれば、それは少なくとも、人間の快適な生存のための生活物資の確保につ	の生活物資の確保につ
いて考えなければならない。しかも人間は自然の欺瞞によって、富を無限に追求するのだから―たとえ真の幸福には	う―たとえ真の幸福には
不必要であるにしても―人間の生存について考えるときに、富の無限追求という事実を無視するわけにはい	<b>うるわけにはいかない。</b>
スミスは、一方で富の無限追求が、真の幸福の役に立たないと言いながら、他方ではそれがな	他方ではそれが結局、経済を発展させ、
富裕な社会を作り上げ、人間生活を豊かにするのだから良いことなのだと言うのである。真の古	真の幸福のためにも、一定
の生活物資(富)が必要であったが、いわばうわべだけの幸福は、それよりははるかに多くの物資を要求する。	い物資を要求する。スミ

(9) 同上、二八八―九頁。	(8) 井上和雄『資本主義と人間らしさ―アダム・スミスの場合―』、日本経済評論社、一九八八年、二八四―五頁。	(7) TMS, pp.183-4. 邦訳、二八〇頁。	(6) TMS, p. 45. 邦訳、六五頁。	(5) <i>TMS</i> , p. 149. 邦訳、二六一一二頁。	(4) 同上、一二九頁。	(3) 水田洋『アダム・スミス』(前出)、一二八頁。	中央公論社、Ⅲ、一九七六年、一二八―九頁。	Skinner, Glasgow Edition, Oxford, 1976, Vol. II, p. 771.(以下、WN と略記)アダム・スミス『国富論』(大河内一男監訳)、	$(\sim)$ Adam Smith, An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations, edited by R. H. Campbell and A. S.	(ポール・アザール、前掲書、三六一頁。)	間的な幸福を地上でしっかりとつかもうではないか。こうした考えが、当時、フランスのモラリストの間でも生まれていた。」	ずするな。明日があると思ってはいけない。大事なのは今日、ただ今だ。未来をあてにするのは、軽率もはなはだしい。純人	(1)「幸福―これを相変らず来世に任せておくべきなのか。いっそ地上で幸福をつかもうではないか。さぁ急げ。ぐずぐ		る。それでは、スミスにとって豊かな生活とは、どのような状態であろうか。	という。だから道徳哲学の中から、経済学が誕生し、物質的に豊かな生活の実現について考察することになるのであ。	理であり「見えざる手」の導きであり、結果として経済を発展させ、富裕な社会を実現し、人々の生活を豊かにする	スは社会の大多数の民衆が、真の幸福よりもうわべの幸福を追い求めるという現実をそのまま承認し、それが神の摂
----------------	--	-----------------------------	-------------------------	-------------------------------------	--------------	----------------------------	-----------------------	---	---	----------------------	---	--	---	--	-------------------------------------	---	--	--

一七 (二二七)

政 経 研 究 第五十七巻第三号(二〇二〇年十二月)
五 富のコペルニクス的転換
スミスの時代、支配的学説とされ大きな影響力をもっていたのは、「商業の体系」である重商主義の体系であった。
重商主義の経済学では、富とは金銀などの貴金属であるとし、国を豊かにするためには貿易統制を用いて可能な限り、
多くの貴金属を自国に流入させることであった。そこで各国は、貿易差額のプラスを追求するという目標をかかげて、
輸出を奨励する一方で、輸入を抑制するという重商主義の経済政策を強力に推進していったのである。だから民衆の
豊かな生活は、直接に問題としなかった。
ところがスミスにあっては、前述のように、人間の現世における幸福のための物質的条件を求めるのだから、およ
そ人々が豊かであるか否かは、人々の日常生活に必要な生活物資をどの程度に享受できるかに依ると考える。富とは
金銀の貴金属の量ではなく、生活物資の量なのである。言い換えれば、貿易差額として蓄積される金銀などの貴金属
が富ではないし、軍事的・政治的な国力の強さが国富でもなく、国民の年々の労働が生み出す生活上の物資、消費財
の豊かさこそが、その国の富なのだ、という主張をしたのである。スミスは富の概念について、コペルニクス的転換
を行ったのである。そして人々の日常生活に必要な生活物資が豊富か否かは、どれだけの多くの労働が、どれだけ有
効に使用されるかに依存するのである。なぜなら、すべての生活物資は、人間が労働によって自然に働きかけて生産
するのだからである。このことをスミス自身は『国富論』の冒頭で、次のように言及している。
「国民の年々の労働は、その国民が年々消費する生活の必需品と便益品のすべてを本来的に供給する源であって、
この必需品と便益品は、常に労働の直接の生産物であるか、またはその生産物によって他の国民から購入したもので

が貧しく惨めであるとき、その社会が隆盛で幸福であろうはずは決してない。それに、人民全体を食べさせ、着させ、
と書いている。スミス自身は『国富論』の中で、次のように述べている。「どんな社会も、その成員の圧倒的大部分
商人と地主の利害で動いていたので、貧困者が幸せになる」方策について、スミスは思考をめぐらせていたのである
た。だからバカンは「スミスは社会の中で最も貧しい階層に対する関心が強かった。一八世紀には、政府は
態をスミスは、何としても改善したかったのだ。現代の先進諸国に見られる生活物資の豊富な状況とは対照的であっ
乏状態にあった。深刻な生活物資の不足に陥っていた。明日の生活にも困る多くの貧困者が巷に溢れているような状
スミスの生きた時代は、民衆の大多数が貧困状態にあり、日常生活の物質的基盤である生活物資を入手できない窮
不生産的労働との区別)とは何かという考察から始めているのである。
の生産力が如何にすれば向上するかという考察から開始しているし、第二篇を、労働の有用な使い方(生産的労働と
生活物資であるということは、富の源泉は労働であるということに等しく、スミスは『国富論』第一篇を、この労働
熟達していて生産力が高く、しかも有用な種類に配置される比率が高いことによって可能になる。したがって、富は
『国富論』の題名である「諸国民の富」とは、スミスにあっては生活物資の豊富であり、それはその国民の労働が
数と、そのような労働に従事しない人々の数との割合である。」
国民の労働がふつう行われる際の熟練、技能、判断力の程度如何であり、また第二は、有用な労働に従事する人々の
ろう。」「だがこの割合は、どの国民の場合も、次の二つの事情によって左右されるにちがいない。すなわち第一は、
が大きいか小さいかに応じて、国民が必要とするすべての必需品と便益品が十分に供給されるかどうかが決まるであ
ある。したがって、この生産物またはそれで購入されるものの、これを消費するはずの人々の数に対して占める割合

一九 (三二九)

承認し、それが結局、「見えない手」の導きで、経済	わべの幸福のために富を無限に追求するという現実をそのまま
	わべの幸福のために富を無限に追求するという現実をそのまま承認し、それが
った。スミスにあっては、社会の大多数の人々は、う	際に、富の無限の追求という事実を無視するわけにはいかなかった。
↑必要であるにしても──人間の生存について考察する	福のために富を無限に追求するのだから―たとえ真の幸福には不必要であるにしても―人間の生存について考察する
の欺瞞の中で、野心と虚栄にとらわれて、うわべの幸	ものだという。だが人間は、欲望のかたまりであるから、自然の欺瞞の中で、野心と虚栄にとらわれて、うわべの幸
考える。そしてこの状態にあれば、富の追加は余計な	債がなく、良心にやましいところがない」ことが必要であると考える。そしてこの状態にあれば、富の追加は余計な
状態であった。そして心の平静のためには「健康で負	ところで既述のように、スミスにとって幸福とは心が平静な状態であった。
社会を構成するほどんどの人々カー現世での幸福を得る	ことができるのである。 (12) (12) (12) (12) (13) (13) (13) (13) (13) (13) (13) (13
	今重り客谷)となったう うっこう ふたいのつい
「経済的条件が整っていることを意味する。 スミスに	とともに、人々が自主的に行動しうる蚀立が達成されるまでに経済的条件が整っていることを意味する。
この場合、富裕とは日常の生活物資の豊富を意味する	んどすべての人々にまで行き渡っていることだという。そしてこの場合、
ことを述べ、普遍的とは、富裕が社会を構成するほと	スミスは『国富論草稿』の中で「普遍的富裕」の社会ということを述べ、普遍的とは、
	産物の分け前にあずかるのは、まったく公正なことなのである。」
着たり、住んだりするだけの、自分自身の労働の生	住まわせるこれらの人々が、自分自身もかなり十分に食べたり、
1 10 (1 1110)	政 経 研 究 第五十七巻第三号(二〇二〇年十二月)

として競争しているのが現実の姿であった。だから社会の中で、こうした野心と虚栄にとらわれた人をスミスは、決会においては自然の欺瞞の中で、人々が野心と虚栄にとらわれ、富と地位の獲得のために、日夜、相手を蹴落とそうは幸福にとって必要でない富と地位を追求する存在だとスミスは考えていた。スミスの目から見れば、イギリスの社かたまりであるがゆえに、自然に欺されて「富と地位の快楽が、何か偉大で美しく高貴なもの」だと錯覚し、直接に先に繰り返し述べたように、人間の現世の幸福にとって膨大な量の富を必要とするわけではないが、人間は欲望の	六 真の幸福とうわべの幸福	(1) 岡田純一『アダム・スミス』、日本経済新聞社、昭和五二年、七六頁。    1978, p. 564. アダム・スミス『法学講義』(水田洋訳)、岩波文庫、二〇〇五年、四四八頁。	(5) Adam Smith, 'Early Draft' of part of the Wealth of Nations, in Lecture on Jurisprudence, Glasgow Edition, Oxford,	(8) WN, I, p. 96. 邦訳、I、一三三—四頁。		(5) 難波田春夫『スミス・ヘーゲル・マルクス』、講談社学術文庫、一九九三年、五七―八頁。	WN, I, p. 10. 邦訳、I、	(3) WN, I, p. 10. 邦訳、I、一頁。	(2) 水田洋『アダム・スミス』(前出)、一三二頁。	所収)、二六頁。
---	---------------	--	---	--------------------------------	--	---	---------------------	----------------------------	----------------------------	----------

1 ] ] (1 ]11] ] )

政 経 研 究 第五十七巻第三号(二〇二〇年十二月)	1 11 (1 11111)
して幸福な人とは見なしていない。「真実の平静」と「ささやかな安全と満足」を	を犠牲にした、かわいそうで憐れな
人と見ている。	
「彼の全生涯にわたって、彼は自分が決して到達しないかも知れない、ある人お	人為的で優雅な憩いの観念を追求し、
そのために彼は、いつでも彼の力の及ぶ範囲にある真実の平静を犠牲にするのであって、そしてその観念は、もし彼	らって、そしてその観念は、もし彼
が老齢の極においてついにそれに到達するとしても、彼がそれの代りに放棄したあのささやかな安全と満足とに、い	のささやかな安全と満足とに、い
かなる点でもまさっていないことを知るであろう。そのときに、すなわち、生涯も最後の数年となって、彼の肉体は	っ最後の数年となって、彼の肉体は
苦労と病気で衰弱し、彼の精神は、自分の敵たちの不正あるいは自分の味方たちの背信忘恩によって、彼がこうむっ	?背信忘恩によって、彼がこうむっ
てきたと想像する無数の侵害と失望の記憶のために、いらだち怒っているときに、彼はついに、その富と地位が、取	彼はついに、その富と地位が、取
るに足りない効用をもつ愛玩物にすぎず、肉体の安楽と精神の平静を確保するためには、玩具の愛好者の小間物にま	いには、玩具の愛好者の小間物にま
さって適してはいないことを悟りはじめるのである。」	
この引用文には人間と人生の本質を知りつくした賢人スミスの味わい深い記述が窮われるだろう。ここには、スミ	?窮われるだろう。ここには、スミ
スによって仏教が説く煩悩からの解脱、悟りへの道と同じ結論が示されていないであろうか。そして以下の文章に⑶	であろうか。そして以下の文章に
は、スミスの宗教家としての側面を如実に示している。すなわち人間生活の真実の幸福をなす「肉体の安楽と精神の	?幸福をなす「肉体の安楽と精神の
平和において、生活上のさまざまな身分は、すべて同じ水準にあり、そして公道の傍で日なたぼっこをしている乞食	?傍で日なたぼっこをしている乞食
は、国王たちがそれを得るために戦っている安全性を所有しているのである」と。この文章の意味するところは、ス	この文章の意味するところは、ス
ミスにとって本当の幸福とは、後に触れるストア派の哲学者がいう「俗世間の心容	心配事から解放された状態」であり、
いい換えれば「平穏な生活を誰にも邪魔されず、心ゆくまで享受」できる状態なのである。	いである。

「この世におけるすべての出来事は、賢明で強力で善良な神の、神慮によって導かれているのだから、われわれは
ア哲学者は、人生を次のように考えていた。
おぼえ、小欲知足を人間性の本質に根ざすものであることを説き、それに高い評価をしていた。スミスによればスト
いう考え方がスミスにはある。」こう小林は力説している。小林が言うように、実際スミスはストア哲学に親近感を
自分が鼓吹している風潮には必ずしも同じでないようなところがある。つまり豊かになって本当に幸福だろうか、と
に思われる。」「自分自身(スミス自身)は生産せよ蓄積せよ、そして境遇を改善して豊かになろう、と言うような、
古代哲学)に非常に同情的であってシンプルな生活―余分な欲望を遠ざける、そういうような生活を好んだ人のよう
をストア哲学によって鍛錬された人間と見ているのである。すなわち「スミスというのは、ストア(しいて広く言えば
ところでスミスの諦観の境地は、ストア哲学からの影響が大きいと小林昇は考えている。すなわち小林は、スミス
を犠牲にして、はかない虚栄のために日々あくせくしているのである。
ているのである。欺かれていることも知らず、人々は社会の中で富や地位を求め、人間生活の真の幸福、真実の満足
このスミスの醒めた意識は、病気や老齢の中で生まれてくるものであって、人々は普通の状態のときは自然に欺かれ
にも、手に入れたときには、何も彼に真実の満足を提供しえないもののために、それらを犠牲にしたのである」と。
を呪い、青年時代の気楽と怠惰、すなわち永遠に逃げさった諸快楽についてむなしく後悔するのであって、彼は愚か
老齢による疲労の中では、地位による無駄でむなしい諸差別の、諸快楽は消えうせる。彼の心の中で、彼は野心
を崩したとき、などに野心のむなしさ、虚栄のはかなさを思い知らされる。スミスが言うには、「病気による衰弱と
自然の欺瞞の中で野心と虚栄にとらわれている人々は、このことに気づかない。人生の黄昏のとき、あるいは体調

1 |11| (1 |11|11|)

政 経 研 究 第五十七巻第三号(二〇二〇年十二月)	1   三 (1   11   三)
何事が起ころうとも、すべては全体の繁栄と完成に向かっているのだということを確信していいのであった。した	唯信していいのであった。した
がって、もし、われわれ自身が貧困であるとか、病気であるとか、何かその他の災厄	の災厄にみまわれているとかするなら
ば、われわれは何よりも、まず、われわれ自身をこの不快な事情から救い出すために	い出すために最大の努力を利用すべきな
のであった。だが、もし、われわれのなしうるすべてをした後に、これが不可能であ	これが不可能であることが分かったならば、われ
、て安しジるべきなりである。」 印。 われは、宇宙の秩序と安全性が、われわれがしばらくの間引き続き、この境遇にある	にあることを求めていることに、満足
このことを知った賢人は、如何なる生活状態に置かれても、不平を言わない。与え	与えられた境遇の中で、彼は自己の
諸情念を統制し、「守られるべき一定の秩序」「適宜性」「品位」を保った行動をする。それ故、彼はどんな境遇に	る。それ故、彼はどんな境遇に
あっても、人々の明確な是認、あるいは同感を得ることができる。「ストア哲学によれば、賢人にとっては、さまざ	れば、賢人にとっては、さまざ
まな生活状態は、すべて等しいのである。」「富裕にせよ貧困にせよ、快楽にせよ苦痛にせよ、健康にせよ病気にせよ、	にせよ、健康にせよ病気にせよ、
すべては同様」なのである。貧富の別にかかわらず、その間に何らの実質的な区別はないので、賢人は人生の喜怒哀	ないので、賢人は人生の喜怒哀
楽にかかわりなく幸福な生活を送る、とスミスは言うのである。	
は、	如何なる境遇においても、「真の
品位」と「適宜性」をもって行動することはできない。ストア哲学から見れば、肝要	肝要なのは諸情念の統制であって境
念の統制さえしっかりしておけば、どんな境遇にあっても、	人々の明確な是認、あるいは同感を得
ることができる。このような人生観をもつストア哲学の立場は、野心と虚栄を欺瞞の産物とみるスミスの立場と類似	産物とみるスミスの立場と類似
している。スミスにとってもストア哲学者にとっても、野心や虚栄と、そこから生	そこから生じる「富、権力および卓越の追

アダム・スミスにおける富と幸福(山口)	観たもの』、講談社学術文庫、二〇一三年、第二章を参照。(2) 折MS, p. 181. 邦訴、二七七頁。	北 次 止 フ	のである。 「ビンのであり、それによって生産力の向上と社会の富裕が生じ、人間の生活が豊かになる 「ビンク」のである。	目的い手段の広例によって入閉が炊きれることによって主ジアムのつぎが、炊したつは目然をつっつであった。こつ何度も述べたように、スミスにとっては「富、権力および卓越の追求」は自然の欺瞞の中で野心や虚栄にとらわれ、	れないという。スミスは「人類のうちの大群衆は、富と上流の地位の感嘆者であり崇拝者」であるとも述べている。いは落伍者は別として、この社会を構成する大多数の弱い人(民衆)は、「富、権力および卓越の追求」から逃げら	な欲望を遠ざける」という簡素(シンプル)な生活を送ることはできない、とスミスはみる。よほどの賢人か、あるにとっては、欺瞞の中で野心や虚栄にとらわれるのが通常の状態であり、ストア哲学者が唱える 小欲知足」  余分	2
(二三)五)	鎌田茂雄『仏陀の	―一○頁を参照。) のなりふりかまわのが、われわれの 的な欲望が満たさ	活が豊かになる	ごあった。こう虚栄にとらわれ、	も述べている。	の賢人か、ある「欲知足」 余分	ある軽率な民衆

政 経 研 究 第五十七巻第三号(二〇二〇年十二月)

(4) TMS, p. 185. 邦訳、二八一頁。

- (5) James Buchan, op. cit, p. 64. 邦訳、八八頁。
- 6 済新聞出版社、二〇一六年、一七二頁。板橋興宗『あたりまえでいい』、佼成出版社、二〇一五年、第六、七章を参照 ラス・ロバーツ『スミス先生の道徳の授業―アダム・スミスが経済学よりも伝えたかったこと―』(村井章子訳)、 日本経
- (7) TMS, p. 182. 邦訳、二七八頁。
- 8 小林昇・杉山忠平『西洋から西欧へ』、日本経済評論社、一九八七年、六三―四頁。
- 9 文庫、二〇〇一年、三〇三頁を参照 因みに、中国の人生訓を記した『菜根譚』にも同様の心境が述べられている。洪自誠『菜根譚』(今井宇三郎訳注)、 岩波
- (1) TMS, p. 274. 邦訳、三四一一二頁。
- TMS, p. 58. 邦訳、八八頁。
- TMS, p. 276. 邦訳、三四七頁。
- TMS, p. 58. 邦訳、八八頁。
- (15) ラス・ロバーツ、前掲書、第三章を参照
- TMS, p. 62. 邦訳、九六頁。
- 17 な人は、最低水準の富を得た後も、富が増えるほど幸福が増すと思う。彼らはより多くの富を獲得して、より幸福な人生を送 スは考えている」と書いている。(堂目卓生『アダム・スミス』、中公新書、二〇〇八年、第二章を参照。) ろうと懸命に活動するが、この愚かな人の富と地位への野心こそ、経済を発展させ、富裕な社会を作り上げる原動力だとスミ **堂目卓生は「賢人は、最低水準の富さえあれば、それ以上の富は自分の幸福に何の影響ももたらさないと考え、逆に愚か**

(エ)(コ) (エ)(エ)	アダム・スミスにおける富と幸福(山口)
生活物資の調達という物質的な条件を確保しなければならない。だからわれわれは、生活物資が豊富に獲得できると	生活物資の調達という物質的な条件を確保しなければなら
- 」ことも事実である。われわれが精神的な幸福を享受するためにも、	だが「パンなくして人間は生きることはできない」ことも事実である。
を考える学問であることは当然であった。「人はパンのみにて生きるものにあらず」といわれる。確かにそうである。	を考える学問であることは当然であった。「人はパンのみ
スミスの道徳哲学が、人間の現世での幸福に関する学問であるならば、それから分化してきた経済学も人間の幸福	スミスの道徳哲学が、人間の現世での幸福に関する学問
「あの偉大で慈悲深い全知の存在」であった。	最大の量の幸福を維持しようと、決意している」「あの偉大で慈悲深い全知の存在」であった。
彼自身の不変の諸長所によって、つねに自然の中に可能なかぎりの	ミスの神は、「自然のすべての運動を方向づけ、彼自身の
人間の現世の幸福を念じている恵み深い神なのである。すなわちス	だから世界を創造した神は、スミスにあっては、人間の珇
が重要な事柄であって、来世の幸福は副次的なものにすぎなかった。	た宗教観をもつスミスにあっては、現世の幸福が重要な事柄であって、
Eに住むものに対して、限りない仁愛を注いでいるのである。こうし	るべく計らっている。したがってこの神は、宇宙に住むものに対して、
個々の人間の自由な活動に対しても全体として最大の幸福と調和を与え	造物の幸福を願って慈悲深く見守っており、個々の人間の
神は単に宇宙を創っただけではない、と言うことである。この神は全被	だが一層重要なことはスミスにあっては、神は単に宇宙
いわば冷ややかな理性的宗教を信じていたわけである。	おいては神や教会を必要としない、いわば冷ややかな理性
を信じており、神そのものは否定しないが、それ以外の日常生活に	神論者であったから、宇宙の創造者たる神の存在を信じており、
スは宗教的楽観主義を受け継ぎ、それは前述のように理神論あるいは自然宗教と呼ばれるものであった。スミスは理	スは宗教的楽観主義を受け継ぎ、それは前述のように理妯
最も影響を受けた人物は道徳哲学の教師ハチスンであった。ハチスンからスミ	スミスはグラスゴウ大学に入学し、最も影響を受けた人

七 むすびにかえて

政 経 研 究 第五十七巻第三号(二〇二〇年十二月)	二八(二三八)
いう物質的幸福を無視することができないのである。ただ留意すべきことは、ス	ただ留意すべきことは、スミスにあっては先に述べたように、
人間は自然の欺瞞の中で野心や虚栄にとらわれて、うわべの幸福のために富を無阻	を無限に追求するのだから―たとえ真の
幸福には不必要であるにしても―人間の生存について考える際に、富の無限追求と	追求という事実を無視するわけにはいか
ないのである。	
これを踏まえスミスにあっては、うわべの幸福と真の幸福とを混同してはいけな	いけない、真の幸福とはストア哲学者が
強調したのと同じ人生の真理、つまり「小欲知足」の簡素(シンプル)な生活を人	な生活を人間性の本質に根ざすものであるこ
とを説き、それを高く評価したのである。だがこうした生活は、人類の中の賢人の	賢人のみが実行可能である、とスミスは
いう。一方、人類のうちの多数を形成している「粗い粘土」である民衆にとっては⑶	っては、欺瞞の中で野心と虚栄にとらわ
れるのが通常の状態であり、ストア哲学者が唱える「余分な欲望を遠ざける」「小	」「小欲知足」という簡素(シンプル)な
生活を送ることはできない、とスミスは見る。富や地位を無限に追求しても、うわ	うわべの幸福は得られるかも知れない
が、真の幸福は得られないことをスミスは力説したかったのである。	
敷衍すれば、社会の大多数である民衆は、つねに世間の評価を気にしながら、白	ら、自然に欺されて、より大きな富、よ
り大きな地位は、より大きな幸福をもたらしてくれると勘違いする。しかしそれけ	それは幻想でしかない。大きな富を獲得
としても実際には、幸福はほとんど増加しない。個人の幸福の程度は、富	の増加の後と前ではほとんど変わらな
い。真の幸福とは、心が平静なことである。心の平静を得るためには、ささやかな(*)	ささやかな量の生活物資つまり最低水準の富
を得て、健康で負債がなく、良心にやましいところがない生活を送らなければなら	ばならない。スミスは富と真の幸福との
関係について、このように強調したかったのである。	

二九 (二三九)

アダム・スミスにおける富と幸福(山口)

- (2) TMS, p. 235. 邦訳、四七○頁。(1) 大道安次郎、前掲書、二六―七頁。
- (4) ラス・ロバーツ、前掲書、第五章を参照。(3) TMS, pp. 162-3. 邦訳、二○九頁。

尖閣諸島問題とアメリカの中立政策(山城)	(1)尖閣諸島の帰属問題(1)尖閣諸島の帰属問題(1)尖閣諸島について領有権を主張し始めた のは一九七一年のことである。この年が国際法上の争い が発生したことを決定する日(クリティカル・デート) となる。尖閣問題が紛争化したのは一九六八年、国連ア ジア極東経済委員会(ECAFE:Economic Commission for Asia and the Far East)の尖閣周辺に石油及び天然 ガス田等の埋蔵海底資源存在の可能性があるという調査 ガス田等の埋蔵海底資源存在の可能性があるという調査	<b>尖閣諸島問題とアメリカの中立政策</b>	····································
11 [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [	● 個 (二○○海里の排他的経済水域、EEZ)にある接続 「二○○海里の排他的経済水域、EEZ)にある接続 「二○○海里の排他的経済水域、EEZ」に体当 なりし、船長と船員一四人は船体ごと石垣島に連行され たりし、船長と船員一四人は船体ごと石垣島に連行され なりし、船長と船員一四人は船体ごと石垣島に連行され たりし、船長と船員一四人は船体ごと石垣島に連行され している。 している。 の 御長が拘留される。 ここで尖閣問題は領海紛争問題 なる。 たりし、船長と船員一四人は船体ごと石垣島に連行され たりし、船長と船員一四人は船体ごと石垣島に連行され している。 の 御長が から係争事件に転化する。 たつ一○年九月七日東シナ海の たりし、船長と船員一四人は船体ごと石垣島に連行され たりし、船長と船員一四人は船体ごと石垣島に連行され している。 の 御長が から係争事件に転化する。 たつ一○年九月七日東シナ海の の 御長が の 御子の 二〇一○年九月七日東シナ海の たりし、船長と船員一四人は船体ごと石垣島に連行され たりし、船長と船員一四人は船体ごと石垣島に連行され たりし、船長と船員一四人は船体ごと石垣島に連行され たりし、船長と船員一四人は船体ごと石垣島に連行され たりし、船長と船員一四人は船体ごと石垣島に連行され たりし、船長と船員一四人は船体ごと石垣島に連行され たりし、船長と船員一四人は船体ごと石垣島に連行され たりし、船長と船員一四人は船体ごと石垣島に連行され たりし、船長と船員一四人は船体ごと石垣島に連行され の の の の の の の の の の の の の	<b>ルの中立政策</b> 市	

ことになった。 と考えられた。沖縄を統治していた琉球列島米国民政 島が日本の領土領海であることは全く疑いのないものだ の場合、対外的な概念であり、 双方で大きな違いがあった。「国有化」という言葉は 化」にしろ、その概念には日本と中国では受け取り方に 府は一九五三年、布告二七号(Civil Administration 尖閣は、沖縄本島とともに防衛区域に含められ、尖閣諸 を施政権下に置いた。一九七二年、沖縄の返還に伴って 東京都による「買上げ」にしろ、また野田政権の「国有 くの日系企業が焼き討ちにあうという事態が頻発する。 有化の決定は、中国において反日デモを引き起こし、多 うのがその理由であった。 込む以上は都が購入して「実効支配を強化」すべきとい 条約第三条で尖閣諸島を含む南西諸島を一部として沖縄 日本では所有するという意味合いが強いのに対して中国 次いで、二〇一二年九月、野田政権による尖閣諸島国 第二次世界大戦後、アメリカはサンフランシスコ講和 尖閣諸島の地理範囲 予想以上に中国の反発を買う 国有化で実効支配を強化

1111 (1 回1)

開始以後に於いて日本国の奪取し又は占領したる太平洋盟国の目的は日本国より一九一四年の第一次世界戦争のの関連部分には領土不拡大の原則に立つものの、「右同ジプトのカイロで行った会議で合意した文書である。そイギリス首相チャーチル、中華民国国民政府蒋介石がエ
---

ている。 国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、 領土は第八項で「『カイロ』宣言ノ条項は履行セラルへ 月二六日、アメリカ、イギリス、中華民国が日本に対し ここでは日本が放棄すべき領土の中に尖閣諸島は明記さ 議には参加するが、その内容に不満をもち調印を拒否し した中華人民共和国 九月三日に締結された。中華民国 日本領だとも書いていない。そのことからカイロ宣言、 カイロ宣言、ポツダム宣言とも尖閣諸島が中国領だとも ノ決定スル諸小島二局限セラルヘシ」と言及している。 ク又日本国ノ主権は本州、北海道、九州及四国並に吾等 て発表した無条件降伏の勧告書である。その中で日本の れていない。 サンフランシスコ講和条約と日本の国境問題 サンフランシスコ講和条約は朝鮮戦争中の一九五一年 一方、ポツダム宣言は太平洋戦争末期の一九四五年七 サンフランシスコ講和条約第二条しは、「日本 (中国)、また、ソ連は対日講和会 (台湾)や新たに成立 権原及

尖閣諸島問題とアメリカの中立政策(山城)

11111 (1 回11)

び請求権を放棄する」とした。第三条は尖閣諸島の名を

た。 場のどちらを重視するかという二つの選択をせまられる 続的で効果的な自助および相互援助を条件とする、とい れている。これは一九四八年六月、米国議会上院でバン 安全保障条約」といい、旧安保条約と比べると、新たに 名称を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び 講和条約の締結と同時に日米安全保障条約 問題になった。 約 使用を認めながら、その米軍に日本を守る義務はなか う決議(バンデンバーグ決議案)である。その背景要因 のである。 デンバーグ議員(Arthur H. Vandenberg)が提案したも 締結された安保条約には名称に相互協力の言葉が加えら 約)を締結し、一九六〇年六月に改訂延長された。正式 約とアメリカの立場あるいは日米同盟における日本の立 にあげられるのは、 日本とアメリカは一九五一年九月、サンフランシスコ 日米安保条約と尖閣問題 これは余りに露骨な占領継続的な条約であった。 九六〇年に締結された日米安全保障条約 第五条におけるアメリカは、 アメリカが結ぶ安全保障に関する条約は、 旧安保条約が在日米軍の基地の自由 日本の施政下にある領 (旧安保条 (新安保条 継 つ

三四(二四四
アメリカ政府は一九七一年の沖縄返還協定とそれに関沖縄返還交渉と尖閣諸島の領有権約と沖縄については、次節でも説明する。	が戦略上重要な拠点になることを強調した。日米安保条ピンにいたる太平洋全域にわたると表明し、日本と沖縄	障ラインをアリューシャンから日本本土、沖縄、フィリ官は一九五〇年一月、アメリカの太平洋における安全保	また、ディーン・アチソン(Dean G. Achson)国務長米軍の施設及び区域の使用が許容されることになった。	そこで、新安保条約は第五条「共同防衛」の項目を設	ある。 (23)	の憲法上の規定及び手続きに従って
戦略上重要な拠点になることを強調した。日米安シにいたる太平洋全域にわたると表明し、日本と、ディーン・アチソン(Dean G. Achson)国軍の施設及び区域の使用が許容されることになっ	ラインをアリューシャンから日本本土、沖縄、フは一九五〇年一月、アメリカの太平洋における安た、ディーン・アチソン(Dean G. Achson)国軍の施設及び区域の使用が許容されることになっ	た、ディーン・アチソン(Dean G. Achson)国軍の施設及び区域の使用が許容されることになっ		ことが決められている。ここに相互協力をうたう理由がけ、日本の施政下の領域における共通の危険に対処する	こが決められている。ここに相互協力をうたう日本の施政下の領域における共通の危険に対てこで、新安保条約は第五条「共同防衛」の項	こが決められている。ここに相互協力をうたう日本の施政下の領域における共通の危険に対てこで、新安保条約は第五条「共同防衛」の項30。
戦略上重要な拠点になることを強調した。日米安でいたる太平洋全域にわたると表明し、日本とンにいたる太平洋全域にわたると表明し、日本とンにいたる太平洋全域にわたると表明し、第五条はまた、在日米軍が日本を防る。しかし、第五条はまた、在日米軍が日本を防る。しかし、第五条はまた、在日米軍が日本を防	ラインをアリューシャンから日本本土、沖縄、フは一九五〇年一月、アメリカの太平洋における安た、ディーン・アチソン(Dean G. Achson)国軍の施設及び区域の使用が許容されることになっ根拠だとされ、第六条「基地の提供」と相俟ってる。しかし、第五条はまた、在日米軍が日本を防	た、ディーン・アチソン(Dean G. Achson)国軍の施設及び区域の使用が許容されることになっ根拠だとされ、第六条「基地の提供」と相俟ってる。しかし、第五条はまた、在日米軍が日本を防	根拠だとされ、第六条「基地の提供」と相俟って在る。しかし、第五条はまた、在日米軍が日本を防衛		こで、新安保条約は第五条「共同防衛」の項	そこで、新安保条約は第五条「共同防衛」の項3。(3)の危険に対処するように行動する」義務が生じ
戦略上重要な拠点になることを強調した。日米 戦略上重要な拠点になることを強調した。日米 (13) (13) (13) (13) (13) (13) (13) (13) (14) (14) (15) (15) (15) (16) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (18) (19) (19) (11) (11) (11) (11) (11) (11) (11) (11) (11) (11) (12) (11) (12) (13) (14) (15) (14) (15) (15) (15) (15) (16) (17)	リカには「自国の憲法上の規定及び手続きに従 の危険に対処するように行動する」義務が生じ の危険に対処するように行動する」義務が生じ の危険に対処するように行動する」義務が生じ の危険に対処するように行動する」義務が生じ の危険に対処するように行動する」義務が生じ の危険に対処するように行動する」義務が生じ のた、ディーン・アチソン(Dean G. Achson) に、ディーン・アチソン(Dean G. Achson)	た、ディーン・アチソン(Dean G. Achson) で、ディーン・アチソン(Dean G. Achson) た、ディーン・アチソン(Dean G. Achson) の施設及び区域の使用が許容されることに の施設及び区域の使用が許容されることに の施設及び区域の使用が許容されることに の施設及び区域の使用が許容されることに の施設及び区域の使用が許容されることに の施設及び区域の使用が許容されることに の施設及び区域の使用が許容されることに の の の の の の の た、ディーン・アチソン(Dean G. Achson)	松拠だとされ、第六条「基地の提供」と相俟っる。しかし、第五条はまた、在日米軍が日本をこが決められている。ここに相互協力をうたうしかし、第五条はまた、在日米軍が日本をの危険に対処するように行動する」義務が生じりカには「自国の憲法上の規定及び手続きに従り	る。 30 りカには「自国の憲法上の規定及び手続きに従りカには「自国の憲法上の規定及び手続きに従	リカには「自国の憲法上の規定及び手続きに従	
戦略上重要な拠点になることを強調した。日米 戦略上重要な拠点になることを強調した。日米	シインをアリューシャンから日本本土、沖縄、 なっ、新安保条約は第五条「共同防衛」の項 で、新安保条約は第五条「共同防衛」の項 で、新安保条約は第五条「共同防衛」の項 てこで、新安保条約は第五条「共同防衛」の項 てこで、新安保条約は第五条「共同防衛」の項 てこで、新安保条約は第五条「共同防衛」の項 てこで、新安保条約は第五条「共同防衛」の項 の施設及び区域の使用が許容されることにか で、ディーン・アチソン(Dean G. Achson) に、ディーン・アチソン(Dean G. Achson) に、ディーン・アチソン(Dean G. Achson)	た、ディーン・アチソン(Dean G. Achson) その施設及び区域の使用が許容されることにかっ。。しかし、第五条はまた、在日米軍が日本をつたで、新安保条約は第五条「共同防衛」の項ロが決められている。ここに相互協力をうたうとが決められている。ここに相互協力をうたうで、新安保条約は第五条「基地の提供」と相俟って、新安保条約は第五条「基地の提供」と相俟って、新安保条約は第五条「基地の提供」と相俟って、ディーン・アチソン(Dean G. Achson)	ペルだとされ、第六条「基地の提供」と相俟っる。しかし、第五条はまた、在日米軍が日本をしたで、新安保条約は第五条「共同防衛」の項でこで、新安保条約は第五条「共同防衛」の項の危険に対められている。ここに相互協力をうたうとが決められている。ここに相互協力をうたうで、新安保条約は第五条「共同防衛」の項の。	。危険に対処するように行動する」義務が生じカには「自国の憲法上の規定及び手続きに従アメリカが尖閣諸島の領有を認めていなくと	カには「自国の憲法上の規定及び手続きに従アメリカが尖閣諸島の領有を認めていなくと	アメリカが尖閣諸島の領有を認めていなくとも、
戦略上重要な拠点になることを強調した。日米 戦略上重要な拠点になることを強調した。日米	リと、仮に尖閣諸島が第三国から攻撃される場 の危険に対処するように行動する」義務が生じ の危険に対処するように行動する」義務が生じ の危険に対処するように行動する」義務が生じ の危険に対処するように行動する」義務が生じ のたとされ、第六条「基地の規定及び手続きに従 る。しかし、第五条はまた、在日米軍が日本を こで、新安保条約は第五条「共同防衛」の項 てこで、新安保条約は第五条「共同防衛」の項 てこで、新安保条約は第五条「共同防衛」の項 の施設及び区域の使用が許容されることに本 の施設及び区域の使用が許容されることに本 の施設及び区域の使用が許容されることに本	た、ディーン・アチソン(Dean G. Achson) た、ディーン・アチソン(Dean G. Achson) で、新安保条約は第五条「共同防衛」の項 る。 しかし、第五条はまた、在日米軍が日本を の施設及び区域の使用が許容されることにも の施設及び区域の使用が許容されることにも の施設及び区域の使用が許容されることにも の施設及び区域の使用が許容されるよ子 の施設及び区域の使用が許容される に対	ペ拠だとされ、第六条「基地の提供」と相俟って、新安保条約は第五条「共同防衛」の項でした。新安保条約は第五条「共同防衛」の項でこで、新安保条約は第五条「共同防衛」の項でした。	。危険に対処するように行動する」義務が生じカには「自国の憲法上の規定及び手続きに従アメリカが尖閣諸島の領有を認めていなくとと、仮に尖閣諸島が第三国から攻撃される場	カには「自国の憲法上の規定及び手続きに従アメリカが尖閣諸島の領有を認めていなくとと、仮に尖閣諸島が第三国から攻撃される場	アメリカが尖閣諸島の領有を認めていなくとも、と、仮に尖閣諸島が第三国から攻撃される場合、

生じさせることになる。現在、台湾及び中国両政府は本の安全保障関係および日米同盟について多くの疑念を もしれない。しかし、 推移している。仮に、アメリカ政府が尖閣諸島の領有権 中華民国 (台湾)、中華人民共和国 ころが、 連する「合意された議事録」によって、尖閣諸島が日本 同盟関係においても日本の安全保障政策あるいはアメリ ていれば、少なくとも両中国政府は早々に諦めていたか が日本にあることを表明し、その立場と政策を明確にし い、強硬な姿勢を貫き、 七〇年代初頭、尖閣諸島の領有権について占有宣言を行 権に対するアメリカの中立姿勢は、返還交渉を通して日 ることを望むとだけ表明する。実際に、尖閣諸島の領有 対立について、この問題は当事国間で平和裏に解決され そこで返還の可能性が検討され始める。 カ自身の戦略的な曖昧性をも生じさせてきた。 メリカの中立姿勢は、 へ施政権を返還する地域の一部であることを認める。と 沖縄の施政権返還が構想されるのは一九五八年初頭で、 アメリカ政府は尖閣諸島の領有権をめぐる日本、 首尾一貫しないまま推移し、 尖閣諸島の領有権問題に対するア 軍事衝突の危険をはらんだまま (中国)両中国間の しかし、この返 日米

尖閣諸島問題とアメリカの中立政策(山城)

三五(二四五)

三六 (二四六)

帰準備委員会が設置されるなど準備が整えられる。「共	
よって施政権返還合意が実現する。そして、沖縄では復	一九七一年一一月一〇日、これを批准した。一方、日本
一九六九年一一月二一日の佐藤・ニクソン共同声明に	は、沖縄返還協定の審議および批准勧告を受けて
返還協定は合意に至るまでに紆余曲折を経て、	まで二〇年にわたって統治した。アメリカ連邦議会上院
いた。	カは終戦後、沖縄を七年間占領し、施政権が返還される
軍政府民政府布告二七号によって地理範囲が規定されて	ワシントンで同日午前八時、同時に開催された。アメリ
関連しその一部となる「合意された議事録」が作成され	調印式は時差の関係で東京では六月一七日の午後九時、
条で日米の相互援助がうたわれ、沖縄返還協定第一条に	けて行われ、七一年六月一七日に返還協定が調印された。
(案)第一条(2)は、既にサンフランシスコ講和条約第三	沖縄返還交渉は一九六九年一一月から七一年六月にか
取決め協議に入ることで合意していた。沖縄返還協定	目和省と考読フ音の文下
の共同声明」の中で早期復帰を達成するため、具体的な	E
島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間	2) 中 毘 ジ 霊 ど 歩 を び
還協定合意はそれに先立つ一九六九年一一月の「琉球諸	
り、当然、沖縄返還協定とも無関係ではあり得ない。返	する侮辱であり、傲慢な態度であると言わざるを得ない。
<sup>20</sup> 。アメリカの立場は当時、ベトナム戦争に関与してお	洋及び東アジアの安全保障に一定の役割を担う日本に対
施設及び区域(米軍基地)の継続使用ということにあっ	のアメリカ政府の曖昧な姿勢は、同盟関係を結び西太平
沖縄返還交渉の過程で最も大きな課題となったのは、	する重要な意味を持っている。結論を先取りすると、こ
く疑問の余地なく現在まで推移している。	島の帰属問題はアメリカ政府の東アジア軍事戦略に関係
位についても沖縄返還協定に含まれ、日本の領有権は全	尖閣諸島問題等に顕著に表れている。とりわけ、尖閣諸
一一月二四日賛成多数で批准を可決する。尖閣諸島の地	たかを述べる。日本の戦後処理の難題は北方領土、竹島、

三七 (二四七)

尖閣諸島問題とアメリカの中立政策

(山城)

、北島、南島などを尖閣諸島に含めてい	島の範囲に大正島、八重山群島の範囲に	政府布令二二号「群島組織法」によって規定され、宮古	尖閣諸島の法的地位は既に、一九五〇年九月四日米軍	束させられている。	領の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制を	日とされた。また、先の日米共同声明ではニクソン大統	の別邸において協議が行われ、返還時期が同年五月一五	ある。そして、一九七一年一月サンクレメントの大統領	、⑤沖縄に投下	の要求、④日米安保条約の範囲である「極東」条項の問	及び区域の継続使用、③在日米軍について事前協議適用	政 経 研 究 第五十七巻第三号(二〇二〇年十二月)
されて以降、日本と台湾の間で領有権問題で対立が発生辺の海底埋蔵資源の調査結果がECAFEによって発表的られると発表されたことが原因であった。尖閣諸島周的「部として沖縄返還協定の対象範囲に含の中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国際	れて以降、日本と台湾の間で領有権問題で対立が発の海底埋蔵資源の調査結果がECAFEによって発られると発表されたことが原因であった。尖閣諸島中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国に、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。返還交	れて以降、日本と台湾の間で領有権問題で対立が発 い流球列島の一部として沖縄返還協定の対象範囲に大正島、八重山群島の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島の一部として沖縄返還協定の対象範囲に もれると発表されたことが原因であった。尖閣諸島の海底埋蔵資源の調査結果がECAFEによって発 られると発表されたことが原因であった。尖閣諸島の して沖縄返還協定の対象範囲に して沖縄返還協定の対象範囲に して沖縄返還協定の対象範囲に して沖縄返還協定の対象範囲に して沖縄返還協定の対象範囲に して沖縄返還協定の対象範囲に して沖縄返還協定の対象範囲に して沖縄返還協定の対象範囲に として沖縄返還協定の対象範囲に として沖縄返還協定の対象範囲に として沖縄返還協定の対象範囲に として沖縄返還協定の対象範囲に として沖縄返還協定の対象範囲に として沖縄返還協定の対象範囲に として沖縄返還協定の対象範囲に として沖縄返還協定の対象範囲に を引いる。 の海底理蔵資源の調査結果が にたる。 によって発	れて以降、日本と台湾の間で領有権問題で対立が発 の海底埋蔵資源の調査結果がECAFEによって発 られると発表されたことが原因であった。尖閣諸島 の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄 府布令二二号「群島組織法」によって規定され、宮	れて以降、日本と台湾の間で領有権問題で対立が発 の海底埋蔵資源の調査結果がECAFEによって発 られると発表されたことが原因であった。尖閣諸島の 範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄 られると発表されたことが原因であった。尖閣諸島の 一部として沖縄返還協定の対象範囲に 2000年の一部として沖縄返還協定の対象範囲に 2000年の 2000年九月四日米 2000年九月四日米	れて以降、日本と台湾の間で領有権問題で対立が発 の海底埋蔵資源の調査結果がECAFEによって発 られると発表されたことが原因であった。尖閣諸島の 範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、 す たるして沖縄返還協定の対象範囲に な地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣 よして沖縄返還協定の対象範囲に なりして沖縄返還協定の対象範囲に (22) の海底埋蔵資源の調査結果がECAFEによって発 やで最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の 国 にたことが原因であった。尖閣諸島の 国 に たる、 と の を 、 北島、 南島などを尖閣諸島に 合 めている。 返還交 の 海底埋蔵資源の調査結果が と して沖縄返還協定の対象範囲に (22) の 海底埋蔵資源の調査結果が と の て の 右 の に 知 の 、 、 日 本 、 の 気 の で の が の 、 、 、 間 部 島 の に た の に の の の の の の の の の の の の の の の	れて以降、日本と台湾の間で領有権問題で対立が発 の海底埋蔵資源の調査結果がECAFEによって発 られると発表されたことが原因であった。尖閣諸島の 前間に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、 す で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の の海底埋蔵資源の調査結果がECAFEによって発 をれると発表されたことが原因であった。尖閣諸島の の一部として沖縄返還協定の対象範囲に (22) の一部として沖縄返還協定の対象範囲に (22) の一つは、尖閣諸島の 国 の一つは、尖閣諸島の 国 の一のは、尖閣諸島の 国 の一のは、尖閣諸島の 国 の一のは、尖閣諸島の 国 に た の の の の 一 部 と し て 沖縄返還協定の 対象範囲に 米 東 さ せ ら れ て い る。 返還交	れて以降、日本と台湾の間で領有権問題で対立が発 の海底埋蔵資源の調査結果がECAFEによって発 られると発表されたことが原因であった。尖閣諸島の 前、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。 な地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣 市で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の 町でよして沖縄返還協定の対象範囲に なりたことが原因であった。尖閣諸島の (22) の万核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制	れて以降、日本と台湾の間で領有権問題で対立が発 れて以降、日本と台湾の間で領有権問題で対立が発 の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制 をせられている。 、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。返還交 前布令二二号「群島組織法」によって規定され、宮 府布令二二号「群島組織法」によって規定され、宮 向範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄 られると発表されたことが原因であった。尖閣諸島の国 が琉球列島の一部として沖縄返還協定の対象範囲に な地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣 とされた。また、先の日米共同声明ではニクソン大	れて以降、日本と台湾の間で領有権問題で対立が発 れて以降、日本と台湾の間で領有権問題で対立が発 の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制 とされた。また、先の日米共同声明ではニクソン大 東させられている。 、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。返還交 られると発表されたことが原因であった。尖閣諸島の 一部として沖縄返還協定の対象範囲に な地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣 られると発表されたことが原因であった。尖閣諸島の の海底埋蔵資源の調査結果がECAFEによって発	れて以降、日本と台湾の間で領有権問題で対立が発 れて以降、日本と台湾の間で領有権問題で対立が発 の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制 とされた。また、先の日米共同声明ではニクソン大 定された。また、先の日米共同声明ではニクソン大 東させられている。 市で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の 前島などを尖閣諸島に含めている。 支 によって規定され、宮 の海底埋蔵資源の調査結果がECAFEによって発 られると発表されたことが原因であった。尖閣諸島の国 に た の 海底埋蔵資源の調査結果がECAFEによって発 の 海底埋蔵資源の調査結果がECAFEによって発	れて以降、日本と台湾の間で領有権問題で対立が発 れて以降、日本と台湾の間で領有権問題で対立が発 の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制 とされた。また、先の日米共同声明ではニクソン大 見の範囲に大正島、八重山群島の範囲にはニクソン大 東させられている。 、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。返還交 、市希令二二号「群島組織法」によって規定され、 との一部として沖縄返還協定の対象範囲に な地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣 諸島の一部として沖縄返還協定の対象範囲に 、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。 を 、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。 の で して、一九七一年一月サンクレメントの大統 の 「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制	こ、一、「「」」」、「」」」、「」」」、「」」」、「」」、「」」、「」」、「」」、
の海底埋蔵資源の調査結果がECAFEによって発られると発表されたことが原因であった。尖閣諸島な地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国	の海底埋蔵資源の調査結果がECAFEによって発られると発表されたことが原因であった。尖閣諸島中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国に、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。返還交	の海底埋蔵資源の調査結果がECAFEによって発られると発表されたことが原因であった。尖閣諸島中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国に、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。返還交島の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄	の海底埋蔵資源の調査結果がECAFEによって発られると発表されたことが原因であった。尖閣諸島中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄府布令二二号「群島組織法」によって規定され、宮	の海底埋蔵資源の調査結果がECAFEによって発 られると発表されたことが原因であった。尖閣諸島 が琉球列島の一部として沖縄返還協定の対象範囲に な地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣 高の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄 られると発表されたことが原因であった。尖閣諸島の国 に 大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄 の海底埋蔵資源の調査結果がECAFEによって発 とれると発表されたことが原因であった。 会閣 と の海底埋蔵資源の調査結果が として沖縄返還協定の対象範囲に の海底埋蔵資源の調査結果が との の 方 の 一 の は 、 、 北島、 南島などを 尖閣諸島に 合 め て いる。 返還交 の 海 の 範囲に 大正島、 八重山群島の 一 の も の で あ の に の の の の の 一 の は 、 、 日本へ 返還 される 尖閣 諸島の 日 の の の の の の の 明 昭 と の た の た の と の た の に の の の に の に り の の の の の の の の の の 日 本 の の の の の の の の	の海底埋蔵資源の調査結果がECAFEによって発 られると発表されたことが原因であった。尖閣諸島 が琉球列島の一部として沖縄返還協定の対象範囲に 大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄 られると発表されたことが原因であった。尖閣諸島の 範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄 府布令二二号「群島組織法」によって規定され、宮 楽 な地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣 よ して沖縄返還協定の対象範囲に (22) の海底埋蔵資源の調査結果が と の 石 いる。返還交 の 海底世 る。 の る。 辺 家 の 一 つ は、 尖閣諸島の 国 に た の や の 記 の 一 の や の に り の で の の の 明 昭 さ に あった。 日本へ 返還される 尖閣 諸島 の 国 に 大 の 島 の 記 の 一 の お の に 別 の の の の の の の の の の の の の の に り の に ろ の の の の の の の の の の の の の の の の の	の海底埋蔵資源の調査結果がECAFEによって発 られると発表されたことが原因であった。尖閣諸島 の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、 育商令二二号「群島組織法」によって規定され、宮 府布令二二号「群島組織法」によって規定され、宮 府市令二二号「群島組織法」によって規定され、宮 の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄 の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄 ので最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国 の一部として沖縄返還協定の対象範囲に の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制	の海底埋蔵資源の調査結果がECAFEによって発 られると発表されたことが原因であった。尖閣諸島 の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚の「核抜き」約束と引き換えに、一九五〇年九月四日米 束させられている。 中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国 に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄 られると発表されたことが原因であった。尖閣諸島の国 にたことが原因であった。尖閣諸島の国 とされた。また、先の日米共同声明ではニクソン大	の海底埋蔵資源の調査結果がECAFEによって発 られると発表されたことが原因であった。尖閣諸島の 「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制 で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の 言いで最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄 られると発表されたことが原因であった。尖閣諸島の 国に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄 が琉球列島の一部として沖縄返還協定の対象範囲に (22) うれると発表されたことが原因であった。尖閣諸島の国 (22)	の海底埋蔵資源の調査結果がECAFEによって発 の海底埋蔵資源の調査結果がECAFEによって発 の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制 とされた。また、先の日米共同声明ではニクソン大 東させられている。 、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。返還交 中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国 に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄 向範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄 の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄 の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄 の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄 の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄 の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄 の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄 の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄 の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄	の海底埋蔵資源の調査結果がECAFEによって発 の海底埋蔵資源の調査結果がECAFEによって発 られると発表されたことが原因であった。尖閣諸島の 「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制 とされた。また、先の日米共同声明ではニクソン大 実閣諸島の法的地位は既に、一九五〇年九月四日米 束させられている。 、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。返還交 が琉球列島の一部として沖縄返還協定の対象範囲に な地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣 も載論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国 、1000000000000000000000000000000000000	の海底埋蔵資源の調査結果がECAFEによって発 の海底埋蔵資源の調査結果がECAFEによって発 、100「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制 とされた。また、先の日米共同声明ではニクソン大 な地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣 諸島の法的地位は既に、一九五〇年九月四日米 束させられている。 、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。返還交 、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。返還交 、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。返還交 、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。返還交 、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。 の海底埋蔵資源の調査結果がECAFEによって発	の海底埋蔵資源の調査結果がECAFEによって発 の海底埋蔵資源の調査結果がECAFEによって発 の海底埋蔵資源の調査結果がECAFEによって発 の海底埋蔵資源の調査結果がECAFEによって発 の海底埋蔵資源の調査結果がECAFEによって発
られると発表されたことが原因であった。尖閣諸島が琉球列島の一部として沖縄返還協定の対象範囲にな地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国	られると発表されたことが原因であった。尖閣諸島が琉球列島の一部として沖縄返還協定の対象範囲にすで最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。返還交	られると発表されたことが原因であった。尖閣諸島が琉球列島の一部として沖縄返還協定の対象範囲にすで最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国の、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。返還交島の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄	られると発表されたことが原因であった。尖閣諸島が琉球列島の一部として沖縄返還協定の対象範囲にすで最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国ーで最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄府布令二二号「群島組織法」によって規定され、宮	られると発表されたことが原因であった。尖閣諸島が琉球列島の一部として沖縄返還協定の対象範囲にな地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄府布令二二号「群島組織法」によって規定され、宮尖閣諸島の法的地位は既に、一九五〇年九月四日米	られると発表されたことが原因であった。尖閣諸島が琉球列島の一部として沖縄返還協定の対象範囲にな地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣府布令二二号「群島組織法」によって規定され、宮泉閣諸島の法的地位は既に、一九五〇年九月四日米束させられている。	られると発表されたことが原因であった。尖閣諸島が琉球列島の一部として沖縄返還協定の対象範囲にな地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣諸島の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄府布令二二号「群島組織法」によって規定され、宮府布令二二号「群島組織法」によって規定され、宮京の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄島などを尖閣諸島に含めている。返還交の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制	られると発表されたことが原因であった。尖閣諸島が琉球列島の一部として沖縄返還協定の対象範囲に な地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣 高の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、 南島などを尖閣諸島に含めている。返還交 「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制 の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制 とされた。また、先の日米共同声明ではニクソン大	られると発表されたことが原因であった。尖閣諸島が琉球列島の一部として沖縄返還協定の対象範囲にな地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣諸島の範囲に大正島、八重山群島の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、丁重山群島の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、丁重山群島の範囲に魚釣島、丁重山群島の範囲に魚釣島、丁重山群島の範囲に魚の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制とされた。また、先の日米共同声明ではニクソン大別邸において協議が行われ、返還時期が同年五月一	られると発表されたことが原因であった。尖閣諸島 られると発表されたことが原因であった。尖閣諸島 られると発表されたことが原因であった。尖閣諸島の範囲に大正島、八重山群島の範囲にはは既に、一九五〇年九月四日米 東させられている。 来させられている。 本島、南島などを尖閣諸島に含めている。返還交 島の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄 府布令二二号「群島組織法」によって規定され、宮 府市令二二号「群島組織法」によって規定され、宮 の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄 の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄 の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄 の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄 たって規定される尖閣 諸島の一部として沖縄返還協定の対象範囲に (22)	られると発表されたことが原因であった。尖閣諸島られると発表されたことが原因であった。尖閣諸島の一部として沖縄返還協定の対象範囲にな地位の不明確さにあった。日本側は繊維規制度の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制度の「核抜き」約束と引き換えに、一九五〇年九月四日米東させられている。 、15沖縄に投下した米国の資産及び財政金額、等々、15沖縄に投下した米国の資産及び財政金額、等々	られると発表されたことが原因であった。尖閣諸島られると発表されたことが原因であった。尖閣諸島の範囲に大正島、八重山群島の範囲に太子「「「「「「」」」」であった。日本(1000年九月四日米東市市令二二号「群島組織法」によって規定され、宮府市令二二号「群島組織法」によって規定され、宮本地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣諸島の一部として沖縄返還協定の対象範囲に本地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣部島の一部として沖縄返還協定の対象範囲にが琉球列島の一部として沖縄返還協定の対象範囲にといる。 の範囲に大正島、八重山群島の範囲には繊維規制で最も議論を呼んだ争点の一九五〇年九月四日米東市市で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国を地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣をして沖縄返還協定の対象範囲にという。	られると発表されたことが原因であった。尖閣諸島 が琉球列島の一部として沖縄返還協定の対象範囲に な地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣 高の範囲に大正島、八重山群島の範囲ではニクソン大 をされた。また、先の日米共同声明ではニクソン大 見の範囲に大正島、八重山群島の範囲である「極東」条項の で積抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制 をせられている。 本はしの不明確さにあった。日本へ返還される尖閣 諸島の法的地位は既に、一九五〇年九月四日米 束させられている。 素で争点となったのは、①返還の時期、②施 である、 (1) (2) (2) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
が琉球列島の一部として沖縄返還協定の対象範囲にな地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国	が琉球列島の一部として沖縄返還協定の対象範囲にな地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。返還交	が琉球列島の一部として沖縄返還協定の対象範囲にな地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。返還交島の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄	が琉球列島の一部として沖縄返還協定の対象範囲にな地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国ーで最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国の国に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄府布令二二号「群島組織法」によって規定され、宮	が琉球列島の一部として沖縄返還協定の対象範囲にが琉球列島の一部として沖縄返還協定の対象範囲に中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国時市令二二号「群島組織法」によって規定され、宮尖閣諸島の法的地位は既に、一九五〇年九月四日米	が琉球列島の一部として沖縄返還協定の対象範囲に が琉球列島の一部として沖縄返還協定の対象範囲に 、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。返還交 島の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄 府布令二二号「群島組織法」によって規定され、宮 案閣諸島の法的地位は既に、一九五〇年九月四日米 束させられている。	が琉球列島の一部として沖縄返還協定の対象範囲にが琉球列島の一部として沖縄返還協定の対象範囲に、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。返還交島の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄府布令二二号「群島組織法」によって規定され、宮京市で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の法的地位は既に、一九五〇年九月四日米東させられている。	が琉球列島の一部として沖縄返還協定の対象範囲にが琉球列島の一部として沖縄返還協定の対象範囲にな地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣府布令二二号「群島組織法」によって規定され、宮府布令二二号「群島組織法」によって規定され、宮府布令二二号「群島組織法」によって規定され、宮の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制とされた。また、先の日米共同声明ではニクソン大	が琉球列島の一部として沖縄返還協定の対象範囲にが琉球列島の一部として沖縄返還協定の対象範囲にな地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣諸島の装的地位は既に、一九五〇年九月四日米束させられている。 、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。返還交島の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄 府布令二二号「群島組織法」によって規定され、宮 の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制 とされた。また、先の日米共同声明ではニクソン大 別邸において協議が行われ、返還時期が同年五月一	が琉球列島の一部として沖縄返還協定の対象範囲にが琉球列島の一部として沖縄返還協定の対象範囲にな地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣部島の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄島の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、丁重山群島の範囲に魚釣島、丁重山群島の範囲に魚釣島、黄島の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、丁重山群島の範囲に魚釣島、丁重山群島の範囲に魚釣島、丁丁丁(22) (22) (22) (23) (23) (23) (23) (23)	が琉球列島の一部として沖縄返還協定の対象範囲にが琉球列島の一部として沖縄返還協定の対象範囲にな地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣諸島の法的地位は既に、一九五〇年九月四日米東させられている。 、15沖縄に投下した米国の資産及び財政金額、等々、5沖縄に投下した米国の資産及び財政金額、等々	が琉球列島の一部として沖縄返還協定の対象範囲にが琉球列島の一部として沖縄返還協定の対象範囲にな地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣諸島の法的地位は既に、一九五〇年九月四日米東させられている。 、⑤沖縄に投下した米国の資産及び財政金額、等々 、⑤沖縄に投下した米国の資産及び財政金額、等々 、⑥沖縄に投下した米国の資産及び財政金額、等々 の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制 たさせられている。 、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。返還交 中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国 にたって規定され、宮 を 、(4)日米安保条約の範囲である「極東」条項の	が琉球列島の一部として沖縄返還協定の対象範囲にが琉球列島の一部として沖縄返還協定の対象範囲にな地位の不明確さにあった。日本側は繊維規制とされた。また、先の日米共同声明ではニクソン大京。 「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制 やで最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国 中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国 によって規定され、宮 な地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣 高の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄 の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制 とされた。また、先の日米共同声明ではニクソン大 京都島の法的地位は既に、一九五〇年九月四日米 東させられている。 東させられている。 な地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣 諸島の前期、②施
な地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国	な地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。返還交	な地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。返還交島の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄	な地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。返還交島の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄府布令二二号「群島組織法」によって規定され、宮	な地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国島の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄府布令二二号「群島組織法」によって規定され、宮尖閣諸島の法的地位は既に、一九五○年九月四日米	な地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国房の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄島の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄府布令二二号「群島組織法」によって規定され、宮尖閣諸島の法的地位は既に、一九五○年九月四日米束させられている。	な地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国府布令二二号「群島組織法」によって規定され、宮島の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄南市令二二号「群島組織法」によって規定され、宮京前前。 家園の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄の範囲に魚釣島、支援交別がした。 (22) の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制	な地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国に大正島、八重山群島の範囲に大正島、八重山群島の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄南布令二二号「群島組織法」によって規定され、宮京の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄島の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄とされた。また、先の日米共同声明ではニクソン大	な地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣 中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国 府布令二二号「群島組織法」によって規定され、宮 席の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄 の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制 とされた。また、先の日米共同声明ではニクソン大 別邸において協議が行われ、返還時期が同年五月一	な地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣 な地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣 やで最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国 に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄 の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制 をされた。また、先の日米共同声明ではニクソン大 東させられている。 東と引き換えに、日本側は繊維規制 の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制 の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制 る。そして、一九七一年一月サンクレメントの大統	な地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣 な地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣 やで最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国 府布令二二号「群島組織法」によって規定され、宮 席前令二二号「群島組織法」によって規定され、宮 の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄 らが縄に投下した米国の資産及び財政金額、等々	な地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣 な地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣 の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制 の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制 の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制 やで最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国 、1000年九月四日米 東させられている。 東させられている。 東させられている。 本県の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄 の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄 の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄 の範囲に大正島、八重山群島の範囲に急釣島、黄 を の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制	な地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣 な地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣 をして、一九七一年一月サンクレメントの大統 の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制 の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制 の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制 の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制 の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制 の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制 の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制 の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制 の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制 の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制 の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制 の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制 の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制
中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国	中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。返還交	中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。返還交島の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄	中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。返還交島の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄府布令二二号「群島組織法」によって規定され、宮	中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。返還交島の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄府布令二二号「群島組織法」によって規定され、宮尖閣諸島の法的地位は既に、一九五〇年九月四日米	中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。返還交島の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄府布令二二号「群島組織法」によって規定され、宮尖閣諸島の法的地位は既に、一九五〇年九月四日米束させられている。	中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。返還交島の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄府布令二二号「群島組織法」によって規定され、宮東させられている。	中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の法的地位は既に、一九五〇年九月四日米束させられている。の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制とされた。また、先の日米共同声明ではニクソン大	中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の法的地位は既に、一九五〇年九月四日米束させられている。 泉閣諸島の法的地位は既に、一九五〇年九月四日米東させられている。 「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制とされた。また、先の日米共同声明ではニクソン大別邸において協議が行われ、返還時期が同年五月一	中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の法的地位は既に、一九五〇年九月四日米束させられている。 泉閣諸島の法的地位は既に、一九五〇年九月四日米東させられている。 、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。返還交 高の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄 の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制 とされた。また、先の日米共同声明ではニクソン大 気間部島の法的地位は既に、一九五〇年九月四日米 東させられている。	中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の法的地位は既に、一九五〇年九月四日米東させられている。そして、一九七一年一月サンクレメントの大統「5沖縄に投下した米国の資産及び財政金額、等々、5沖縄に投下した米国の資産及び財政金額、等々	中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の法的地位は既に、一九五〇年九月四日米東させられている。そして、一九七一年一月サンクレメントの大統京が開諸島の法的地位は既に、一九五〇年九月四日米東させられている。 、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。返還交の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制 をされた。また、先の日米共同声明ではニクソン大 東させられている。 東させられている。 家々 の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制 の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制 の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制 をされた。また、先の日米共同声明ではニクソン大 をされた。また、先の日米共同声明ではニクソン大 東させられている。 を の「枝抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制	中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国 で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国 の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制 たされた。また、先の日米共同声明ではニクソン大 たされた。また、先の日米共同声明ではニクソン大 たされた。また、先の日米共同声明ではニクソン大 たさせられている。 家で争点となったのは、①返還の時期、②施 で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の法的地位は既に、一九五〇年九月四日米 東させられている。 家で争点となったのは、①返還の時期、②施
	、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。返還交	、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。返還交島の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄	、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。返還交島の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄府布令二二号「群島組織法」によって規定され、宮	、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。返還交島の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄府布令二二号「群島組織法」によって規定され、宮尖閣諸島の法的地位は既に、一九五〇年九月四日米	、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。返還交島の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄府布令二二号「群島組織法」によって規定され、宮尖閣諸島の法的地位は既に、一九五〇年九月四日米束させられている。	、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。返還交島の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄府布令二二号「群島組織法」によって規定され、宮実閣諸島の法的地位は既に、一九五〇年九月四日米東させられている。	、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。返還交島の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄府布令二二号「群島組織法」によって規定され、宮東させられている。 の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制とされた。また、先の日米共同声明ではニクソン大	、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。返還交、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。近還交の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制とされた。また、先の日米共同声明ではニクソン大別邸において協議が行われ、返還時期が同年五月一	、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。返還交、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。返還交の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制とされた。また、先の日米共同声明ではニクソン大東させられている。 の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制 る。そして、一九七一年一月サンクレメントの大統	、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。返還交、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。返還交の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制とされた。また、先の日米共同声明ではニクソン大東させられている。 、⑤沖縄に投下した米国の資産及び財政金額、等々、⑤沖縄に投下した米国の資産及び財政金額、等々	、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。返還交、「「「「「「」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」	、北島、南島などを尖閣諸島に含めている。返還交、(④日米安保条約の範囲である「極東」条項の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制度された。また、先の日米共同声明ではニクソン大東させられている。 「「「「」」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」
島の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄府布令二二号「群島組織法」によって規定され、宮京、 (1) 神において協議が行われ、返還時期が同年五月一る。そして、一九七一年一月サンクレメントの大統東させられている。 東させられている。 東させられている。 で区域の継続使用、③在日米軍について事前協議適び区域の継続使用、③在日米軍について事前協議	府布令二二号「群島組織法」によって規定され、宮府布令二二号「群島組織法」によって規定され、宮ア、④沖縄に投下した米国の資産及び財政金額、等々の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制とされた。また、先の日米共同声明ではニクソン大東させられている。 で区域の継続使用、③在日米軍について事前協議適び区域の継続使用、③在日米軍について規定した第	尖閣諸島の法的地位は既に、一九五〇年九月四日米 、⑤沖縄に投下した米国の資産及び財政金額、等々 の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制 とされた。また、先の日米共同声明ではニクソン大 とされた。また、先の日米共同声明ではニクソン大 の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制 でする。そして、一九七一年一月サンクレメントの大統 の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制 でする。	東させられている。 東させられている。 で区域の継続使用、③在日米軍について事前協議適	の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制別邸において協議が行われ、返還時期が同年五月一る。そして、一九七一年一月サンクレメントの大統。後日米安保条約の範囲である「極東」条項のび区域の継続使用、③在日米軍について事前協議適	とされた。また、先の日米共同声明ではニクソン大別邸において協議が行われ、返還時期が同年五月一る。そして、一九七一年一月サンクレメントの大統、⑤沖縄に投下した米国の資産及び財政金額、等々要求、④日米安保条約の範囲である「極東」条項のび区域の継続使用、③在日米軍について事前協議適	別邸において協議が行われ、返還時期が同年五月一る。そして、一九七一年一月サンクレメントの大統、⑤沖縄に投下した米国の資産及び財政金額、等々要求、④日米安保条約の範囲である「極東」条項のび区域の継続使用、③在日米軍について事前協議適	る。そして、一九七一年一月サンクレメントの大統、⑤沖縄に投下した米国の資産及び財政金額、等々要求、④日米安保条約の範囲である「極東」条項のび区域の継続使用、③在日米軍について事前協議適	、⑤沖縄に投下した米国の資産及び財政金額、等々要求、④日米安保条約の範囲である「極東」条項のび区域の継続使用、③在日米軍について事前協議適	要求、④日米安保条約の範囲である「極東」条項のび区域の継続使用、③在日米軍について事前協議適	び区域の継続使用、③在日米軍について事前協議適		

の後、 現実的観点から見て検討に値するとさえ論じている。 交攻勢に対抗しなければならなかった。るナショナリズムを抱えつつ、国際社会では、中国の外 使)は、 そのため、 釣運動(保衛的釣魚台の略で尖閣諸島の領有を主張する 慮して、 閣諸島の主権が日本にあることを明確にしていなかった。 運動)に言及し、日本への返還に反対の意を伝えた。そ した。その後、キッシンジャー大統領補佐官と協議、保 の周書楷駐米大使は、国務次官マーシャル・グリーン 大使に対し台湾の国内状況やアメリカ国内への影響を考 大統領に離任の挨拶をした際にも尖閣諸島の主権を主張 日本への返還に反対した。同年四月、周大使はニクソン (Marshal Green) を訪ねて口上書を渡し、尖閣諸島の ても対立が起こってくる。 また、アメリカ政府は沖縄の施政権返還に際しての尖 返還協定合意が成立する直前の一九七一年三月、 施政権返還延期論 台湾はアメリカ国内で留学生を中心として高揚す 沖縄の施政権返還の移行を延期するという案が マッコノギー (Walter P. McConaughy) 駐台 台湾の周書楷外交部長(その前任は駐米大 台湾

三八 (二四八)

ぐるアメリカの思惑である。沖縄でみられる軍事的使用	が求めた尖閣諸島と繊維の取引がニクソンの外交政策の
また、沖縄返還交渉で問題となったのが米軍基地をめ	島が繊維をめぐって大きな問題になっていた。ケネディ
東」の範囲をこえて西太平洋全域で活動している。	いた。アメリカは日本との間に繊維問題を抱え、尖閣諸
の謀略部隊は地域的には安保条約にいう「日本および極	当のケネディ(David M. Kennedy)が返還に反対して
謀略部隊駐留の容認など返還以前と変化はなかった。こ	は実際には、尖閣諸島問題で沖縄返還協定の経済開発担
動は核兵器撤去問題、ベトナム戦争での自由出撃のほか	との間には関係正常化の意図があった。またアメリカ側
る。沖縄の米軍基地は返還後も従前通り維持し、その行	カ側は台湾との間で尖閣諸島海域の漁業操業問題、中国
化されている。そこで問題となったのが極東の範囲であ	沖縄へ施政権が返還されるについては、当時、アメリ
れに従い協定第三条(2)では沖縄の米軍基地の提供が明文	ることとしている。
寄与」するための「施設・区域」の使用が許容され、そ	が望ましいが、その場合、尖閣諸島問題への言及は避け
与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に	一条において対日講和条約第三条の記述にもとづくこと
化が注目される。新安保条約第六条「日本国の安全に寄	成されている。その中でアメリカ側は沖縄返還協定の第
とくに安全保障の面で日本と極東における役割の質的変	的に始められる時期に当たり、沖縄返還協定の草案が作
るという路線の選択である。そこで表現される日米関係、	めている。一九七〇年代初頭は沖縄返還協定交渉が本格
同声明及びそれに先立つ日米安保条約を自動的に延長す	フィック・ガルフ社に尖閣諸島周辺の探査・採掘権を認
沖縄返還協定は一九六九年一一月の佐藤・ニクソン共	台湾では一九七〇年七月にアメリカの石油会社パシ
た。	た。日本はその後、尖閣諸島に定期的に調査団を派遣し、
要請を利用して繊維問題で取引を行うというものであっ	諸国に尖閣諸島海底資源開発の可能性に強い関心を招い
と縄(沖縄と繊維問題)の交換と謂われる問題で台湾の	調査結果は、日本、台湾、琉球政府をはじめとして地域
より大きな取引の中に包摂されたのである。いわゆる糸	先述、ECAFE(国連東アジア極東経済委員会)の

尖閣諸島問題とアメリカの中立政策(山城)

三九 (二四九)

力増強には低い優先順位しか与えておらず、米国との同	依存し続けると分析していた。同時に、「日本は、防衛	日本が国内的状況に鑑みアメリカの軍事援助に実質的に	図ったとされる国家安全保障会議文書(第五五一六)は	方、一九五〇年代末、アメリカ政府が対日政策の転換を	いて在日米軍の行動の是否が問われるものであった。一	意味する。したがって、問題は日本の安全保障関連にお	リカの軍事戦略が西太平洋全域に及ぶものであることを	る。これらは安保条約が規定する極東条項であり、アメ	条施政権の返還、第三条基地の提供が自動的に延長され	よび安保条約第六条に規定され、沖縄返還協定にも第一	沖縄の米軍基地はサンフランシスコ講和条約第三条お	軍事戦略にとって必須な要件であった。	関連する事項となっている。これはアメリカの東アジア	米軍基地の自由使用と維持が返還協定の内容のすべてに	かということがアメリカ側の懸念するところであった。	全く自由に沖縄の基地を使うことができないのではない	あった。日本の施政権が沖縄に及ぶのであれば、米軍は	他的統治と同意味で使われる用語)を確保することで	を日本との事前協議なしに返還前と同様に完全使用(排	政 経 研 究 第五十七巻第三号(二〇二〇年十二月)
---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	--------------------------	--------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	--------------------------	---------------------------	----------------------------

共産党対外連絡部長王家瑞は、尖閣諸島が中国の「核心尖閣諸島三島の購入計画を発表した。これを聞いた中国先に述べたように、二〇一二年四月石原東京都知事がのにしている。	戦略の不明確さが尖閣諸島領有権の問題解決を困難なもされないことであろう。他方で日本の安全保障におけるリカ政府の尖閣諸島に対する関与(態度)が明確に表明上陸の可能性が予測されている。そこての問題は「アメ	●○「坐生がかり…してい <sup>30</sup> 。」でごつう見た、、頭で説明したように連日行われ、中国漁民の尖閣諸事件すら起している。現在でも中国漁船の不法侵入に領有を主張する台湾と中国漁民の不法侵入が相次一九七○年代初頭、尖閣諸島の海底埋蔵資源調査を	の恒常的な不法侵入して表れている。	アメリカの支援を基礎にする日本のアメリカへの依存とが防衛してくれると期待できるからだ」防衛面におけるれにより国際的重要性と経済が獲得しやすくなり、米国盟と民主国家であることの協調を国益と考えている。そ
---	--	---	-------------------	--

四〇 (二五〇)

どてあの事は船行せ侵空尖一閣で付二南 であの事は船行せ侵空尖一閣で付二南 でる進保領、為る犯に閣まる近 る進を空漁よ事しお諸るの 高とから 記を空潰したい島 三 が る を た て る を た て る の 本 の た の た の の の の の の の た の	○ 一 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	へ幾をスカランブレ発進 がはじめて尖閣諸島領空	○一二年の反日騒動の暴	漁船、海洋監	である。近年の主な領毎浸卯本の領海を侵犯し、一二月に	中国艦艇部隊による太平洋へ	多様化していること	那国島と西表島近辺の海域を島・宮古島間の海域を通過し	
_ さ 海 ` れ 上 め 頻 の 。 は 海 領 の 着 い す な を	暴力行為よりも重要なの 置の尖閣諸島沖の日本側 にの尖閣諸島沖の日本側 にの尖閣諸島沖の日本側 にの尖閣諸島沖の日本側 にの一二年三月の中国の 一の尖閣諸島沖の日本側 にの一二年三月の中国の にのした。日本側は を侵犯した。日本側は の の して の の の の の の の の の の の の の の の の	させる事態となった。を侵犯した。日本側は	の暴力行為よりも重要なの	監視船、漁業監視船が頻	犯事件をみると、毎上には領空侵犯まで始め	洋への進出が継続、それ	とである。毎年複数回、	域などでも航行が確認さ過しているほか、大隅海	

御的緊急措置」をとる旨を発表した。同時に、有事の定める関連の規制に従わない場合は中国軍による このほか中国が尖閣諸島近海に派遣する公船は、 である。このような中国公船による日本領海侵犯は常態への進出が高い頻度で継続していることをみても明らか えられている。これは中国海軍の艦艇部隊による太平洋(33) る。 うな形で「東シナ海防空識別圏」を設定し、 化している。 も及び、 中国政府は尖閣諸島をあたかも中国の領土であるかのよ る。早期警戒機(Y-8)、爆撃機 における活動も活発化し、軍用機の種類も多様化してい のとみられている。また、 が図られ、日本周辺海域での運用能力も向上しているも た公船も日本領海に繰り返し侵入するようになっている。 (SU-30) 等、 二〇一五年一二月以降、機関砲とみられる武器を搭載し への侵入を企図した運用体制の強化は着実に進んでいる。 常態化しているだけでなく、中国公船による日本領海 このような経路の多様化は、 中国は外洋への展開能力を図っているものと考 さらに飛行形態も変化してきている。 中国海空軍航空機の日本領海 津軽海峡の通過などに H I 6 k)、戦闘機 中国国防部 有事を想 大型化 防

尖閣諸島問題とアメリカの中立政策(山城)

四一(二五一)

こうした状況に危機感を強める日本政府は、海上保安	自衛隊の南西諸島への配備・強化	る海自艦艇二隻を標的に見たてた訓練を実施している。
連続で船を送った」と非難した。 連続で船を送った」と非難した。	連続で船を送った」と非難した。 連続で船を送った」と非難した。	車続で船を送った」と非難した。 連続で船を送った」と非難した。 御協協の南西諸島への配備・強化 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
連続で船を送った」と非難した。	連続で船を送った」と非難した。 三〇一九年度予算案にヘリコプター搭載型大の二〇一九年度予算案にヘリコプター搭載型大における自衛隊の基本的任務は、「専守防衛」における自衛隊の基本的任務は、「専守防衛」における自衛隊の基本的任務は、「専守防衛」における自衛隊がアメリカの極東戦略に沿った新たな「戦術的攻撃」リカの軍事戦略に沿った新たな「戦術的攻撃」の有機的に組み込まれて行くことを意味する。そのた」と非難した。	自衛隊の南西諸島への配備・強化
に見った。 二〇一八年一〇月ペンス副大統領は、対中政 二〇一八年一〇月ペンス副大統領は、対中政 二〇一八年一〇月ペンス副大統領は、対中政 二〇一八年一〇月ペンス副大統領は、対中政 二〇一八年一〇月ペンス副大統領は、対中政 二〇一八年一〇月ペンス副大統領は、対中政 二〇一八年一〇月ペンス副大統領は、対中政 二〇一八年一〇月ペンス副大統領は、対中政 二〇一八年一〇月ペンス副大統領は、対中政 二〇一八年一〇月ペンス副大統領は、対中政 二〇一八年一〇月ペンス副大統領は、対中政 二〇一八年一〇月ペンス副大統領は、対中政 二〇一八年一〇月ペンス副大統領は、対中政 二〇一八年一〇月ペンス副大統領は、対中政 二〇一八年一〇月ペンス副大統領は、対中政 二〇一八年一〇月ペンス副大統領は、対中政 二〇一八年一〇月ペンス副大統領は、対中政 二〇一八年一〇月ペンス副大統領は、一 二日本 二〇一八年一〇月ペンス副大統領は、 二日本 二〇一八年一〇月ペンス副大統領は、 二〇十 二日本 二〇一八年一〇月ペンス副大統領は、 二日本 二〇一八年一〇月ペンス副大統領は、 二〇一〇十年 二〇一〇十年 二〇一〇十年 二〇一〇十年 二〇一〇十年 二〇一〇十年 二〇一〇十年 二〇一〇十年 二〇一〇十年 二〇一〇十年 二〇一〇十年 二〇一〇十年 二〇一〇十年 二〇一〇十年 二〇一〇十年 二〇一〇十年 二〇一〇十年 二〇一〇十 二〇一〇十年 二〇一〇十 二〇一一〇十 二〇一一〇十 二〇一一〇十 二〇一一一 二〇一一〇十 二〇一一 二〇一一 二〇一一 二〇一一 二〇一一 二〇一一 二〇一 二〇	に見った状況に危機感を強める日本政府は、海 における自衛隊がアメリカの極東戦略体制の中 における自衛隊がアメリカの極東戦略体制の によるを得ない。 における自衛隊がアメリカの極東戦略体制の によるを得ない。 によるを得なした をした をした をした をした をした をした を を を を を を を	自
海域へは依然、中国船舶の挑発的な派遣が継続つ有機的に組み込まれて行くことを意味する。単体的には、自衛隊の基本的任務は、「専守防衛」しかの軍事戦略に沿った新たな「戦術的攻撃」における自衛隊の基本的任務は、「専守防衛」における自衛隊の基本的任務は、「専守防衛」における自衛隊がアメリカの極東戦略体制の主任務は、「専守防衛」における自衛隊がアメリカの極東戦略体制の支援がたが、 における自衛隊の基本的任務は、「専守防衛」の一の一の一九年度予算案にヘリコプター搭載型大	海域へは依然、中国船舶の挑発的な派遣が継続つ有機的に組み込まれて行くことを意味する。単位の「「「「「「」」」では、「「」」」」では、「」」」」では、「」」」」では、「」」」」」では、「」」」」」」」、 「「」」」では、「「」」」」」、 「「」」」、 「」」」、 「」、 「	海域へは依然、中国船舶の挑発的な派遣が継続つ有機的に組み込まれて行くことを意味する。 二〇一九年度予算案にヘリコプター搭載型大 における自衛隊の基本的任務は、「専守防衛」 における自衛隊の基本的任務は、「専守防衛」 における自衛隊の基本的任務は、「専守防衛」 における自衛隊の基本的任務は、「専守防衛」 における自衛隊の基本的任務は、「専守防衛」 における自衛隊の基本的任務は、「専守防衛」 しかの軍事戦略に沿った新たな「戦術的攻撃」 した状況に危機感を強める日本政府は、海 で有機的に組み込まれて行くことを意味する。
進行し、自衛隊がアメリカの極東戦略体制の中点にある。具体的には、自衛隊による米軍の肩縄の施政権返還にともない自衛隊の基本的任務は、「専守防衛」における自衛隊の基本的任務は、「専守防衛」における自衛隊の基本的任務は、「専守防衛」における自衛隊の基本的任務は、「専守防衛」での二〇一九年度予算案にヘリコプター搭載型大	進行し、自衛隊がアメリカの極東戦略体制の中点における自衛隊がアメリカの極東戦略体制の車場の施政権返還にともない自衛隊の基本的任務は、「専守防衛」における自衛隊の基本的任務は、「専守防衛」における自衛隊の基本的任務は、「専守防衛」における自衛隊の基本的任務は、「専守防衛」における自衛隊の基本的任務は、「専守防衛」における自衛隊の基本的任務は、「妻の進造費を計上、警備体制の拡充を進めてこうした状況に危機感を強める日本政府は、海	進行し、自衛隊がアメリカの極東戦略体制の中点にある。具体的には、自衛隊による米軍の肩における自衛隊の基本的任務は、「専守防衛」における自衛隊の基本的任務は、「専守防衛」における自衛隊の基本的任務は、「専守防衛」における自衛隊の基本的任務は、「専守防衛」における自衛隊の基本的任務は、「専守防衛」における自衛隊の基本的任務は、自衛隊の南西諸島への配備・強化
点にある。具体的には、自衛隊による米軍の肩リカの軍事戦略に沿った新たな「戦術的攻撃」における自衛隊の基本的任務は、「専守防衛」縄の施政権返還にともない自衛隊の基本的任務二隻の建造費を計上、警備体制の拡充を進めアの二〇一九年度予算案にヘリコプター搭載型大	点にある。具体的には、自衛隊による米軍の肩リカの軍事戦略に沿った新たな「戦術的攻撃」化が生じていることに注目をせざるを得ない。縄の施政権返還にともない自衛隊の基本的任務二隻の建造費を計上、警備体制の拡充を進めアの二〇一九年度予算案にヘリコプター搭載型大こうした状況に危機感を強める日本政府は、海	点にある。具体的には、自衛隊による米軍の肩リカの軍事戦略に沿った新たな「戦術的攻撃」における自衛隊の基本的任務は、「専守防衛」における自衛隊の基本的任務は、「専守防衛」における自衛隊の基本的任務は、自衛隊の南西諸島への配備・強化
における自衛隊の基本的任務は、「専守防衛」化が生じていることに注目をせざるを得ない。縄の施政権返還にともない自衛隊の基本的任務二隻の建造費を計上、警備体制の拡充を進めての二〇一九年度予算案にヘリコプター搭載型大	における自衛隊の基本的任務は、「専守防衛」化が生じていることに注目をせざるを得ない。縄の施政権返還にともない自衛隊の基本的任務二隻の建造費を計上、警備体制の拡充を進めアの二〇一九年度予算案にヘリコプター搭載型大こうした状況に危機感を強める日本政府は、海	における自衛隊の基本的任務は、「専守防衛」化が生じていることに注目をせざるを得ない。二〇一九年度予算案にヘリコプター搭載型大こうした状況に危機感を強める日本政府は、海自衛隊の南西諸島への配備・強化
化が生じていることに主目をせざるを得ない。縄の施政権返還にともない自衛隊の基本的任務二隻の建造費を計上、警備体制の拡充を進めての二〇一九年度予算案にヘリコプター搭載型大	化が生じていることに主目をせざるを得ない。縄の施政権返還にともない自衛隊の基本的任務二隻の建造費を計上、警備体制の拡充を進めての二〇一九年度予算案にヘリコプター搭載型大こうした状況に危機感を強める日本政府は、海	化が生じていることに生目をせざるを得ない。縄の施政権返還にともない自衛隊の基本的任務二隻の建造費を計上、警備体制の拡充を進めての二〇一九年度予算案にヘリコプター搭載型大こうした状況に危機感を強める日本政府は、海自衛隊の南西諸島への配備・強化
二隻の建造費を計上、警備体制の拡充を進めての二〇一九年度予算案にヘリコプター搭載型大型	二隻の建造費を計上、警備体制の拡充を進めての二〇一九年度予算案にヘリコプター搭載型大型こうした状況に危機感を強める日本政府は、海	二隻の建造費を計上、警備体制の拡充を進めての二〇一九年度予算案にヘリコプター搭載型大型こうした状況に危機感を強める日本政府は、海自衛隊の南西諸島への配備・強化
	した状況に危機感を強	うした状況に危機感を強衛隊の南西諸島への配備
自衛隊の南西諸島への配備・強化 海自艦艇二隻を標的に見たてた訓練を実施し	海自艦艇二隻を標的に見たてた訓練を実施し	
自衛隊の南西諸島への配備・強化 海自艦艇二隻を標的に見たてた訓練を実施し 国軍のJH7戦闘爆撃機が尖閣周辺で、近く	自艦艇二隻 軍の J H 7	軍 の J H 7
<b>衛隊の南西</b> 軍 の 国 軍 の 国 国 軍 の 国 軍 の 国 軍 の 国 軍 の 国 国 軍 の 国 国 軍 の 国 国 軍 の 国 国 軍 の 国 国 国 国 の 国 国 の 国 国 の 国 国 国 の 国 国 国 の 国 国 国 の 国 国 国 国 の の 国 国 の の 国 国 の の 国 国 の の 国 国 の の 国 国 の の 国 国 の の の 国 国 の の 国 国 の の の 国 国 の の の 国 国 の の の の の 国 国 の の の の 国 国 の の の 国 国 の の の の 国 国 の の の 国 国 の の の の 国 国 の の の 国 国 の の の の 国 国 の の の の 国 国 の の の の の 国 国 の の の の の の の の 国 国 の の の の の の の の の の の の の	自艦艇二隻 軍のJH7	軍 の J H 7

案は、 年度予算から倍増の一九一億円を計上、石垣市議会では 警備部隊の関連費二二八億円を計上した。これには隊庁 部隊と地対艦誘導弾部隊などが所属する第七高射特科群 島駐屯地には、 整備費用で一八億円を盛り込んでいる。陸上自衛隊宮古 市有地売却議案に対する反対が相次いだ。市有地売却議 舎や体育館建設工事が予定され、同基地には五〇〇 が配備されることも知られている。 の弾薬庫建設工事が進む保良鉱山地区の構内道路などの 係争中であり、議論をよんでいる。 た住民投票の実施義務付けを求める訴訟を起こし、現在 した。また、同会は市を相手に、自治基本条例に基づい 配備計画の賛否を問う住民投票を求めたが市議会は否決 権者の四割に当たる一万筆余りの署名を集め、自衛隊 した。これについては、「市住民投票を求める会」が有 に市有地八・八ヘクタールの貸付議案を賛成多数で可決 宮古市では陸自宮古警備が発足しており、 防衛省に市有地一三・六ヘクタールの売却ととも 新たに中距離地対空誘導弾 同駐屯地に配備され (ミサイル) 陸上自衛隊 5  $\mathcal{O}$ 

四二(二五二)

る隊員は約三五〇人、警備部隊と合わせ約七五〇人規模	挙に争点化した。つまり、尖閣海域の海底埋蔵石油・ガ
になる。また、尖閣諸島に最も近い与那国島には、沿岸	ス田をめぐっての争いであり、自国の領海を両中国の大
監視隊約一六〇人がすでに配備を済ませている。	陸棚自然延長説と日本の引く中間線の対立である。領海
一方、海上保安庁の二〇二〇年度予算は、前年度から	とは一般に、国家の領有する海域のことで主権を有する
約七六億円増の総額二二五三億八七〇〇万円を計上し	部分である。他に、いずれの国家も領有できず支配権も
た。沖縄関係で尖閣諸島の警備体制強化など二〇八億二③	及ぼし得ない海域(公海)および領海と公海の間にあっ
千万円を計上した。これには海上保安庁保有で最大級	て国家は、領有できないが支配権を及ぼしうる海域(排
(六五〇〇トン)の船舶二隻を含む、ヘリコプター搭載	他的経済水域、Exclusive Economic Zone:EEZ)に
型巡視船四隻の整備で一一八億二千万円を盛り込んでい	区分される。
る。これには宮古・八重山などの桟橋や岸壁などの拠点	日本は一九九六年国連海洋法条約批准とともに領海に
整備を要し、沖縄を含め全国的な監視体制の強化が新規	ついては直線基線を採用し、同時に排他的経済水域も設
項目にあげられている。	定した。日本の領海は、これに基づいて基線から一二海
	里、二〇〇海里の幅員をもつ海域と定め、日本の主権、
	漁業管轄権を及ぼすことを定めた。国連海洋法条約は、
(3) アンリオ政府の昭時姿勢	さらに領海外側に一二海里、つまり沿岸から二四海里ま
尖閣問題の争点化	での帯状海域を接続水域とすることも決めた。接続水域
先述、一九六九年五月国連アジア極東経済委員会	は、沿岸国家が通関、財政、出入国管理、衛生等四つの
(ECAFE)の海底調査報告書を契機に尖閣諸島周辺	面で管理するために利用する海域であり、これらの法令
海域では台湾(中華民国政府)、中国(中華人民共和国)、	違反に限って、沿岸国家は不審船を拿捕し、処罰する権
日本という三国絡みの領有権争いが発生、尖閣問題が一	利をもっている。さらに、国連海洋法条約は大陸棚につ

尖閣諸島問題とアメリカの中立政策(山城)

四三(二五三)

際には、日中両国の二〇〇海里はかなりの部分で重なり	し、「距岸距離説」を採用、外国との二〇〇海里経済水	から、これを東シナ海の排他的経済水域の線引きに利用	他的経済水域(EEZ)を主張出来るようになったこと	他方、日本は国連海洋法条約で沖合二〇〇海里まで排	縄トラフまで大陸棚に含められるとしている。	ると主張する。そこには沖縄・南西諸島の北側にある沖	陸棚のすべてを両中国の排他的経済水域(EEZ)であ	作った。中国側は中国大陸からせり出した東シナ海の大	管区域及び大陸棚に関する法律」(一九九八年発効)を	家の排他的経済水域(EEZ)になるという国内法「専	考えに立ち、大陸から張り出した大陸棚はすべて大陸国	(一九五八年採択、六六年発効)の大陸棚自然延長説の	そこで中国側(両中国政府)は、大陸棚条約	の権利を認めると規定している。	その先最大三五〇海里まで、排他的経済水域(EEZ)	棚が続くという条件(大陸棚自然延長説)を満たせば、	いても言及、それによると二〇〇海里を超えても、大陸	西 糸 有 多一岁丑十十老岁三岁(二〇二〇五十二月)
	域が重なり合う場合は中間線を引き、大陸棚の排他的経	が重なり合う場合は中間線を引き、大陸棚の排他的、「距岸距離説」を採用、外国との二〇〇海里経済	が重なり合う場合は中間線を引き、大陸棚の排他的、「距岸距離説」を採用、外国との二〇〇海里経済ら、これを東シナ海の排他的経済水域の線引きに利	が重なり合う場合は中間線を引き、大陸棚の排他的、「距岸距離説」を採用、外国との二〇〇海里経済ら、これを東シナ海の排他的経済水域の線引きに利的経済水域(EEZ)を主張出来るようになったこ	が重なり合う場合は中間線を引き、大陸棚、「距岸距離説」を採用、外国との二〇〇ら、これを東シナ海の排他的経済水域の線的経済水域(EEZ)を主張出来るように他方、日本は国連海洋法条約で沖合二〇〇	が重なり合う場合は中間線を引き、大陸棚ら、これを東シナ海の排他的経済水域(EEZ)を主張出来るように他方、日本は国連海洋法条約で沖合二〇〇トラフまで大陸棚に含められるとしている	が重なり合う場合は中間線を引き、大陸棚の排他的、「距岸距離説」を採用、外国との二〇〇海里経済的経済水域(EEZ)を主張出来るようになったこトラフまで大陸棚に含められるとしている。と主張する。そこには沖縄・南西諸島の北側にある	が重なり合う場合は中間線を引き、大陸棚の排他的が重なり合う場合は中間線を引き、大陸棚の排他的経済水域(EEZ)を主張出来るようになったこトラフまで大陸棚に含められるとしている。トラフまで大陸棚に含められるとしている。(距岸距離説」を採用、外国との二〇〇海里までせた。(4)、「安藤市舎の非他的経済水域(EEZ)で棚のすべてを両中国の排他的経済水域(EEZ)で	が重なり合う場合は中間線を引き、大陸棚の排他的が重なり合う場合は中間線を引き、大陸棚の排他的経済水域(EEZ)を主張する。そこには沖縄・南西諸島の北側にあると主張する。そこには沖縄・南西諸島の北側にある 「距岸距離説」を採用、外国との二〇〇海里まで棚のすべてを両中国の排他的経済水域(EEZ)で った。中国側は中国大陸からせり出した東シナ海の	が重なり合う場合は中間線を引き、大陸棚の排他的 が重なり合う場合は中間線を引き、大陸棚の排他的 と主張する。そこには沖縄・南西諸島の北側にある トラフまで大陸棚に含められるとしている。 トラフまで大陸棚に含められるとしている。 「距岸距離説」を採用、外国との二〇〇海里経済 の経済水域(EEZ)を主張出来るようになったこ で が重なり合う場合は中間線を引き、大陸棚の排他的 経済水域(EEZ)を 主張出来るようになったこ の 経済水域(EEZ)を 主張出来るようになったこ の を で大陸棚に関する法律」(一九九八年発効)	重なり合う場合は中間線を引き、大陸棚の排他 すべてを両中国の排他的経済水域(EEZ)を主張する。そこには沖縄・南西諸島の北側にあった。中国側は中国大陸からせり出した東シナ海のすべてを両中国の排他的経済水域(EEZ)を主張出来るようになった 「距岸距離説」を採用、外国との二〇〇海里を 「距岸距離説」を採用、外国との二〇〇海里を 」 「距岸距離説」を採用、外国との二〇〇海里を 」 「正岸距離説」を採用、外国との二〇〇海里を 」	重なり合う場合は中間線を引き、大陸棚の排他 「距岸距離説」を採用、外国との二○○海里経 「距岸距離説」を採用、外国との二○○海里経 「距岸距離説」を採用、外国との二○○海里経 「正岸距離説」を採用、外国との二○○海里を をすってを両中国の排他的経済水域(EEZ) を主張出来るようになった (1) を主張出来るようになった (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	重なり合う場合は中間線を引き、大陸棚の排他 で、これを東シナ海の排他的経済水域(EEZ)になるという国内法 が及び大陸棚に関する法律」(一九九八年発効 た。中国側は中国大陸からせり出した東シナ海 のすべてを両中国の排他的経済水域(EEZ)になるという国内法 で、日本は国連海洋法条約で沖合二○○海里ま 方、日本は国連海洋法条約で沖合二○○海里ま で、てを東シナ海の排他的経済水域(EEZ) を主張出来るようになった (1) を主張出来るようになった (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	重なり合う場合は中間線を引き、大陸棚の排他 こで 中 国 側(両 中 国 政 府) は、大陸 棚 A こ で 中 国 側(両 中 国 政 府) は、大陸 棚 A こ で 中 国 側(両 中 国 政 府) は、大陸 棚 A の すべてを 両 中国の 排他的経済水域(EEZ) を主張する。そこには沖縄・南西諸島の北側にあ 方、日本は国連海洋法条約で沖合二〇〇海里ま 方、日本は国連海洋法条約で沖合二〇〇海里ま 「距岸距離説」を採用、外国との二〇〇海里を のすべてを 雨 中国 政 府) は、大陸 棚 A	重なり合う場合は中間線を引き、大陸棚の排他こで 中 国 側(両 中 国 政 府) は、大陸 棚 タンスの大陸棚に関する法律」(一九九八年発効)の大陸棚に関する法律」(一九九八年発効)のすべてを両中国の排他的経済水域(EEZ)になるという国内法が成び大陸棚に関する法律」(一九九八年発効」ですでてを両中国の排他的経済水域(EEZ)を主張する。そこには沖縄・南西諸島の北側にあって大陸棚に含められるとしている。 「距岸距離説」を採用、外国との二〇〇海里まで、これを東シナ海の排他的経済水域(EEZ)を主張出来るようになった方、日本は国連海洋法条約で沖合二〇〇海里まで、これを東シナ海の排他的経済水域(EEZ)を主張出来るようになった。 のすべてを両中国の排他的経済水域の線引きに、 これを東シナ海の排他的経済水域(EEZ) 「距岸距離説」を採用、外国との二〇〇海里経	重なり合う場合は中間線を引き、大陸棚の排他 た。中国側(両中国政府)は、大陸棚の た。中国側は中国大陸からせり出した大陸棚自然延長 た。中国側は中国大陸からせり出した大陸棚はすべて大 に立ち、大陸から張り出した大陸棚はすべて大 に立ち、大陸から張り出した大陸棚はすべて大 に立ち、大陸棚に営められるとしている。 をこには沖縄・南西諸島の北側にあ を不し本は国連海洋法条約で沖合二○○海里ま た。中国側は中国大陸からせり出した東シナ海 が城(EEZ)を主張出来るようになった 経済水域(EEZ)を主張出来るようになった (町 岸距離説」を採用、外国との二○○海里を (町) した東シナ海 のすべてを両中国の排他的経済水域(EEZ) を正は沖縄・南西諸島の北側にあ を正は沖縄・南西諸島の北側にあ を正は沖縄・南西諸島の北側にあ を正した東シナ海 のすべてを両中国の非他的経済水域(EEZ)	重なり合う場合は中間線を引き、大陸棚の排他 た。中国側(両中国政府)は、大陸棚の た。中国側(両中国政府)は、大陸棚々 こで中国側(両中国政府)は、大陸棚々 こで中国側(両中国政府)は、大陸棚々 こで中国側(両中国政府)は、大陸棚々 た。中国側は中国大陸から張り出した大陸棚はすべて大 時世の経済水域(EEZ)になるという国内法 すフまで大陸棚に含められるとしている。 そこには沖縄・南西諸島の北側にあ テフまで大陸棚に含められるとしている。 「距岸距離説」を採用、外国との二○○海里 (4) 「正定正は沖縄・南西諸島の北側にあ テフまで大陸棚に含められるとしている。	重なり合う場合は中間線を引き、大陸棚の排他 ち、 し本は国連海洋法条約で沖合二〇〇海里を超えても、 で 中国側(両中国政府)は、大陸棚 こで 中国側(両中国政府)は、大陸棚 こで 中国側(両中国政府)は、大陸棚 た。 中国側は中国大陸からせり出した大陸棚はすべて大 に立ち、大陸から張り出した大陸棚はすべて大 に立ち、大陸から張り出した大陸棚はすべて大 に立ち、大陸から張り出した大陸棚はすべて大 に立ち、大陸棚に含められるとしている。 これを東シナ海の排他的経済水域(EEZ) を主張出来るようになった 経済水域(EEZ)を主張出来るようになった 、これを東シナ海の排他的経済水域(EEZ) を主張出来るようになった (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (3) (2) (2) (4) (2) (4) (4) (5) (4) (5) (4) (5) (4) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5
済水域についても中間線方式を取ることとしている。実		外国との二〇〇海里経済	<b>距岸距離説」を採用、外国との二〇〇海里経済</b> (4)	<b>距岸距離説」を採用、外国との二〇〇海里経済これを東シナ海の排他的経済水域の線引きに利程済水域(EEZ)を主張出来るようになったこ</b>	距岸距離説」を採用、外国との二〇〇 これを東シナ海の排他的経済水域の線 経済水域(EEZ)を主張出来るように の、日本は国連海洋法条約で沖合二〇〇	、「距岸距離説」を採用、外国との二〇〇的経済水域(EEZ)を主張出来るように他方、日本は国連海洋法条約で沖合二〇〇トラフまで大陸棚に含められるとしている	、「距岸距離説」を採用、外国との二〇〇海里経済的経済水域(EEZ)を主張出来るようになったこれを東シナ海の排他的経済水域の線引きに利的経済水域(EEZ)を主張出来るようになったこトラフまで大陸棚に含められるとしている。と主張する。そこには沖縄・南西諸島の北側にある	、「距岸距離説」を採用、外国との二〇〇海里経済的経済水域(EEZ)を主張出来るようになったこれを東シナ海の排他的経済水域の線引きに利ち、これを東シナ海の排他的経済水域(EEZ)でした、日本は国連海洋法条約で沖合二〇〇海里までと主張する。そこには沖縄・南西諸島の北側にある棚のすべてを両中国の排他的経済水域(EEZ)で	、「距岸距離説」を採用、外国との二〇〇海里経済的経済水域(EEZ)を主張する。そこには沖縄・南西諸島の北側にあると主張する。そこには沖縄・南西諸島の北側にあると主張する。そこには沖縄・南西諸島の北側にある 「距岸距離説」を採用、外国との二〇〇海里まで棚のすべてを両中国の排他的経済水域(EEZ)で 切った。中国側は中国大陸からせり出した東シナ海の	、「距岸距離説」を採用、外国との二〇〇海里経済のた。中国側は中国大陸からせり出した東シナ海の排他的経済水域(EEZ)で相のすべてを両中国の排他的経済水域(EEZ)で棚のすべてを両中国の排他的経済水域(EEZ)で個のすべてを両中国の排他的経済水域(EEZ)でのた。中国側は中国大陸からせり出した東シナ海の区域及び大陸棚に関する法律」(一九九八年発効)	「距岸距離説」を採用、外国との二〇〇海里経のすべてを両中国の排他的経済水域(EEZ)を主張出来るようになった。中国側は中国大陸からせり出した東シナ海のすべてを両中国の排他的経済水域(EEZ)を主張出来るようになった。中国側は中国大陸からせり出した東シナ海が、日本は国連海洋法条約で沖合二〇〇海里ま方、日本は国連海洋法条約で沖合二〇〇海里まで大陸棚に含められるとしている。 「距岸距離説」を採用、外国との二〇〇海里経	「距岸距離説」を採用、外国との二〇〇海里経び、これを東シナ海の排他的経済水域(EEZ)になるという国内法がしてた。中国側は中国大陸からせり出した東シナ海のすべてを両中国の排他的経済水域(EEZ)を主張出来るようになった。そこには沖縄・南西諸島の北側にあって、日本は国連海洋法条約で沖合二〇〇海里ま方、日本は国連海洋法条約で沖合二〇〇海里まで大陸棚に含められるとしている。 「距岸距離説」を採用、外国との二〇〇海里経	「距岸距離説」を採用、外国との二〇〇海里経 い五八年採択、六六年発効)の大陸棚自然延長 のすべてを両中国の排他的経済水域(EEZ)になるという国内法 すっまで大陸棚に関する法律」(一九九八年発効 た。中国側は中国大陸からせり出した東シナ海 のすべてを両中国の排他的経済水域(EEZ) を主張する。そこには沖縄・南西諸島の北側にあ うフまで大陸棚に含められるとしている。 そこには沖縄・南西諸島の北側にあ が城(EEZ)を主張出来るようになった (町岸距離説」を採用、外国との二〇〇海里経	「距岸距離説」を採用、外国との二〇〇海里経 に立ち、大陸から張り出した大陸棚はすべて大 はのび大陸棚に関する法律」(一九九八年発効 が城(EEZ)になるという国内法 が城(EEZ)を主張出来るようになった ってを両中国の排他的経済水域(EEZ) になるという国内法 を、中国側は中国大陸からせり出した東シナ海 のすべてを両中国の排他的経済水域(EEZ) を主張する。そこには沖縄・南西諸島の北側にあ って、日本は国連海洋法条約で沖合二〇〇海里ま 方、日本は国連海洋法条約で沖合二〇〇海里ま で、て 中国側(両 中国 政 府) は、大陸 棚 2	「距岸距離説」を採用、外国との二〇〇海里経 「距岸距離説」を採用、外国との二〇〇海里経 「距岸距離説」を採用、外国との二〇〇海里経 のすべてを両中国の排他的経済水域(EEZ) になるという国内法 すっまで大陸棚に含められるとしている。 これを東シナ海の排他的経済水域(EEZ) を主張出来るようになった 「距岸距離説」を採用、外国との二〇〇海里ま 」。これを東シナ海の排他的経済水域(EEZ) のすべてを両中国の排他的経済水域(EEZ) のすべてを両中国の排他的経済水域(EEZ) 和本は国連海洋法条約で沖合二〇〇海里ま 「距岸距離説」を採用、外国との二〇〇海里経	「距岸距離説」を採用、外国との二〇〇海里経 に立ち、大陸から張り出した大陸棚自然延長 に立ち、大陸から張り出した大陸棚はすべて大 に立ち、大陸から張り出した大陸棚はすべて大 に立ち、大陸から張り出した大陸棚はすべて大 に立ち、大陸から張り出した大陸棚はすべて大 に立ち、大陸棚に関する法律」(一九九八年発効 が域(EEZ)になるという国内法 すっまで大陸棚に営められるとしている。 うフまで大陸棚に含められるとしている。 うフまで大陸棚に含められるとしている。 そこには沖縄・南西諸島の北側にあ 主張する。そこには沖縄・南西諸島の北側にあ た。中国側は中国大陸からせり出した東シナ海 のすべてを両中国の排他的経済水域(EEZ) を主張出来るようになった (4)」を採用、外国との二〇〇海里経	「距岸距離説」を採用、外国との二〇〇海里経 に立ち、大陸 から張り出した大陸棚自然延長説」を満た た。中国側(両 中国 政 府) は、大陸 棚 タ こで 中国 側(両 中国 政 府) は、大陸 棚 タ こで 中国 側(両 中国 政 府) は、大陸 棚 タ に立ち、大陸から張り出した大陸棚はすべて大 に立ち、大陸から張り出した大陸棚自然延長 た。中国側は中国大陸からせり出した大陸棚自然延長 た。中国側は中国大陸からせり出した東シナ海 すっまで大陸棚に含められるとしている。 テフまで大陸棚に含められるとしている。 テフまで大陸棚に含められるとしている。 テフまで大陸棚に含められるとしている。 をこには沖縄・南西諸島の北側にあ すべてを両中国の排他的経済水域(EEZ) た。中国側は中国大陸からせり出した東シナ海 になるという国内法 が域(EEZ)を主張出来るようになった たっ中国御に含められるとしている。	「距岸距離説」を採用、外国との二〇〇海里経 に立ち、大陸棚に含められるとしている。 これを東シナ海の排他的経済水域(EEZ) になるとしている。 これを東シナ海の排他的経済水域(EEZ) になるとしている。 これを東シナ海の排他的経済水域(EEZ) になるとしている。 で 中 国 側 ( 両 中 国 政 府 ) は、大 陸 棚 こ で 中 国 側 ( 両 中 国 政 府 ) は、大 陸 棚 こ で 中 国 側 ( 両 中 国 政 府 ) は、大 陸 棚 た。中国側は中国大陸からせり出した大陸棚自然延長 が城 ( E E Z ) になるという国内法 情 で 本 国 連海洋法条約で沖合二〇〇海里ま た。中国側は中国大陸からせり出した東シナ海 が城 ( E E Z ) を主張出来るようになった が成 ( E E Z ) を主張出来るようになった で 本 は国連海洋法条約で沖合二〇〇海里ま ( 1) を 1) の 本 は国連海洋法条約で沖合二〇〇海里ま
<b>W</b> and the equation of the	<b>W</b> $f$ <b>(</b> )	<b>W</b> <b>W</b> <b>W</b> <b>W</b> <b>W</b> <b>W</b> <b>W</b> <b>W</b>	<b>▶</b> ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	<b>P</b> R R R R R R R R R R R R R R R R R R R	<b>正</b> <b>W</b> <b>W</b> <b>W</b> <b>W</b> <b>W</b> <b>W</b> <b>W</b> <b>W</b>	<b>いた</b> <b>い</b> <b>に</b> 立ち、大陸 柳に関する法律」(一九九八年発効 北 他的経済水域(EEZ)になるという国内法 に立ち、大陸から張り出した大陸棚自然延長説)を満たい ちっ 中国 側(両 中国 政 府) は、大陸 棚 して 大陸棚に関する法律」(一九九八年発効 た。中国側は中国大陸からせり出した東シナ海 たって 本 で で 本 で 本 で 本 で 本 で 本 に 立 ち、大陸 棚 に な る と 北 で て 大 陸 棚 に な る と に な る と に て い る に な の 大 陸 棚 自 然 延 長 て い る 。 、 、 六 年 発 効) の 大陸 棚 自 然 延 長 、 、 、 、 大 陸 棚 に な る と に な る と に て て 大 陸 棚 に な て て 大 陸 棚 に な て た 、 大 陸 棚 に な る た い う 国 の 大 陸 棚 に て て て 大 陸 棚 に な て て て て 、 、 で で で で で で て で で で で で で で で で で で で で	た。中国側は中国大陸からせり出した東シナ海 地の経済水域(EEZ)になるという国内法 し立ち、大陸から張り出した大陸棚自然延長 に立ち、大陸から張り出した大陸棚自然延長 に立ち、大陸から張り出した大陸棚自然延長 に立ち、大陸から張り出した大陸棚自然延長 に立ち、大陸から張り出した大陸棚自然延長 に立ち、大陸から張り出した大陸棚自然延長 に立ち、大陸から張り出した大陸棚自然延長 に立ち、大陸から張り出した大陸棚自然延長	域及び大陸棚に関する法律」(一九九八年発効排他的経済水域(EEZ)になるという国内法 そ最大三五○海里まで、排他的経済水域(EEZ)になるという国内法 れて、大陸から張り出した大陸棚自然延長 に立ち、大陸から張り出した大陸棚自然延長 し五八年採択、六六年発効)の大陸棚自然延長 に立ち、大陸から張り出した大陸棚自然延長 に立ち、大陸から張り出した大陸棚自然延長	排他的経済水域(EEZ)になるという国内法 特他的経済水域(EEZ)になるという国内法 し立ち、大陸から張り出した大陸棚自然延長 している。 こで 中 国 側(両 中 国 政 府 ) は、 大 陸 棚 利を認めると規定している。 に立ち、大陸から張り出した大陸棚自然延長説)を満たい も言及、それによると二〇〇海里を超えても、	えに立ち、大陸から張り出した大陸棚はすべて大を行き及、それによると二〇〇海里を超えても、ても言及、それによると二〇〇海里を超えても、ても言及、それによると二〇〇海里を超えても、「たい」でも言及、それによると二〇〇海里を超えても、「ない」でも言及、それによると二〇〇海里を超えても、「ない」であった。	九五八年採択、六六年発効)の大陸棚自然延長そこで 中 国 側(両 中 国 政 府 ) は、大 陸 棚権利を認めると規定している。でも言及、それによると二〇〇海里を超えても、ても言及、それによると二〇〇海里を超えても、	そこで中国側(両中国政府)は、大陸棚権利を認めると規定している。 でも言及、それによると二〇〇海里を超えても、 ても言及、それによると二〇〇海里を超えても、	権利を認めると規定している。 の先最大三五〇海里まで、排他的経済水域(EFが続くという条件(大陸棚自然延長説)を満たっても言及、それによると二〇〇海里を超えても、	の先最大三五〇海里まで、排他的経済水域(EFが続くという条件(大陸棚自然延長説)を満たっても言及、それによると二〇〇海里を超えても、国新商家、登留中京教院長、100104-1	が続くという条件(大陸棚自然延長説)を満たっても言及、それによると二〇〇海里を超えても、『『新祖 第一部』(10110年)	ても言及、それによると二〇〇海里を超えても、」 「新福公」 第三十十名 第三十十名 第三十十日		

や台湾国旗の掲揚事件等が発生する要因を作った。	海域では台湾、中国漁船の不法侵入が相次ぎ、尖閣上陸	を認めている。このような状況を受けて、尖閣諸島周辺	パシフィック・ガルフ社に尖閣諸島周辺の探査・採掘権	は尖閣諸島に定期の調査団を派遣し、台湾はアメリカの	降、沖縄や台湾では多くの採掘許可申請が出され、日本	していない。海底資源の埋蔵可能性が明らかになって以	には中国政府はまだ具体的な行動を伴う関与の意図を示	心を示すようになったことが原因である。七〇年代初期	本、台湾等々の地域諸国が尖閣諸島の資源開発に強い関	一九七〇年代以降、その経緯から返還前の琉球政府、日	尖閣諸島の領有権争いは、すでに説明したように、	日本の尖閣諸島領有に対する中国の反発	題となった。	問題は、東シナ海の排他的経済水域にかかわる大きな問	国側はこれを全く認めていない。ここで尖閣諸島の領有	側は尖閣諸島を日本の領土に含めて中間線を引くが、中	また、日	合ってしまうので、日本側は国内法に基づき、東シナ海
	台湾国旗の掲揚事件等が発生する要因を作った	台湾国旗の掲揚事件等が発生する要因を作った域では台湾、中国漁船の不法侵入が相次ぎ、尖	台湾国旗の掲揚事件等が発生する要因を作った。域では台湾、中国漁船の不法侵入が相次ぎ、尖閣上認めている。このような状況を受けて、尖閣諸島周	台湾国旗の掲揚事件等が発生する要因を作った。域では台湾、中国漁船の不法侵入が相次ぎ、尖閣上認めている。このような状況を受けて、尖閣諸島周シフィック・ガルフ社に尖閣諸島周辺の探査・採掘	台湾国旗の掲揚事件等が発生する要因を作った。域では台湾、中国漁船の不法侵入が相次ぎ、尖閣上認めている。このような状況を受けて、尖閣諸島周シフィック・ガルフ社に尖閣諸島周辺の探査・採掘尖閣諸島に定期の調査団を派遣し、台湾はアメリカ	<b>「湾国旗の掲揚事件等が発生する要因を作った。 呶では台湾、中国漁船の不法侵入が相次ぎ、尖閣上 必めている。このような状況を受けて、尖閣諸島周 ンフィック・ガルフ社に尖閣諸島周辺の探査・採掘 夫閣諸島に定期の調査団を派遣し、台湾はアメリカ 沖縄や台湾では多くの採掘許可申請が出され、日</b>	「湾国旗の掲揚事件等が発生する要因を作った。 「湾国旗の掲揚事件等が発生する要因を作った。 「、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」	「湾国旗の掲揚事件等が発生する要因を作った。 「湾国旗の掲揚事件等が発生する要因を作った。 「、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	「「「「」」」」であったことが原因である。七○年代 「「「」」」ではついていた。」」」では「「」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」	「「「「」」」」であった。 「「」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」	「湾国旗の掲揚事件等が発生する要因を作った。 「湾国旗の掲揚事件等が発生する要因を作った。 「では台湾、中国漁船の不法侵入が相次ぎ、尖閣 にない。海底資源の埋蔵可能性が明らかになったことが原因である。七○年代 「大閣諸島に定期の調査団を派遣し、台湾はアメリ 「大閣諸島に定期の調査団を派遣し、台湾はアメリ 「大閣諸島に定期の調査団を派遣し、台湾はアメリ 「大閣諸島に定期の調査団を派遣し、台湾はアメリ 「大閣諸島に定期の調査団を派遣し、台湾はアメリ 「「のような状況を受けて、尖閣諸島 の資源開発に強	□湾国旗の掲揚事件等が発生する要因を作った。	□湾国旗の掲揚事件等が発生する要因を作った。	<b>日本の尖閣諸島領有に対する中国の反発</b> 「「「「」」」、 「「」」、 「」、 「	<b>日本の尖閣諸島領有に対する中国の反発</b> し本の尖閣諸島領有に対する中国の反発 し本の尖閣諸島領有に対する中国の反発 していない。海底資源の埋蔵可能性が明らかになっ になったことが原因である。七〇年代 以降、その経緯から返還前の琉球政府 大閣諸島に定期の調査団を派遣し、台湾はアメリ 沖縄や台湾では多くの採掘許可申請が出され、 大閣諸島に定期の調査団を派遣し、台湾はアメリ 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	<b>ロ</b> 「 「 「 「 「 「 」 」 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	ロ 湾国旗の掲揚事件等が発生する要因を作った。 間 は これを全く認めていない。ここで尖閣諸島の 領 有 権 争 い は、東 シナ海の 排他的 経 済 水域に か わる 大 宮 さ に な っ た 。 こ の よ う に な っ た こ と な っ た 。 。 こ の よ う に な っ た こ と な っ た 。 。 こ の よ う に な っ た こ と が 原 間 諸 島 の 領 有 権 争 い は 、 す で に 説 明 の 定 、 考 で は ま だ 具 体 的 な 行 動 を の と が 席 の 領 席 信 の 領 有 権 争 い は 、 す で に 対 る 中 国 の 反 発 の に 対 う に な っ た こ と が 原 別 の に 対 る 中 国 の 反 発 の に 対 る 中 国 の 反 発 の に 対 る 、 に 、 、 で に 対 の に 対 る に 対 る に 対 る 、 に 気 い に 、 、 の に 、 、 、 に つ に 、 、 、 の に 、 、 の に 、 、 、 の に 、 、 、 、 間 割 島 に 定 、 の に 、 、 、 の に 、 、 、 、 、 の に 、 、 、 の に 、 、 、 の に 、 、 こ つ に 、 の に 、 、 、 の 、 の 、 の に 、 、 、 、 の 、 の	ロ 湾国旗の掲揚事件等が発生する要因を作った。 四 では台湾、中国漁船の不法侵入が相次ぎ、尖閣 認 島 に定期の調査団を派遣し、台湾はアメリ ンフィック・ガルフ社に尖閣諸島周辺の探査・採 大閣諸島に定期の調査団を派遣し、台湾はアメリ や 御 では台湾では多くの採掘許可申請が出され、 その経緯から返還前の琉球政府 た る 湾 国 た よ っ た つ た つ た つ た つ た り に な っ た っ た つ よ う に な っ た っ た つ よ う に な っ た こ と が 原 因 で あ る 。 こ の よ う に な っ た こ と が 原 の 伊 山 し た よ ふ に な の 先 の 段 に 対 す る 中 国 の 仮 行 て に 袋 の り ば 、 そ の 経 緯 から 返 還 前 の 琉 式 の 先 の 長 の 説 間 し た よ 之 の 来 の 男 に 対 す る に 対 す る に 対 す る に 対 り に 気 の に 対 の の 定 、 常 の に 対 の の 定 の 定 の 第 の に 対 の の に 、 の に 之 の が の に 対 に 約 の に う に な っ た こ と が 原 の に 次 の 一 に 約 の 一 の に え の に 文 の の に の の う に 次 の 一 の に 文 の の の う に な の の 、 の 、 の に 、 の の の に る の の に の の の の に る の の の の に な の の の の に る の の の の の の の の の の の の の の

四四(二五四)

れに対	して領土問題に多くの国民が注目し始める。一方、台湾
いて日	するなどの民間の運動が生まれ、その反日活動の一環と
尖閣	が中国大陸で犯した数々の問題について損害賠償を請求
「十	愛国主義教育の強化を背景に、第二次世界大戦中に日本
「主権」	このような中国の反発は一九九〇年代の経済的発展や
返還協	
な態度	て、香港、中国本土、台湾での抗議行動が急速に増えて
してア	の五名が上陸した。これがマスコミに報道されるに応じ
に対す	この灯台の修復のために、同年九月政治結社日本青年社
されな	年七月に北小島に第二の灯台が建設され、台風で傾いた
縄返還	魚釣島には一九七六年に建造された灯台があるが、七七
られる	武力衝突の危険性をはらんだまま推移することになる。
に上陸	時を経ずして中国本土では反日デモ騒動などが頻発し、
をもた	船が海上保安庁の巡視船と衝突するという事件が起きる。
尖閣問	たことを意味する。そして、二〇一〇年に至り、中国漁
ことが	が尖閣諸島に対する領有の意志と立場を一歩顕在化させ
沖縄諸	島嶼である」と明文化されたことに始まる。これは中国
た。こ	びその釣魚島を含む付属諸島は中華人民共和国に属する
当初の	議で「中華人民共和国領海及び隣接区域法」が「台湾及
の 尖 閣	年二月、中国第七期全国人民大会常務委員会第二四回会

らし、 惟」と「施政権 )事件も起きる。この沿岸三国の領有権争いは、沖1、五星紅旗と台湾の国旗青天白日満地紅旗が掲げ 本に施政権が返還された地域に含まれている。こ 諸島は一九七一年に署名された沖縄返還協定にお と政策の延長線上にある。その説明の前に、 る曖昧な姿勢は、この問題に限らず、占領期を通 協定の合意におけるアメリカ政府の立場が明確に 諸島領有問題への関与のきっかけは一九七〇年代 定におけるアメリカの中立な立場の論拠となった かったことが原因となった。 題についても愛国主義(ナショナリズム) きっかけになった。こうした運動は台湾における 島とともにアメリカから日本への返還が決まった れは沖縄の施政権返還により、尖閣諸島の帰属が アメリカ国内における台湾留学生の騒動で始まっ メリカの沖縄統治に常に通底するアメリカの横柄 と「施政権」の違いを簡単にみておこう。 一九九一年台北県の議会議員四人が魚釣島 アメリカの尖閣問題 の高揚 沖縄

尖閣諸島問題とアメリカの中立政策(山城)

四五(二五五)

する中国側の反発はすでに見たように、沖縄返還

ように法的拘束力のある国際合意ではなかった。る当時のアメリカの見解の表明であり、調印した条約の れ、そこで沖縄の基地存続と主権、 時に、日本とアメリカの間に実効性のある取決めが結ば 施政権には「所有権 もしれない。したがって、潜在主権はあくまで口頭によ ていれば、日本が沖縄を保有することは可能であったか 治用語だという。仮に、サンフランシスコ講和条約締結 り、ジョン・フォスター・ダレスによって考案された政 リカが沖縄の領土を所有する意図がないことの表明であ く、アメリカの沖縄占領当時、将来、条件が整えば再び 語で「最高権力を有する」という意味になる。なお、 建設などが行われる。一方、主権とは国際法における用 日本の行政下に置かれると言及することによって、アメ ンフランシスコ講和条約あるいは沖縄返還協定における の下では、平和維持、警察の指揮、税金の徴収、 (custody)、「運営(operations)」の意味がある。 潜在的主権」は、 アメリカ政府の中立政策の意向が初めて明確に述べら 「主権」と「施政権」の違いをやや抽象的にいうと、 正確な意味を持つ法的な用語ではな (ownership)」 あるいは 施政権をともに認め 道路の 「 管 理 施政権 サ

四六(二五六)

れたのは、沖縄返還を間近に控えた一九七〇年二月、マ	を正当化しようとする意図があったものと思われる。尖
クエルロイからシュミッツ宛の書簡においてである。ち	閣諸島等沖縄近辺に領土係争が存在すれば、その意図は
なみにシュミッツは沖縄返還協定の交渉チームの一員で	正当化されるのである。
あり、マクエルロイ(Howard M.McElroy)は国務省東	ニクソン政権の米中和解と米中関係正常化への動きお
アジア太平洋局日本部に勤め、エリクソン日本部長を補	よび一九六九年の佐藤・ニクソン共同声明では日本の安
佐して沖縄返還交渉に取り組んでいた。そのマクエルロ	全保障と台湾の安全を結びつけた台湾条項を組み込んだ。
イの書簡の中に、沖縄返還協定の草案に対する日本部の	つまり、同政権は日本に向けては中国の脅威を強調し、
見解が示された箇所があり、「第一条:対日講和条約第	他方で中国に対しては軍国主義の復活という日本の脅威
三条で使用された記述に従うことが好ましい。ただし、	を全面に掲げ、米軍の沖縄駐留、日本本土駐留を日中相
尖閣問題への言及はさけることとする」と述べられてい	互に承認される構図を巧みにつくり出したのである。す
3°	なわち、アメリカ政府の曖昧戦略は、日中間に領土問題
米軍駐留の正当化 米軍訓練区域の設定	という絶えざる紛争の火種を残し、米軍の沖縄駐留を正
沖縄返還構想においてアメリカが沖縄に見出した価値	当化するという、いわゆるオフショアー・バランシング
は、唯一自由に使用できる基地の存在である。そのため	(offshore balancing)戦略の一つの典型例である。
に、日本の防衛努力を支援し、他方でアメリカの政策に	一九五五年アメリカ海軍は久場島を射撃場にし、翌
対する日本の「肩代わり」を期待した。アメリカ政府の	五六年には大正島を砲撃演習場に指定するなど、沖縄本
の東アジア戦略には当然、軍事の「要石」としての沖縄	島と同様、軍事的に利用していた。アメリカ政府はその
の地政学的要件が大きく作用した。アメリカ政府が尖閣	際、尖閣諸島海域について別の問題で関心を持っていた。
諸島の領有権について中立の立場をとった背景には、中	それは沖縄返還後も赤尾嶼と黄尾嶼を射爆訓練区域に指
国と台湾に対する政治的配慮のほかに、米軍の沖縄駐留	定し継続使用するとした米軍の計画への日本政府と日本

尖閣諸島問題とアメリカの中立政策(山城)

四七 (二五七)

は大幅に削がれ、逆に中国軍の展開能力は大きく向上、	レーダー基地を設置でもすれば、アメリカ軍の展開能力	仮に、もしここが中国の実効支配下に入り、中国軍が	軍事戦略にとってきわめて重要な場所に位置している	島は単なる岩と小さな島ではなく、アメリカの東アジア	訓練区域の使用を停止することを決定している。尖閣諸	府はこの点を踏まえて一九七〇年代末までに尖閣の射撃	ことをアメリカ政府は懸念していた。結局、アメリカ政	に対するアメリカ側による支持と解釈していたが、その	軍による射撃訓練区域の継続使用を日本の領有権の主張	日米合同委員会での承認が必要であった。日本政府は米	いる。このリストはアメリカが日本側に提供したもので	もとづき提供される施設および区域のリストに含まれて	これらの射撃訓練区域は沖縄返還後、日米地位協定に	るのは明らかなことであった。	同時にアメリカが日本の立場を支援するという構図にな	画が日本の尖閣諸島領有権の支持につながることになり	場をとっているものの、射撃訓練を維持したいという計	アメリカ政府は尖閣の領有問題にかかわらないという立	のメディアがそれにどう反応するかという点であった。	政 経 研 究 第五十七巻第三号(二〇二〇年十二月)
---------------------------	---------------------------	--------------------------	--------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	--------------------------	----------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	----------------------------

場によって、三つの当事国に嫌われることなく、 ず同盟関係にある中華民国(台湾)への融和策があり、 政権を返還しただけだということである。この巧みな立 どうであろうと、管理国としてただ単に本来の日本の施 突に巻き込まれるのを避けたいというものであった。 び東アジア軍事戦略のみにあり、ただ三国絡みの軍事衝 好条約締結交渉がすすんでいた。そして、そこにおける る。日中関係では尖閣問題の棚上げのもとで日中平和友 を控えて米中関係の進展が大きく影響したものと思われ 次いで中国本土との関係正常化を企図し、ニクソン訪中 諸島の帰属問題に対して中立の立場を表明、 米軍の沖縄駐留が難しくなる恐れが生じる。 されることになったのである。 何年も続きそうな論議に不関与の立場をとることを保証 に終始したことの理由、背景の検討である。それにはま 沖縄本島は容易に戦略 いに巻き込まれたくなかったからである。 アメリカの意図(本音)は西太平洋における安全保障及 繰り返しになるが、本章の叙述目的はアメリカが尖閣 つまり、アメリカは将来想定される日中間の領有権争 (戦術) 目標になる。そうなると、 歴史的経緯が 曖昧な姿勢 その後

四八 (二五八)

(1)芦田健太郎「日本の領土」中央公論社、二〇一〇年(1)芦田健太郎「日本の領土」中央公論社、二〇一〇年(1)芦田健太郎「日本の領土」中央公論社、二〇一〇年(1)芦田健太郎「日本の領土」中央公論社、二〇一〇年(2)直近では、二〇二〇年三月二二日中国海警局の船四(3)加藤信勝、加瀬英明「中国はなぜ尖閣を取りに来る(3)加藤信勝、加瀬英明「中国はなぜ尖閣を取りに来る(3)加藤信勝、加瀬英明「中国はなぜ尖閣を取りに来る(3)加藤信勝、加瀬英明「中国はなぜ尖閣を取りに来る(3)二二年(二〇一〇年)一二十(3)二二年(二〇一〇年)(3)二二年(二〇一〇年)(4)二二年(二〇一〇年)(5)二二年(二〇一〇年)(7)二二年(二〇一〇年)(7)二二年(二〇一〇年)(7)二二十二日)(7)二二十〇百(7)二二十二日)(7)二二十二二日)(7)二二十二二日)(7)二二十二二十(7)二二十二十(7)二十 <th>Ì</th>	Ì
--	---

(5) 横山宏章、王雲海「対論! 日本と中国の領土問題 (4) 西牟田靖「ニッポンの国境」光文社新書、二〇一一 (Φ) 25 December 1953, Civil Administration する。 年七月、一九九~二〇〇頁 島の統治領域について指令が発せられている。また、 集英社新書、二〇一三年一月、一八頁 抗策に出る。一一日、中国は対抗手段としてガス田に関 府の食料供給に際して管轄地理的領海区域を経緯度によ Proclamation No27, Geographic Boundaries of the たとして拘束、同日、レアアースの対日輸出停止が判明 して交渉中止を発表、一九日、閣僚級の交流中止の発表、 布告二七号は、第一項で琉球列島の地理的境界をつぎの り指定している。そして、 一一日、海軍軍政府から沖縄諸島の知事に向け、先島諸 Ryukyu Islands 二三日には日本のメーカー社員を軍事管理地域に侵入し 一九五二年二月二九日、米国民政府布告六八号は琉球政 ように規定している。 日本の強硬な手段に中国はすぐに反応、矢継ぎ早な対 米国民政府布告二七号に先立って、一九四六年五月 一九五三年一二月米国民政府

四九 (二五九)

尖閣諸島問題とアメリカの中立政策(山城)

<ul> <li>10</li> <li>民 Ⅰ</li> <li>政 沖</li> </ul>	9 <u>一</u> 五	8 8 月、 左 筮	取页户	Gove	(The	Ryuk	号「は	⑦		$28^{\circ}$	$27^{\circ}$	$27^{\circ}$	$24^{\circ}$	$24^{\circ}$	28°	政
1) 斎藤道彦「日、一〇九百~	№間栄「尘	矢吹晋「尘	西出ノ国管 duals intc	nment) (	Concern	'u Islands)	琉球政府童	琉球列島の		"	"	"	"	"	North Latitude (北緯、以下同)	経 研 究
<ol> <li>斎藤道彦「日本人のための尖閣諸島史」双葉新書、民政府の一連の布告及び布令の中で明らかにされている。沖縄諸島の地理的境界(管轄区域)については、米国日、一○九頁~</li> <li>、 スーシュージー パーフィー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ol>	9) 緑間栄「尖閣列島一ひるぎ社、一九八四年三月一五二五日、四八頁(資料6 カイロ宣言)	矢吹晋「尖閣問題の核心」花伝社、二〇一三年一月等で規定。	取歹息出ノ国管理子」(Control of Entry and Exit of the 取歹息出ノ国管理子」(Control of Entry and Exit of the	《 <b>U</b>	(The Concerning of the Organization of the Gunto	Ryukyu Islands)、後述の民政府布令二二号「群島組織法」	号「琉球政府章典」(Provisions of the Government of the	琉球列島の地理的境界については、民政府布告六八							utitude 从下同)	
ための尖	ひるぎ社、一	核心」花	n Ryukyu	年八月民	ıe Organ	民政府布会	visions of	界につい	thence to the point of origin	128° 18'	128° 18'	131° 50'	$133^{\circ}$	$132^{\circ}$	124° 40'	第五十七巻第三号(二〇二〇年十二月)
(閣諸島中	、 <u>昌</u> 九 八	伝社、一	Entry a Islands)	」   収府   布   令	ization	Ŷ号	the Gov	ては、民	to the p	'8	·8	50 <sup>°</sup>			~	亏 (
史」 双葉	八四年三		一 九 五		of the	「群島組	ernment	(政府布)	oint of	1	1	1	1	1	East Latitude (東経、以下同)	二〇年十
新る。国	月 一 五	年 一 月	OF the	, 与 「 玩	Gunto	<b>温織法</b> 」	of the	告六八	origin						tude 下同)	上  月
$\hat{18}$ $\hat{17}$ $\hat{1}$	<u>16</u> <u>15</u>	14				(12)							<u>(</u> 19		<u></u>	
+ 0		(14) 第五号、緑	二月三月	and the	the Eas	13) Rol	略は、田	(offshor	化 す る	う絶えど	く尖閣		〔12〕 豊一	一 〇 日、		

$\Box O = 1 - 1 = 1$ $\Box = 1 + 1 - 1 = 1$ (0 = 2 = 下楢彦「『尖閣問題』とは何か」岩波書店、 二〇一二年一一月一六日、六三〜六七頁 尖閣諸島の領有権問題で「中立の立場」を採るという アメリカの「あいまい」戦略は、日中間に領土問題とい アメリカの「あいまい」戦略は、日中間に領土問題とい でする、いわゆる「オフショアー・バランシング」 (offshore balancing)戦略の一つの典型例である。この戦 (offshore balancing)戦略の一つの地国、 (offshore balancing)戦略の一つの地国、(offshore balancing) (offshore balancing)戦略のしつの地域、(offshore balancing) (offshore balancing)戦略のにのも本語ので、(offshore balancing) (offshore balancing)(offshore balancing) (offshore balancing)(offshore balancing) (offshore balancing)(offshore balancing) (offshore balancing)(offshore balancing)(offshore balancing) (offshore balancing)(offshore balancing)(offshore balancing)(offshore balancing)(offshore balancing)(offshore balancing)(offshore balancing)(offshore balancing)(offshore balancing)(	1) 山田吉彦「日本の国境」新潮新書、二〇〇五年三月二〇一四年一月一九日、一五六頁~
---	--

五〇(二六〇)

りわけ、嘉手納空軍基地には大型給油機KC15が配備さ
物資集積所及び訓練場としての役割を果たしていた。と
米軍基地はベトナム戦争遂行の前進中継基地、兵站部の
の北ベトナム爆撃が開始(一九六五年以降)され、在沖
ベトナム戦争のエスカレーションにつれて、アメリカ
(20) 緑間栄、前掲論文、一六頁
上院に承認を求めるべきだと論じた。
原返還の前例が適用される法律論をとるべきではなく、
シュミッツの主張する条約案が選択され、国務省は小笠
定によるか、正式な条約によるかで議論があった。結局、
島や小笠原諸島の返還プロセスのように二国間の行政協
あった。沖縄返還はアメリカ側交渉チームの間で奄美諸
ミッツ(Charles A. Schmitz)の間で意見の不一致が
日主席公使のスナイダー(Richard L. Sneider)とシュ
沖縄の返還は、交渉の過程でアメリカ側交渉チーム駐
起源」、一一八~一一九頁
(19) ロバート・D エルドリッチ、前掲書「尖閣問題の
務官により任命されるとなっている。
琉球政府行政主席が立法機関代表との協議の後、高等弁
び一部を合衆国が行使することを表明する。第八項で、
を含め領土に関して行政・立法・司法の権限のすべて及
規定され、冒頭では対日平和条約第三条にもとづき領海
ワー大統領の「琉球列島行政令」は、一五項にわたって
Administration of the Ryukyu Islands" このアイゼンハ

が拡大し、沖縄返還の妥当性が問題視されるようになる。	いた。それを受けアメリカ各地で台湾留学生のデモ騒動メリカが尖閣諸島を日本に返還することを公式に伝えてアメリカ国務省は中華民国(台湾)政府に対して、ア	同書、一七五~一七六百	月一三日、九五~九六頁	塩田純「尖閣諸島と日中外交」講談社、二〇一七年四	頁	23) ロバート・エルドリッチ、前掲書、一五五~一五八	の小島境界が緯度経度で指定されている。	たっている。その第一条c、dで宮古郡島と八重山群島	任務、歳入と予算、基金制度、地方自治等々、多岐にわ	判制度、保健衛生、労働・福祉、警察組織と警察長官の	副知事の任命と罷免、選挙管理委員会、立法、司法・裁	行政管轄区域、住民の権限及び義務と責任、群島知事・	同布告は一八一条に及ぶもので、群島政府の地理範囲、	Organization of the Gunto Governments,"	2) "MG.Ordinance Number 22, The Law Concerning the	2 「合意された議事録」	21) ロバート・エルドリッチ、前掲書、三二〇頁、資料	席公選運動等へと高揚していく。	でB52撤去、日本復帰運動(沖縄返還運動)が高まり主	ナム向け、直接発進していった。このような状況のなか	れ一九六八年二月以降、B52が常駐するようになりベト
----------------------------	--	-------------	-------------	--------------------------	---	-----------------------------	---------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---	--	--------------	-----------------------------	-----------------	----------------------------	---------------------------	----------------------------

尖閣諸島問題とアメリカの中立政策(山城)

 $\sim$ 

五一(二六一)

いるし、台湾との軍事海底ケーブルの存在も明らかに
一一か所にある海外中継基地の一つ)の存続をみとめて
行う世界各局向け海外放送で、一九四二年発足。海外
的謀略放送VOA(Voice of America, アメリカ国務省が
沖縄返還協定は沖縄にあるアメリカの極東向けの戦略
二八日、臨時増刊(沖縄協定)
(27) 日本評論社「法律時報」一〇月号、昭和四六年九月
いた。
本の施政権下に移すことを取りやめることだと確信して
を解決する方法が沖縄返還協定にもとづく尖閣諸島を日
4戦闘機)の提供が強調されていた。台湾側はこの問題
あった。同時に、台湾には特定先端技術軍事製品(F –
様、アメリカとの間で繊維製品の対米輸出規制の問題が
しようと構想するものであった。当時、台湾は日本と同
引を行い、引き換えに尖閣諸島の日本への引渡しを拒否
ネディ大使の提案は台湾の協力を得るため繊維問題で取
大統領は当時、日本との間に繊維問題を抱えており、ケ
を務めた後、無任所の大使に任命されていた。ニクソン
ケネディは一九六九年一月から七一年一月、財務長官
(26) 同書、一八一~一八九頁
(25) 同書、一二四頁
た。
を含め、反日感情とともに反米感情の高まりが予想され
アメリカで暮らす中国人の間では日本製品のボイコット

中国の海上法執行機関所属の公船には中国国務院公安	中 ○ る ○ 三 国 の 地 ○ 扱 ラ 軍 <sup>←</sup> 偵 <sup>ク</sup> 殊 つ 国 平 同 同 一 斎 。 日 日 公 船 元 示 同 ○ 我 い ン 混 、 察 」 部 て
	同書、一一八
	同書、
	○一四年三月一○日、
$\overline{\bigcirc}$	斎藤道彦「尖閣問題総論」
平成二九年版「防衛白書」、一同書、一一八頁同書、八九頁	いる。
平成二九年版「防衛白書」、一一一四年三月一〇日、九二頁同書、八九頁同書、八九頁	一〇日接続水域でも中国海警局の別の船二隻を確認して
<u> </u>	は三日連続、今年一〇回目。第一一管区海上保安本部は、
10.	
(0, 1	Ø
	地元紙には最直近の五月九日に領海侵入した中国海警
	り扱いについては、一切ふれられていない。
	等々である。返還協定では、
	陸軍混成サービス・グループ、陸軍太平洋情報学校(ズ
<ul> <li>エー八頁</li> <li>平成二九年版「防衛白書」、一八頁</li> <li>平成二九年版「防衛白書」、一八頁</li> <li>平成二九年版「防衛白書」、一八頁</li> </ul>	略偵察機、КС15給油機)、海兵隊第三水陸両用部隊
「中国学校、KC ISI給油機)、海兵隊第三水陸両 (「空機、KC ISI給油機)、海兵隊第三水陸両 (「空機、KC ISI給油機)、海兵隊第三水陸両 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	S R 71
<ul> <li>ノリーンベレー)、空軍第三六七戦略航空団(S)</li> <li>デン)、等々である。返還協定では、これら諸部 ラン)、等々である。返還協定では、これら諸部 ラン)、等々である。返還協定では、これら諸部 ラン)、等々である。返還協定では、これら諸部 ラン)、等々である。返還協定では、これら諸部 「沖縄タイムス」二〇二〇年五月一一日、 「沖縄タイムス」二〇二〇年五月一一日、 「沖縄タイムス」二〇二〇年五月一一日、 「沖縄タイムス」二〇二〇年五月一一日、 「沖縄タイムス」二〇二〇年五月一一日、 「二軍 国会船は八日にも一時侵入し、尖閣周辺での領 国参航は八日にも一時侵入し、尖閣周辺での領 同書、八九頁 同書、八九頁 同書、八九頁 「書、一八頁</li> </ul>	
<ul> <li>○ノリーンベレー)、空軍第三六七戦略航空団(S)リーンベレー)、空軍第三六七戦略航空団(S)リーンベレー)、空軍第三六七戦略航空団(S)リーンベレー)、空軍第三六七戦略航空団(S)リーンベレー)、空軍第三六七戦略航空団(S)リーンベレー)、空軍第三六七戦略航空団(S)リーンベレー)、空軍第三六七戦略航空団(S)リーンベレー)、空軍第三六七戦略航空団(S)リーンベレー)、空軍第三六七戦略航空団(S)リーンベレー)、空軍第三六七戦略航空団(S)リーンベレー)、空軍第三六七戦略航空団(S)リーンベレー)、空軍第三六七戦略航空団(S)リーンベレー)、陸軍第七心理作戦部隊 「沖縄タイムス」二〇二〇年五月一一日、 「沖縄タイムス」二〇二〇年五月一一日、 「沖縄タイムス」二〇二〇年五月一一日、 「二二頁 同書、二三百 「二二頁 「書、八九頁 同書、八九頁 「書、一八頁</li> <li>平成二九年版「防衛白書」、一八頁</li> </ul>	なっている。その他、アメリカの極東戦略実施のための

五二(二六二)

政経研究

第五十七巻第三号(二〇二〇年十二月)

に問題が生じるが、台湾国旗は駐台アメリカ大使館の	二〇〇海里領海、領海外の排他的経済水域などが提案さ
良主席のもとに届けられた。また、撤去した国旗の保管	が設けられるなど海洋法の全面的な見直しが始まり、
いる。回収された国旗は石垣島から那覇に移送され、屋	終わった。その後、一九六八年国連海底平和利用委員会
この海域から退去するよう警告を発し、写真を撮影して	ことができず、六〇年の第二次国連海洋法会議も失敗に
は、中華民国国旗を回収し、その時周辺にいた台湾船に	あった。しかし、漁業上の利害対立で領海の幅を決める
を記した。その後、米国民政府から指示された琉球政府	法典化であり、後二者が新事態に対応する新国際立法で
の土台の岩石に「万歳蒋介石」など国府を支持する文言	棚条約四つの海洋法条約を採択した。前二者が慣習法の
る青天白日満地紅旗を立てた。さらに彼らは、旗ポール	し、いわゆる領海条約、公海条約、漁業保存条約、大陸
湾水産試験場の船で魚釣島に上陸し中華民国旗、いわゆ	国際連合は一九五八年、第1次国連海洋法会議を開催
一九七〇年九月二日、中華民国の国粋主義者たちが台	40) 芦田健太郎、前掲書、二一九~二三〇頁
(4) ロバート・エルドリッチ、前掲書、九一~九五頁	39)「沖縄タイムス」二〇一九年一二月二一日
五月一〇日、八四~八五頁	38)「沖縄タイムス」二〇二〇年三月二四日
(42) 孫崎享「日本の国境問題」ちくま書房、二〇一一年	37) 「沖縄タイムス」二〇一九年一二月二一日
律」を制定した。	36)「沖縄タイムス」二〇一九年一〇月二六日
その年の六月に「排他的経済水域及び大陸棚に関する法	35) 同書、一二二頁
て国内法(海洋法)二〇〇海里説、(距岸距離説)を採用	ばれる。
日本は一九九六年国連海洋法条約を批准したのを受け	入された。トップに海軍少将が就き「第二海軍」とも呼
二〇〇七年一月五日、五七~五八頁	指導機関の中央軍事委員会の指揮下にある武装警察に編
(4) 日暮高則「沖縄を狙う中国の野心」祥伝社、	局が正式に発足した。但し、「海警」は二○一八年軍最高
立した。	の名称により実施方針が決定され、同年七月、中国海警
曲折した議論を経て、一九八二年に国連海洋法条約が成	し、新たに国家海洋局として再編、「中国海警」(「海警」)
いった。こうして、第三次国連海洋法会議における紆余	二〇一三年三月、「海巡」を除くこれら四つの機関を統合
や二〇〇海里漁業水域法という名の国内立法を作って	局「漁政」、交通運輸部海事局「海巡」などがあげられる。
れた。これらを背景に多くの国が二〇〇海里経済水域法	部「海警」、国土資源部国家海洋局「海監」、農業部漁業

五三(二六三)

尖閣諸島問題とアメリカの中立政策

(山城)

15	$\overline{51}$ $\overline{5}$	<u>)</u> _	<u>49</u>	$\underbrace{48}$	<u>47</u>	Pul	$P_{0}$	<u>46</u>	頁	$\underbrace{45}$	てい	<b>У</b>	あく	場に	M.	1	$\underbrace{44}$	る。	う ∄	れた。	$\mathbb{P}$	
事事件に	「米軍の	と王年	, 原 貴 美	Robert	塩田純	lishing,	stwar l	Robert		塩田純	いる。	ラカの中	、まで中	について	McCosk	ークソン	同書、		<b>     瓜みは</b> 何	た。その後、	-マス参	
関する声	の施設・		- 恵 ) _ サ、	D. Eldı	、 前 掲 書	Inc. pp2	JS-Japa	D. Eld		、前掲書		立の立日	立の立	質問を	ey) が	政権の	二八		度もあ		事官かる	
刑事事件に関する事故対策、	「米軍の施設・玄或の是共および反還の夬主、豊丁権彦(前抄書(ユニ亨	2) 豊い質爹、竹曷書、いこ真	)に言うし、ここ、ここにに、「「」」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、」、「」、」、「	Robert D. Eldridge, Ibid., p-124	塩田純、前掲書、八八頁	Publishing, Inc. pp214~215	Postwar US-Japan Relations, 1945-1952,	Robert D. Eldridge, "The Origins of the		塩田純、前掲書「尖閣諸島と日中外交」、八三~九一		メリカの中立の立場はその後、何度も繰り返し表明され	あくまで中立の立場を保持するということであった。	場について質問を受けた時に答えたもので、アメリカは	M. McCoskey)が一九七〇年、記者会見でアメリカの立	ニクソン政権の国務省報道官マックロスキー	一二八~一二九頁		う試みは何度もあり直近では二○一二年四月に起きてい	尖閣諸島に中華民国国旗を掲げようとい	トーマス参事官から外交部雷愛玲北美司副司長に手渡さ	
、電波	定共らと		シスコ	<i>id.</i> , p-1	頁	01	ations,	The Ori		諸島と日		い後、何	うすると	時に答え	)年、記	私道官マ	頁		は二〇	2中華民	雷愛玲	
電波周波数、	び反量	刀頁	条約の立	24			1945 - 1	gins of		日中外交		度も繰り	いうこ	たもので	者会見で	ックロー			一二年日	国国旗	北美司副	
電波障害問題、	ひ 夫 定、									<u> 六</u> 八 三		り返し表	とであっ	で、アメ	でアメリ				四月に記	を掲げ上	副司長に	
害問題、 [	<del>民</del> 事		渓水社、				Garland	Okinawa in		一 ~ 九 一		公明され	た。ア	リカは	カの立	(Robert			しきてい	らうとい	手渡さ	

気象、

航空機騒音対策、

など日米地位協定に関して協議

することを任務とする組織」(沖縄大百科事典、下一一七することを任務とする組織」(沖縄大百科事典、下一七することを任務とする組織」(沖縄大百科事典、下一七することを任務とする組織)(沖縄大百科事典、下一七

(음) Robert D. Eldridge, *Ibid.*, p-232

五四(二六四)

政

経研究

第五十七巻第三号 (二〇二〇年十二月)

料 資

ジョン・ステュフ	7-1	•	ミル	
『代議制統治論』	自	草革	稿	
――第8章と第9章	(翻刻)			
	· •	X		祐
	吉荒	野 井	祐	馬 介
トー	マス・			

日本大学図書館法学部分館(法学部図書館)は、ジョン・ステュアート・ミル(John Stuart Mill. 1806-1873)の『代議制統治論』自筆草稿を 所蔵している。私たち著者は、前稿に引き続き、本草稿の翻刻に取り 組んでいる。本稿で翻刻されるのは、『代議制統治論』第8章と第9章 である。

翻刻に際して、翻刻文に下線が引かれているものは、ミル本人よっ て下線が引かれていることを表している。翻刻文に二重の下線が引か れているものは、私たちが翻刻できなかったものを、灰色に着色され ているものは、いまだその翻刻に確信が持てないものを表している。 ()で示された部分はミルによるもの、[]]で示された部分は、筆者 たちが補ったものである。

凡例

下線:ミル本人によって引かれた線
 二重下線:筆者たちが翻刻できなかった単語
 灰色部分:翻刻に確信が持てない単語
 ():ミル本人が記したもの

八八 (二九八)

1

Bibliography : [Considerations on Representative Government]. [s.l.] : [s. n.]. [1860]. Untitled autograph manuscript. 228 leaves in 11 [A to K] quires. A quire: 24 leaves, B quire: 24 leaves, C to J quire: each 20 leaves, K quire: 20 leaves (7 leaves blank).

私たちのこれまでの翻刻結果、および原典と草稿との対照は、以下の表の とおりである。

衣I 狗戟誌/Journais					
Preface [Ch. 1] To what extent forms of government are a matter of choice	「ジョン・ステュアート・ミル『代議政治論』自筆草稿 「序言と第1章 (翻刻) — 」 『法学紀要』60巻、2019年 John Stuart Mill's Autographed Draft Manuscript "Considerations on Representative Government." Transcription of Preface and Chapter 1. <i>HŌGAKU KIYŌ</i> . Vol. 60. 2019. https://www.publication.law.nihon-u.ac.jp/bulletin/bulletin_60.html				
[Ch. 2] The Criterion of a good Form of Government [Ch. 3] That the ideally best form of government is representative government	「ジョン・ステュアート・ミル『代議制統治論』自筆草稿 第2章と第3章 (翻刻) — 」 『政経研究』56巻4号、2020年 John Stuart Mill's Autographed Draft Manuscript "Considerations on Representative Government." Transcription of Chapter 2 and 3. <i>SEIKEI KENKYŪ</i> . Vol. 56(4). 2020. https://www.publication.law.nihon-u.ac.jp/political/political_56_4. html				
<pre>[Ch. 4] To what society representative government is inapplicable [Ch. 5] What are the proper functions of representative bodies</pre>	「ジョン・ステュアート・ミル『代議制統治論』自筆草稿 第4章と第5章 (翻刻) — 」 『政経研究』57巻1号、2020年 John Stuart Mill's Autographed Draft Manuscript "Considerations on Representative Government." A Transcription of Chapter 4 and 5. <i>SEIKEI KENKYŪ</i> . Vol. 57(1). 2020. https://www.publication.law.nihon-u.ac.jp/political/political_57_1. html				
<pre>[Ch. 6] Of the Infirmities &amp; d a n g e r s t o w h i c h representative government is liable [Ch. 7] Of True &amp; False Democracy; the representation of all, &amp; the representation of the majority only</pre>	「ジョン・ステュアート・ミル『代議制統治論』自筆草稿 第6章と第7章 (翻刻) ——」 『政経研究』57巻2号、2020年 John Stuart Mill's Autographed Draft Manuscript "Considerations on Representative Government." A Transcription of Chapter 6 and 7. SEIKEI KENKYŪ. Vol. 57(2). 2020. https://www.publication.law.nihon-u.ac.jp/political/political_57_2. html				
<pre>[Ch. 8] Of the extension of the suffrage [Ch. 9] Should there be two stages of election ?</pre>	「ジョン・ステュアート・ミル『代議制統治論』自筆草稿— 第8章と第9章 (翻刻) — 『政経研究』57巻3号、2020年 John Stuart Mill's Autographed Draft Manuscript "Considerations on Representative Government." A Transcription of Chapter 8 and 9. <i>SEIKEI KENKYŪ</i> . Vol. 57(3). 2020.				

表1 掲載誌/Journals

2

ジョン・ステュアート・ミル

『代議制統治論』自筆草稿(川又・吉野・荒井・ロックリー)

八七 (二九七)

[Ch. 16] Of Nationality, as	「ジョン・ステュアート・ミル『代議政治論』自筆草稿――						
connected with Representative	第16、17、18章(翻刻)——」						
Government	『法学紀要』61巻、2020年						
<pre>[Ch. 17] Of the government of dependencies by a free state [Ch. 18] Of Federal Representative Governments</pre>	John Stuart Mill's Autographed Draft Manuscript "Considerations on Representative Government." Transcription of Chapter 16, 17 and 18. <i>HŌGAKU KIYŌ</i> . Vol. 61. 2020. https://www.publication.law.nihon-u.ac.jp/bulletin/bulletin_61.html						
  川又祐「J.S. ミル『代議政治論』自筆草稿(日本大学法学部図書館所蔵)について」『政経研究』 52巻2号、2015年    Kawamata. H. "John Stuart Mill's Autographed Draft Manuscript Considerations on Representative							

Kawamata. H. "John Stuart Mill's Autographed Draft Manuscript Considerations on Representative Government in the Nihon University College of Law Library." *SEIKEI KENKYŪ*. Vol. 52(2). 2015. https://www.publication.law.nihon-u.ac.jp/political/political\_52\_2.html

# 表 2 ミル『代議制統治論』対照表 / A comparison between the manuscript and the first edition of *Considerations*

帖・紙葉	自筆草稿章題	原典初版章題				
A_002-013	To what extent forms of government are a matter of choice.	Ch.1. TO WHAT EXTENT FORMS OF GOVERNMENT ARE A MATTER OF CHOICE.				
A_014-024~ B_001-008	The Criterion of a good Form of Government	Ch.2. THE CRITERION OF A GOOD FORM OF GOVERNMENT.				
B_009-022	That the ideally best form of government is representative government	Ch.3. THAT THE IDEALLY BEST FORM OF GOVERNMENT IS REPRESENTATIVE GOVERNMENT.				
B_023-024~ C_001-009	To what societies representative government is inapplicable	Ch.4. UNDER WHAT SOCIAL CONDITIONS REPRESENTATIVE GOVERNMENT IS INAPPLICABLE.				
C_010-020~ D_001-002	What are the proper functions of representative bodies	Ch.5. OF THE PROPER FUNCTIONS OF REPRESENTATIVE BODIES.				
D_003-018	Of the infirmities & dangers to which representative government is liable.	Ch.6. OF THE INFIRMITIES AND D A N G E R S T O W H I C H REPRESENTATIVE GOVERNMENT IS LIABLE.				
D_019-020~ E_001-013	Of True & False Democracy; the representation of all, & the representation of the majority only.	Ch.7. OF TRUE AND FALSE DEMOCRACY; REPRESENTATION OF ALL, AND REPRESENTATION OF THE MAJORITY ONLY.				
E_014-020~ F_001-011	Of the extension of the suffrage.	Ch.8. OF THE EXTENSION OF THE SUFFRAGE.				
F_012-020~ G_001	Of the mode of voting.	Ch.10. OF THE MODE OF VOTING.				

3

G_002-004	Of the duration of Parliaments	Ch.11. OF THE DURATION OF PARLIAMENTS.
G_005-011	Ought there to be two or only one House of Parliament in a representative constitution?	Ch.13. OF A SECOND CHAMBER.
G_012-020~ H_001-003	Of local representative bodies.	Ch.15. OF LOCAL REPRESENTATIVE BODIES.
H_004-017	Of the Executive in a representative government	Ch.14. OF THE EXECUTIVE IN A REPRESENTATIVE GOVERNMENT.
H_018-020~ I_001-006	Of Nationality, as connected with Representative Government	Ch.16. OF NATIONALITY, AS C O N N E C T E D W I T H REPRESENTATIVE GOVERNMENT.
I_007-017	Of Federal Representative Governments.	Ch.17. OF FEDERAL REPRESENTATIVE GOVERNMENTS.
I_018-020~ J_001-012	Of the government of dependencies by a free state.	Ch.18. OF THE GOVERNMENT OF DEPENDENCIES BY A FREE STATE.
J_013-019	Should there be two stages of election ?	Ch.9. SHOULD THERE BE TWO STAGES OF ELECTION ?
J _ 0 2 0 ~ K_001-012	Ought pledges to be required from members of parliament ?	Ch.12. OUGHT PLEDGES TO BE REQUIRED FROM MEMBERS OF PARLIAMENT ?
K_014	Preface.	PREFACE.

4

# John Stuart Mill's Autographed Draft Manuscript "Considerations on Representative Government." A Transcription of Chapter 8 and 9.

Hiroshi KAWAMATA Atsushi YOSHINO Yusuke ARAI Thomas LOCKLEY

Nihon University College of Law (NUCL) Library houses a John Stuart Mill's autographed draft manuscript of "Considerations on Representative Government" ca. 1860. This time, we, 4 authors transcribe the chapter 8 and 9 from it.

The underline is written by Mill himself. Regrettably, the double underlined parts are the words which we couldn't transcribe. Words about which we are unsure are gray colored. Parentheses ( ) are by Mill. Brackets [ ] are by us.

Bibliography : [Considerations on Representative Government]. [s.l.] : [s.n.]. [1860]. Untitled autograph manuscript. 228 leaves in 11 [A to K] quires. A quire: 24 leaves, B quire: 24 leaves, C to J quire: each 20 leaves, K quire: 20 leaves (7 leaves blank). E\_014 to F\_011. [Chapter 8] E\_014

6

## Of the extension of the suffrage.

A representative democracy such as has been now sketched, a democracy representative of all, & not solely of the majority, a democracy in which the interests, the opinions, the grades of intellect which were outnumbered, would nevertheless be heard, & though they could not prevail by their numbers, would have their chance of prevailing

by weight of character & force of argument — a democracy like this, which

is alone equal, alone impartial, alone the government of all by all, alone, in short, a real democracy, would be free from the worst of the evils which beset the falsely called democracies that now prevail, & from which the current idea of democracy is exclusively derived. But even in this democracy absolute power, if they chose to exercise it, would still be with

the numerical majority ; & the majority would be composed exclusively of a single class, with the same biasses, prepossessions, & general modes of thinking, & that class also on the average the least educated & least cultivated. The constitution would therefore still be

liable to the characteristic evils of class government, though in a far inferior degree to that exclusive government by a class which now usurps the prostituted name of democracy. \_\_\_\_\_\_^(1) so serious ought not to remain without an attempt at remedy. We have therefore now to consider if there be any means of organizing democracy by which those dangers may be reduced without sacrificing any of the characteristic advantages of that form of social polity.

It is of the utmost importance that this object should be sought by means not involving the compulsory exclusion of any citizen from a voice in the representation. The most important of all education

#### E\_015

for every citizen down to the very lowest rank consists in being called on to take a part in those political acts which decide on the great interests of his country. In the life of a manual labourer where daily

occupation is one of routine, & whom the course of his pursuits brings in contact with no variety of impressions, circumstances, or ideas, there is nothing to lead his mind to the apprehension of \_\_\_\_\_\_(2), wider, & more complicated interests, except the attention he may be induced to pay to political affairs. His daily occupations, again, concentrate his interests in a small circle round self, & lead him to feel towards all beyond that circle indifference if not rivality. It is political discussions

which teach him that remote causes, & events which take place far off, have the most sensible effects even on his personal interests ; while it is by confessing with others on public questions & uniting with them in acts diverted to objects common to all that the individual learns to feel for & with his fellow citizens & becomes mentally a member of a large community. But political discussions fly over the heads of those who have no votes. They are not \_\_\_\_\_\_(3) of themselves to form opinions on public affairs, & other people are comparatively under no inducement to press such opinions on their notice. Whoever has no vote, & is not endeavouring to obtain one, feels himself to be one whom the general affairs of society do not concern ; for whom they are to be managed by others, & who "has no business with the laws except to obey them" nor with public interests & concerns except as a looker-on.

But, independently of this, it is in itself a gross injustice to withhold from any one, unless by reason of preponderant dangers, the privilege of having his voice counted in the disposal of affairs in which he has the same interest as other people. If he is made to pay taxes,

if he can be made to fight, if he is required implicitly to obey, he ought

# E\_016

to have a right to be told what for ; to have his consent asked, & his opinion counted at its worth (though not at more than its worth) in the decision of the question. There ought to be no parias [sic. pariahs] in a nation,

no disqualified classes except through their own default. Every one is degraded, whether he is aware of it or not, when others take upon themselves unlimited power to dispose of his destiny without taking him into council ; & even in highly improved state of the human mind it is not in nature that they who are so disposed of should meet with as fair play as those who are allowed to have a voice. Rulers & ruling classes are <u>obliged</u> to consider the interests of those who have the suffrage ; of those who have not, it is in their option whether they will do so or not ; & however well disposed, they are generally too fully occupied with things which they <u>must</u> attend to, to have room in their thoughts for anything which they can possibly disregard. No arrangement of the suffrage, therefore, can be permanently satisfactory, in which anybody is excluded ; in which the electoral privilege is not open to every person <u>sui juris</u> who desires to obtain it.

There are, however, certain exclusions, required by peremptory reasons

which do not conflict with this principle, & which though evils in themselves, are only to be got rid of by the cessation of the state of things which requires them. It is entirely inadmissible that any person should participate in the suffrage without proof

that he can read, write, & I will add, perform the simpler operations of arithmetic. Justice imperatively demands, even when the right of suffrage

does not depend on it, that the means of attaining these elementary acquirements should be brought within the reach of every person in the community

either gratuitously or at an expense not greater than the poorest can afford. But even if this has not been done, it is not a reason for giving

the suffrage free from the condition. If society has

#### E\_017

omitted to perform two solemn obligations, the more important & more fundamental of the two must be fulfilled first. It would seem that the most ordinary common sense must have fled from any one (or been silenced by fanatical adherence to an unmeaning abstraction) before he can maintain that power over others, over the whole community should be imparted to people who have not acquired the most ordinary & essential requisites for taking care of, & pursuing intelligently, their own interests, & those of the persons most nearly allied to them. This argument doubtless might be carried further, & made to

八〇 (三九〇)

prove much more. It would be desirable that much more than reading, writing & arithmetic could be made necessary to the suffrage ; that some knowledge of the conformation of the earth its natural & political divisions, of the elements of general history, & of the history & institutions of their own country, should be required from all electors. But these kinds of knowledge, however essential to an intelligent use of the suffrages, are not, in any country (except the United States) accessible to the whole people, nor does there exist any trustworthy machinery for ascertaining whether it is possessed or no. The attempt, at present, would lead to partiality chicanery, & every kind of fraud. It is better that the suffrage should be withheld

(4) other than conferred on some & denied to others awards to the interest of persons in authority. But it would be easy to require of every

one who presented himself for registry that he should in the presence of the registrar copy a

sentence from an English book, & perform a sum

in the rule of three ; & to secure, by fixed rules & complete

publicity, the impartial application of so very simple a test.

This therefore should in all cases accompany universal suffrage;

### E\_018

ジョン・ステュアート・ミル『代議制統治論』自筆草稿(川又・吉野・荒井・ロックリー)

七 九	[Left side of page. E quire 017	verso. In	pencil.]
	In New York, 2 percent on the	(5)	(6)
八 九	being about half or $\frac{2}{5}$ the rent		

[Right side of page. E quire 019 recto.]

& it would, after a few years, exclude none, but those who cared so little for the suffrage that their vote, if given, would not be the indication of any real political opinion.

Another necessary restriction is that the assembly, which votes the taxes, whether general or local, should be elected exclusively by those who pay something towards the taxes of which they are disposing.

The reasons are obvious ; Those who pay

no taxes, disposing by their votes of other people's money, have every motive to be lavish, & none to economize. It is simply allowing them to put their hands into other people's pockets, for any purpose which they think fit to call a public one : which in the great towns of the United States is said to have produced a scale of local taxation heavy beyond example, and wholly borne by the wealthier classes. To reconcile this condition of representation with universality, it is essential, as it is on all other accounts desirable, that taxation, in some shape or other, should descend to the very poorest class. In this & most other countries there is no labouring family which does not contribute to the indirect taxes, by its purchase of tea, coffee, sugar, not to mention beer or spirits. But this is hardly sufficient, since such a mode of bearing a share in the public expenses is scarcely felt; the payer, unless a person of education & reflexion, hardly feels himself to be paying for the support of the government, he only feels as if the things he purchases were made dear through payments made by some one else.

However lavish an expenditure he might, by his vote, assist in

11

imposing on the government, he would take care that it should

ジョン・ステュアート・ミル『代議制統治論』

not be defrayed by taxes imposed on the articles which he himself consumes.

It would be better that a direct tax, in the simple form of a capitation, should be laid on every person in the community, or that a person should be admitted an elector on allowing himself to be rated extra ordinem to the assessed taxes, or that a small annual payment (proportioned to the gross expenditure of the country) should be required from every registered elector, that so every one might feel that the money which he assisted in voting away was partly his & that he was interested in keeping down its amount.

However this might be, I regard it as required by first principles that the receipt of parish relief should disqualify for the franchise. He who cannot by his own labour suffice for his own support, has no claim to the power of helping himself to the money of others.

By becoming dependent on the other members of the community for actual subsistence, he abdicates his claim to equal rights with them in other respects. Those to whom he is indebted even for his existence may justly claim the exclusive management of all those common concerns to which he now brings nothing, or brings less than he takes away. As a condition of the franchise, A term should be fixed, say five years, previous to the registry, doing which

the applicant's name has not been on the parish books as a

自筆草稿(川又・吉野・荒井・ロックリー)

recipient of relief. Various ways might be devised conformably to the existing institutions of the particular country, by which those might be kept out of the franchise who were not willing, or were temporarily unable, to comply with the necessary conditions. Thus if there were in all parishes or other local divisions a school rate, assessed on every family or household, it would be very proper to refuse the franchise

#### E\_020

to every one who, on his own application, had been excused from the rate if compulsory, or who had forborne to pay it if voluntary. None of these exclusions are in their nature permanent : they require such conditions only as all are able, or as all ought to be able, to fulfil if they choose ; they make the suffrage accessible to every one who is in the normal condition of a human being : & if any one has to forego it, he either does not care sufficiently for it, to do for its sake what he is morally bound to do for other reasons, or he is in a general condition of depression & degradation in which this slight addition, necessary for the security of others, would be unfelt, & on emerging from which this inferiority would disappear with the rest.

In the long run, therefore, it might be reasonably expected that all, except that (it is to be hoped) constantly diminishing class, the recipients of parish relief, would be in possession of votes, & the suffrage would be, with that slight abatement, universal. In this state of things, the majority of voters, in most countries, & emphatically in this, would be manual labourers ; & the two dangers, that of too low a standard of intelligence, & that of class

13

legislation, would still exist, in a very perilous degree. It remains to be seen whether any means exist by which these evils could be obviated.

They may be obviated completely, not by any artificial contrivance but by carrying out the natural order of human life, that which recommends itself to every one in things in which he has no interest or traditional opinion running counter to it. In all human affairs, every person interested, (at all events every one <u>directly</u> interested,

E\_020 verso blank.

F\_001

 $\mathbf{F}$ 

& not merely through some other person) has a claim to a voice, & cannot be deprived of it save either as a just stigma on his unfitness to use it or an unjust exclusion from a moral right. But (though every one ought to have a voice) that every one ought to have an <u>equal</u> voice is a totally different proposition.

When two persons

whose interests are jointly concerned, differ in opinion, if with equal virtue one

is superior to the other in intelligence, or if with equal intelligence one is superior to the other in virtue, the opinion, the judgment, of the higher

moral or intellectual being is worth more than the other, &

there ought to be a provision in human institutions for attaching to greater

importance. I assert this not as a thing

undesirable in itself, to be temporarily tolerated as long as it is

necessary for the prevention of greater evils, like the exclusion of part of the community from the suffrage. I affirm it to be right in itself, conformable to the most universal & comprehensive of all moral & political principles ; grounded in abstract justice, & the universal

fitness of things, which are only other words for the maxims & principles which obvious reason & universal experience prescribe for the guidance of human affairs generally or (if this be denied) are at least, always in accordance with those maxims & principles. Neither is there anything necessarily invidious in it to those to whom it assigns the lower degrees of influence. Entire exclusion from a voice in the joint concerns is one thing ; the grant to others of a more potential voice on the ground of greater capacity for the management of those joint concerns, is another. There two kinds of inferiority are not merely different, they are incommensurable.

#### F\_002

Everyone feels insulted by being made a nobody, & stamped as a nobody.

No one but a fool, & only a fool of a peculiar description, feels insulted by the acknowledgement that there are others whose opinion or even whose wish, is entitled to a greater amount of consideration than his.

To have no voice in what are partly his own concerns is what nobody willingly submits to ; but when what is partly his concern is also partly another's, & he feels that other to understand more of the subject, that the other's opinion should prevail over his agrees with his expectations, & with the course of things which 政

経

研

究

第五十七巻第三号 (二〇二〇年十二月)

in all the concerns of life he is accustomed to acquiesce in. It is only necessary that the superior influence should be bestowed on grounds which he can comprehend, & which he is able to recognize as just.

It is quite inadmissible, unless as a temporary makeshift, that this superiority of influence should be conferred in consideration of property. I do not deny that property is some sort of test ; & education, in most countries,

though anything but proportional to riches, is on the average better in the richer half of society than in the poorer; but the criterion is so imperfect, accident had so much more to do than merit in enabling men to rise in the world, & it

is so impossible for any one, by acquiring the instruction, to make sure of the corresponding rise in station, that this foundation of electoral privilege is always, & will continue to be, supremely odious.

If there existed such a thing as systematic national education, or a system

of universal examinations which could be

relied on, education might be tested directly. In the

absence of these, the nature of a person's occupation is some test.

An employer of labour is on the average more intelligent

than a labourer ; for he must labour with his head, & not solely with

### F\_003

七三(二八三)

ジョン・ステュアート・ミル『代議制統治論』自筆草稿(川又・吉野・荒井・ロックリー)

his hands. A foreman is generally more intelligent than an ordinary labourer, & a labourer in the skilled trades than one on the unskilled. A banker, merchant, or manufacturer, is likely to be more intelligent than a tradesman, because he has larger & more complicated interests to manage. But in all these
that is the test of qualification, & therefore, as well as to prevent men from engaging nominally in an occupation merely for the sake of the vote, it would be proper to require that the occupation should have been followed for some length of time (say three years). Subject to some such condition, two or more votes might be allowed to every person who hold any of these superior functions. The liberal professions, when really & not nominally pursued, imply of course, a superior degree of instruction, & whenever any sufficient examination, or any serious conditions of education, are required before entering on a profession, its members could be admitted at once to plurality of votes. The like may be affirmed of graduates of all universities; & even of those who bring satisfactory certificates of having passed through the course of study required by any school at which the higher branches of knowledge are taught, under proper securities that the teaching is real, & not false pretense. The middle-class examinations so laudably & public spiritedly established by the University of Oxford,

& any similar ones which may hereafter be instituted by any equally competent body (provided they were fairly open to all the world) afford a ground on which plurality of votes might with great benefit be accorded to those who had past [sic. passed] the test.

#### F\_004

If it be asked, how far this principle should be carried, or how many votes it would be allowable to accord to an individual on consideration of superior qualifications, I reply, that this is not any material, provided no distinctions or gradations are made but such as can be made obvious & acceptable to the general conscience & understanding, & provided the limit be observed, prescribed by the fundamental principle laid down in a former chapter viz. that the plurality system must on no account be carried so far that the liberally educated class, or the gentleman class, or the wealthy class, shall outweigh by means of it all the rest of the community. The distinction in favour of education, right in itself, is further recommended by its preserving the educated class from the class legislation of the uneducated : but it must stop short of enabling them to practice class legislation on their own side, or it becomes an evil instead of a good. I must add that I consider it an absolutely necessary element of the plurality scheme, that it shall be open to the poorest individual in the community to claim

its privileges if he is able to prove that in spite of all difficulties & obstacles he is, in point of intelligence, entitled to them. There ought to be voluntary examinations at which any person whatever might present himself, might prove that he came up to the standard of knowledge & ability laid down as sufficient,

& be admitted in consequence to the plurality of votes. A privilege which is not refused to any one who can show that he has realized the conditions on which in theory & principle it is dependent, would not be repugnant to any one's sentiment of justice, as it would be if conferred on general presumptions which

## $F_{005}$

sometimes fails but denied to direct proof.

The principle of double voting in a direct shape is so unfamiliar in parliamentary elections (though being practiced in vestry elections & those of poor law guardians) that it is not likely to be soon or willingly adopted; but though the suggestion, for the present, may not be a practical one, it is important as marking what is best in principle, & fit to be the guide in judging of the eligibility of any indirect means, either existing or capable of being introduced, which promote in a less perfect manner the same end. A person may have a double vote by other means than by tendering two votes at the same hustings; he may have the right of voting in two different constituencies ; & though this privilege belongs at present to superiority of means rather than to superiority of intelligence. I would on no account abolish it where it exists, since until a truer test of intelligence is adopted, it would be unwise to dispense with even the bad one which already exists. The practice might with advantage be carried much further. If the suffrage were made universal, I would allow all graduates of universities

all persons certificated by the higher schools, all the liberal professions,

& perhaps others, to be registered as electors in that

character & give their votes as such in any constituency in which they chose to register, retaining in addition their vote as simple citizens in the locality in

which they have their residence.

Until there shall have

been devised, & until opinion is willing to accept, some mode of plural voting which would assign to superior education the degree of superior influence in itself due to it, & which would 政

経

研

究

第五十七巻第三号 (二〇二〇年十二月)

# $F_{006}$

[Left side of page. F quire 005 verso. In pencil.]

A still better plan is the Prussian recommended by Sir J. Pakington in the Reform debate. Each locality to return three members on three unequal property qualifications.

[Right side of page. F quire 006 recto.]

be a sufficient counterpoise to the numerical weight of the

least educated class ; for so long,

though universal suffrage would still be admissible,

at least in some of the constituencies it would be necessary that it should be accompanied by such

a electoral grouping that the class of manual labourers while having a large number of representatives, should not have the preponderant weight in the legislature. While this state of things exists, the present anomalies in the representation must in a great degree continue : the large towns, & any other constituencies in which the uneducated classes preponderate must have a number of members much less than in proportion to their population. If the country does not choose to pursue the right ends by a regular system directly leading to them, it must be content with an irregular makeshift, as being immensely preferable to a system, free from irregularities but regularly adapted to wrong ends, or from which some ends equally necessary with the others have been left out.

I have said, & now \_\_\_\_\_<sup>(8)</sup>, that I should not despair of the beneficial working, even of equal & universal suffrage, if made real by the equal representation of all minorities through Mr Hare's scheme. But I must also

政 経 研 究 第五十七巻第三号(二〇二〇年十二月)

repeat, that even if this were certain. I should contend for the

plurality of voting. I do not look upon equal voting as one of those things which are good as

themselves, if only they can be guarded against inconveniences. I look upon it as bad

in itself ; wrong in principle, because recognizing a wrong standard, & exercising a wrong

& pernicious influence on the voter's mind. It is not useful, but hurtful, that the constitution of the country should declare ignorance to be entitled to as much political power as Knowledge. The national

#### $F_{007}$

institutions should place all things which they are concerned with, before the mind of the citizen in the light in which it is for his good that he should habitually contemplate them : & as it is good that he should think that every one is entitled to some influence, but that the wiser & better are entitled to more than those who are less wise or less good, it is important that this conviction should be professed by the state, & embodied in the national institutions. Such things as this, are what constitute the spirit of the institutions of a country ; & the institutions of every country not under gross positive oppression produce more effect by their spirit than by any of their direct provisions, since by it they shape the national character. The American institutions have engrained strongly on every American mind that any one man (with a white skin) is as good as any other ; & every one feels that this false creed is at many of [in pencil.] the root of all [underline, in pencil] the unfavorable points in the American character.

It is a great mischief that the constitution of any country should sanction this creed. There is scarcely any effect it can produce which is more detrimental to moral & intellectual progress in most of their shapes, than such a state of feeling, whether express or tacit.

It may perhaps be said, that a constitution which gives equal influence, man for man, to the most instructed & the most uninstructed, is nevertheless beneficial, in another manner, to progress, because the appeals constantly made to the less instructed classes & the attempts which the more instructed are obliged to make for enlightening their judgment & ridding them of errors & prejudices, are an extraordinary stimulant to their

#### F\_008

advancement in intelligence. I admit, or rather, strenuously contend, that this most beneficial effect is likely to be produced by admitting the uneducated classes to some, & even to a large share, of power. But theory & experience \_\_\_\_\_\_<sup>(9)</sup> in proving that the directly contrary effect is produced by making them the possessors of all power. Those who are supreme over all others, whether they are One, or Few, or Many, have no longer any need of the arms of reason : they can make their mere will prevail ; & those who cannot be resisted, are always far too well satisfied with their own opinions to be inclined to change them, or listen without impatience to those who tell them that they are in the wrong. The position which is favourable to the attainment of intelligence, is that of those who are acquiring power, not of those who have acquired it ; & of all resting points the one which developes the best & highest qualities

ジョン・ステュアート・ミル『代議制統治論』

自筆草稿(川又・吉野・荒井・ロックリー)

is that at which they are strong enough to make reason prevail, but not strong enough to prevail against reason. This is the position in which, according to the principles we have laid down, both the rich & the poor, the much & the little educated, all the other denominations which divide society between them, ought as far as possible to be placed ; & by combining this principle with the otherwise just one of giving superior weight to superior mental qualities, a political constitution would realize that kind of relative perfection which is alone compatible with human affairs.

In the preceding argument for universal, but graduated suffrage, I have taken no account whatever of difference of sex. I consider it to be as entirely irrelevant to political rights, as difference of height

#### F\_009

or difference in the colour of the hair. All grown up human beings have an equal interest in good government; their interests are equally affected by it, & they have equal need of a voice in it to secure their share

of its benefits. If there be any difference, women require it more than men, since, being the weaker, they are more dependent on society & law for protecting them against the stronger. Mankind have long since abandoned the only premisses [sic. premises] which will support the conclusion

that women ought not to have votes. No one now holds that women should have no thought, no wish, no occupation, but to be the domestic drudges of husbands, fathers, or brothers. It is considered reasonable & proper that women should think, & write, & be teachers. As soon as this is admitted, the fate of the political

23

disqualification is sealed. Men ought to be ashamed at this time of day to stand up & say that women are fitter for some things & less fit for others & that the laws therefore should keep women to some things & restrain them from others. The whole mode of thought of the modern world is, with increasing emphasis, pronouncing against the claim of society to decide for individuals what they are & are not fit for, & what they shall or shall not be allowed to try. If the principles of modern politics & political economy are good for anything, it is for proving that these are things which can only be found out by the individuals themselves. No less certainly have those principles decided that if there be any real differences in aptitude for different things, under complete freedom of choice the mass will adhere to the things for which they are on the average fittest, & the exceptional course will only be taken by the exceptions. Either the whole tendency of modern

F\_010

social improvements has been wrong, or it must be carried on to the abolition of all exclusions & all disabilities which close any employment whatever to a human being. But it is not necessary to maintain so much in order to prove that women ought to have the suffrage. Let them be ever so much a subordinate class, confined to domestic occupations & under domestic authority, they would not less require the protection of the suffrage to secure them against the abuse of that authority. The majority of the male sex will be nothing else all their lives than labourers in manufactories or in cornfields ; but this does not render the suffrage less desirable

六五 (二七五)

for them, or their claim to it less indefeasible, when not likely to make a bad use of it. Nobody pretends to think that women would make a bad use of the suffrage. The worst that is said is that they would vote as mere dependents, at the bidding of their male relations. If it be so, so let it be. If they think for themselves Great good will be done, & if they do not, no harm. There will be some benefit to them in the bare fact that they have something to bestow which their husbands or brothers cannot compel, & are yet desirous to have. It would also be no small matter that the husband would discuss the subject with his wife, & that the vote would not be his concern alone but a joint matter. He would often be obliged to give honest reasons for his vote, such as might induce a more upright & impartial character to sail with him in the same boat. Often & often would the wife's influence keep him true to his own sincere opinion. Often indeed that influence would be used, not on the side of public principle, but of the personal interest or vanity of the family; but wherever such would be its object, it is exerted to the

#### F\_011

full already, in that bad direction ; & the more certainly, in proportion as she is herself devoid of any political opinion ; & would be less likely to be thus mischievously used, in proportion as she was encouraged to form an opinion, & obtain an intelligent comprehension of reasons which ought to prevail with the conscience against the temptations of self interest family as well an individual. 政

経

研

究

第五十七巻第三号 (二〇二〇年十二月)

## J\_013 to J\_019. [Chapter 9]

J\_013

26

## Should there be two stages of election ?

In some representative constitutions the course has been adopted of choosing the members of the representative body by a double process,

the primary electors only electing other electors, & these again electing members of parliament. The purpose

of this contrivance seems to have been

that of putting a certain degree of impediment to the full action of popular power : giving the suffrage, & thereby the ultimate power, to the Many, but compelling them to exercise it through the agency of a comparatively few,

who, it is supposed, will be less moved than the Demos itself by gusts of popular passion : & as the electors, being themselves a select body, may be expected considerably to exceed in intellect & character the general level of their constituents, a choice made by them is thought likely to be more careful & enlightened, & will in any case be made under a greater feeling of responsibility, than if made by the masses themselves.

This mode of filtering, as it were,

the popular suffrage through an intermediate body, admits of a very plausible defense in theory ; since it may

be said with great appearance of reason, that it requires less intellect & instruction to judge which among our neighbours, can be most safely trusted to choose a member of parliament, than who is himself fittest to be one.

In the first place, however, it must be remembered, that if the

dangers incident to popular power may be thought to be in some

J_014	政权
measure diminished by this indirect arrangement, so also are its	経 研
benefits ; & the latter effect is much more certain than the former. To	究
enable	第工
the system to act in the manner desired, the primary electors must	
use the suffrage bestowed on them in a manner conformable	第五十七巻第三号
to it, that is, each one of them must not concern himself	老三号
about who the member of parliament is to be,	
but only about whom he would like best to choose one for him.	(二〇二〇年十二月)
And the thing must be, that he will not occupy his thoughts with	
political opinions & measures or political men, but will be guided	$\frac{1}{2}$
only by his personal respect for some private individual, to whom he	月
will give	
a general power of attorney to act for him. Now if the primary	
electors really do thus act, one of the principal uses of giving them	
a vote at all is frustrated ; it fails of developing public	
spirit & political intelligence, of making public affairs a matter	
of interest to their feelings & an exercise to their minds. But, further	
this supposition involves inconsistent conditions, for if the voter	
feels no interest in the final result, how or why can he	
be expected to feel any in the process which leads to it ? To wish	
to have a particular person for his representative in Parliament, is	
possible to a person	스
of a very moderate degree of intelligence ; & to wish to choose an	
elector who will elect that person, is a natural consequence :	(二七二)
but for one who does not care who is elected, or who feels bound to put	$\smile$
that	

consideration in abeyance, to feel any interest whatever in merely naming the worthiest person to elect another according to his own judgment, implies a zeal for what is right in the abstract, & a principle of duty for the sake of duty which is possible only to persons of a rather high grade of cultivation who by the very possession of it, show that they may be solely trusted

#### J\_015

with political power in a more direct form. A function less calculated in itself to kindle the feelings, & having less inducement to care for it except the determination conscientiously to discharge <u>any</u> function, could not well be <u>conferred</u> upon the (10)

electors ; & if they cared enough about politics to set any value on that limited power, they would not be likely to be satisfied without one more extensive.

In the next place, admitting that a person who will not judge well of the fitness of a candidate for parliament, may be a sufficient judge of the general capacity & honesty of some one else whom he may appoint to choose a member of parliament for him ; I may remark, that if the voter acquiesces in this estimate of his capacity & really desires to have the choice made for him by some person whom he knows, nothing is easier for him than to ask that person whom he had better vote for the two modes election than coincide in their result. The whole advantage of indirect election is obtained under the direct. The two modes only begin to diverge in their operation when we suppose that the voter, would prefer if \_\_\_\_\_\_(11), to use his own judgment in the choice of a representative

& only lets another choose for him because the law does not \_\_\_\_\_\_^(12) him to do anything else. But if this be his state of mind the indirect system will be little mere than nominal. He will only have to choose as elector a known partisan of the candidate he prefers, or some one who will pledge himself to vote for that candidate. This is the practical operation of the Presidential election in the United States. It is nominally indirect. The population at large does not vote for the President, it votes for electors who choose the President. But nobody is chosen except under express engagement to vote for a particular

person, nor does a citizen ever vote for an elector because

#### J\_016

of any preference for the man ; he votes for the Buchanan ticket, or the Fremont ticket. And thus he will always do, if there is any active interest

in politics among the people generally. It must be remembered, that the electors are not chosen in order that they may search the country, & find the fittest person in it to be President, or to be a member of parliament. There would be something to be said for the practice if this were so ; but it never is so. The electors are to make their choice from among those who have offered themselves as candidates ; & the people who choose the electors, know perfectly well who these are. If there be any political activity in the country, most of the electors vote certainly have made up their minds which of these they would like to

29

have ; & will make that the sole \_\_\_\_\_<sup>(13)</sup> consideration of their vote. The partisans of each candidate will have their list of electors

ready, all pledged to vote for that candidate ; & the only question practically asked of the primary elector will be which of these lists he will have.

The case in which election by two degrees answers well in practice is when the chosen electors are not chosen solely as electors, but have other important functions to discharge, which precludes their being selected solely as delegates to give a particular vote. This is the case with another electors or the United States, that of the members of the Senate. That assembly is considered to represent not the people, but the States as such,

& to be the guardian of that portion

of independence which they have not alienated : & for this purpose each state returns to the Senate exactly the same number of members, (two) whether it be little Delaware or the "Empire State" of New York. These members are not chosen by the population

30

but by the State Legislatures, who have themselves been elected by the people

of the State ; but as the whole business of internal legislation,

& the control of the State executive devolves on them, they are elected more

with a view to that object than to the other, &

in naming two persons to represent the State in the Federal Senate, they

 $J_017$ 

really do for the most part exercise their own judgment, with only that general reference to public opinion which  $\_$   $^{(14)}$  all the acts of the representative body in a democracy. These elections, thus made, are conspicuously the best of all the elections in the U. States. The Senate invariably consisting of the most distinguished men among those who have made themselves known in public life. Indirect popular election, therefore, does, under certain conditions, fulfil its purpose well; but those conditions are hardly to be found except in a federal government like the American where the election can be entrusted to local bodies whose other functions really extend to the most important duties of government. The only bodies in any analogous position who exist, or are likely to exist, in this county are the municipalities, & any similar bodies who exist or may be created for similar local purposes. But few persons would think it any improvement in the elections to Parliament if the members for the City of London were chosen by the Aldermen & Common Council, & those for Marylebone avowedly by the vestries of its component parishes. Even if those bodies were wholly unobjectionable as local boards, the qualities which would fit them for the limited & peculiar duties of town or parish edileship [sic. aedileship] are no guarantee of any special fitness to

judge of the qualifications of candidates to sit in Parliament ; they

政

経

研

究

第五十七巻第三号 (二〇二〇年十二月)

J\_018

32

probably would not fulfil this duty any better than it is fulfilled by the inhabitants voting directly; while, on the other hand, if their duty of electing members of parliament were taken into consideration in selecting them for the office of vestrymen, many of the persons who were fittest

for that more restricted duty would inevitably be excluded from it if only by the necessity there would be of choosing persons whose sentiments in general politics agreed with those of the voters who elected them.

It appears therefore that all the benefits of indirect election will be just as much obtained under direct ; that such of them as would not be obtained under direct election, will equally fail to be obtained under indirect ; while the latter has considerable disadvantages peculiar to itself. The mere fact that it is an

additional & superfluous wheel in the machinery, is a material evil. Its decided inferiority as a means of exciting public spirit of spreading political intelligence among the citizens, has already been adverted to ; & if it had

any practical operation at all, it must make the voter identify himself \_\_\_\_\_^{(15)} with his member, & the member feel a much less active sense of responsibility to his constituents. In addition to all this, the comparatively small number of persons in whose hands, at last, the election of a member of parliament would rest, could not but afford great additional facilities to intrigue, & to every kind of corruption. It would be sufficient to gain over a small number of persons in order to be secure of being returned ; & those persons not holding

any permanent office, or position in the public eye, would risk little by a corrupt vote except what they would care little for, not to be named electors again. This evil would arise just in proportion as any discretion was left them, as they were not chosen expressly & exclusively as mere delegates to give to carry, as it were vote of their constituents to the hustings. The moment the two stages of election began to have any effect, they would begin to have a bad effect. It seems unnecessary writing for England to say anything further in opposition to a scheme which has no support from any of the national traditions, & in which there could not perhaps be found in this country a single partisan. But a notion so plausible at the first view, & so familiar to students in politics, might perhaps be brought forward on some occasion when it might be seductive to some minds & it could not, therefore, even if none but English readers were to be considered, be passed altogether in silence



(1) 筆者たちが翻刻できなかったものを画像で示す。以下同じ。



政 経 研 究 第五十七巻第三号(二〇二〇年十二月)



○ 本誌に掲載の全ての論文につきましては、以下の Web サイトで PDF を電子公開しております。

日本大学法学部ホームページ (https://www.law.nihon-u.ac.jp/)

○ 本誌の受入れに関しまして、送付先(住所・宛先等)の変更や
受入辞退等がございましたら、以下まで御連絡ください。

<連絡先部署> 日本大学法学部研究事務課

- (住 所) 〒101-8375 東京都千代田区神田三崎町 2-3-1
- (TEL) 03-5275-8510
- (FAX) 03-5275-8537
- (E-mail) kenjimu.law@nihon-u.ac.jp

トーマス・ロックリー 市 町 本大学准教授 吉 野 花 介 日本大学准教授 市 日本大学教授 日本大学教授 掲載順

17 )	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	委 員	11	副委員長	委員 長	機関誌
前作	左	宮	野	中	杉	加	大	岩	石	石	渡	横	松	友	髙	黒	加	大力	南	賀	大	編集
田甫	櫀	澤	村	静	本	藤	熊	井	橋	][[	辺	溝	島	岡	畑	滝	藤	へ保		来	岡	編集委員会
	義	隆	和	未	竜	暁	圭	義	Æ	徳	徳	えい	雪	史			雅	拓	健	健		会
実具	典	義	彦	知	也	子	子	和	孝	幸	夫	りか	江	仁	郎		之	也	悟	輔	聡	

発行者 日 本 大 学 法 学 会発行者 日 本 大 学 法 学 会和千代田区神田猿楽町二-二-一四 A & X ビル 印刷所 株 式 会 社 メ デ ィ オ 中刷所 株 式 会 社 メ デ ィ オ 司 司 m 副所 株 式 会 社 メ デ ィ 司 司 司	集
--	---

# SEIKEI KENKY $\overline{U}$

# (Studies in Political Science and Economics)

Vol. 57 No. 3 December 2020

CONTENTS

# ARTICLE

Masaharu Yamaguchi, Wealth and Happiness in the Philosophy of Adam Smith

# NOTE

Hideichi Yamashiro, The Problem of the Senkaku Islands and America's Policy of Neutrality

.....

# MA TERIAL

Hiroshi Kawamata, Atsushi Yoshino, Yusuke Arai, Thomas Lockley, John Stuart Mill's Autographed Draft Manuscript "Considerations on Representative Government." A Transcription of Chapters 8 and 9.